

# 有価証券報告書

事業年度 自 2021年4月1日  
(第11期) 至 2022年3月31日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

---

# 有価証券報告書

---

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と同時に提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

## 第11期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	6
3 【事業の内容】	7
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	11
2 【事業等のリスク】	19
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	28
4 【経営上の重要な契約等】	58
5 【研究開発活動】	58
第3 【設備の状況】	59
1 【設備投資等の概要】	59
2 【主要な設備の状況】	60
3 【設備の新設、除却等の計画】	62
第4 【提出会社の状況】	63
1 【株式等の状況】	63
(1) 【株式の総数等】	63
(2) 【新株予約権等の状況】	65
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	79
(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	80
(5) 【所有者別状況】	80
(6) 【大株主の状況】	81
(7) 【議決権の状況】	83
2 【自己株式の取得等の状況】	84
(1) 【株主総会決議による取得の状況】	84
(2) 【取締役会決議による取得の状況】	84
(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】	84
(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】	84
3 【配当政策】	85
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	86
第5 【経理の状況】	131
1 【連結財務諸表等】	132
(1) 【連結財務諸表】	132
① 【連結貸借対照表】	132
② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	134
③ 【連結株主資本等変動計算書】	137
④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】	139

⑤ 【連結附属明細表】 .....	217
(2) 【その他】 .....	221
2 【財務諸表等】 .....	222
(1) 【財務諸表】 .....	222
① 【貸借対照表】 .....	222
② 【損益計算書】 .....	224
③ 【株主資本等変動計算書】 .....	225
④ 【附属明細表】 .....	232
(2) 【主な資産及び負債の内容】 .....	232
(3) 【その他】 .....	232
第6 【提出会社の株式事務の概要】 .....	233
第7 【提出会社の参考情報】 .....	234
1 【提出会社の親会社等の情報】 .....	234
2 【その他の参考情報】 .....	234
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	235

監査報告書

内部統制報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2022年6月24日

**【事業年度】** 第11期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

**【会社名】** 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 取締役執行役社長 高 倉 透

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

**【電話番号】** 03(6256)6000 (大代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部統括主任調査役 岡 澤 亮 太

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

**【電話番号】** 03(6256)6000 (大代表)

**【事務連絡者氏名】** 総務部統括主任調査役 岡 澤 亮 太

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,350,946	1,467,916	1,535,401	1,380,434	1,401,091
うち連結信託報酬	百万円	100,591	103,911	99,816	102,883	110,539
連結経常利益	百万円	232,661	256,411	257,658	183,155	229,704
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	153,986	173,889	163,028	142,196	169,078
連結包括利益	百万円	231,696	93,925	△23,974	201,137	90,859
連結純資産額	百万円	2,872,325	2,730,356	2,590,907	2,722,556	2,745,288
連結総資産額	百万円	68,356,798	57,029,113	56,500,552	63,368,573	64,633,220
1株当たり純資産額	円	6,897.36	7,008.67	6,822.48	7,192.07	7,249.70
1株当たり当期純利益	円	403.91	458.91	434.31	379.65	451.40
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	403.75	458.64	434.03	379.41	451.12
自己資本比率	%	3.83	4.65	4.52	4.25	4.20
連結自己資本利益率	%	6.05	6.58	6.25	5.41	6.25
連結株価収益率	倍	10.66	8.66	7.19	10.16	8.86
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,840,458	374,318	△2,395,306	6,553,089	△120,263
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△745,854	△225,399	△631,459	△475,494	△879,205
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△76,869	△136,766	△85,323	△219,723	△125,079
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	26,540,249	14,079,768	10,960,024	16,799,146	15,733,650
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	22,351 [2,547]	21,498 [2,141]	21,658 [2,149]	22,139 [2,193]	22,024 [2,200]
信託財産額	百万円	201,698,118	211,350,067	224,425,327	239,846,590	248,215,419

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等及び「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。収益認識会計基準等及び時価算定会計基準等の適用による連結純資産額及び1株当たり純資産額への影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

2. デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、当連結会計年度よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債に係る表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、2020年度の連結財務諸表の組替えを行っており、変更による連結総資産額及び営業活動によるキャッシュ・フローへの影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (表示方法の変更)」に記載のとおりであります。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、新株予約権及び非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。
5. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社の信託財産額であります。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社であります。

## (2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

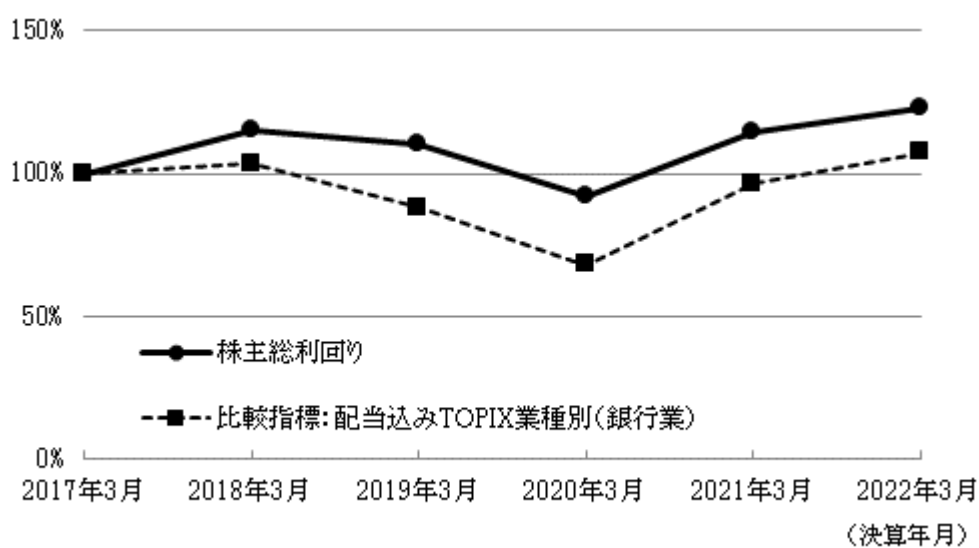
回次		第7期	第8期	第9期	第10期	第11期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
営業収益	百万円	57,301	123,149	97,597	60,855	63,319
経常利益	百万円	49,337	116,190	92,640	55,901	57,580
当期純利益	百万円	49,333	127,717	93,858	56,637	57,620
資本金	百万円	261,608	261,608	261,608	261,608	261,608
発行済株式総数 普通株式	千株	390,348	390,348	375,291	375,291	375,291
純資産額	百万円	1,479,082	1,548,721	1,570,044	1,570,441	1,570,025
総資産額	百万円	2,076,512	2,203,492	2,224,754	2,203,450	2,223,512
1株当たり純資産額	円	3,884.77	4,087.87	4,189.14	4,190.18	4,188.80
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) 普通株式	円	130.00 (65.00)	140.00 (65.00)	150.00 (75.00)	150.00 (75.00)	170.00 (80.00)
1株当たり当期純利益	円	129.40	337.06	250.04	151.21	153.83
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	129.35	336.86	249.87	151.12	153.74
自己資本比率	%	71.19	70.23	70.52	71.22	70.56
自己資本利益率	%	3.32	8.44	6.02	3.60	3.67
株価収益率	倍	33.28	11.79	12.49	25.51	26.00
配当性向	%	100.45	41.53	59.99	99.19	110.50
従業員数	人	91	146	169	184	233
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX業 種別(銀行業))	%	114.94 (103.42)	110.00 (87.83)	91.81 (67.92)	114.74 (96.28)	122.82 (107.29)
最高株価	円	4,821	4,865	4,418	4,172	4,364
最低株価	円	3,603	3,876	2,618	2,705	3,431

(注) 1. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 自己資本利益率は、当期純利益を新株予約権控除後の期中平均純資産額で除して算出しております。



3. 株主総利回り及び比較指標の最近5年間の推移は、以下のとおりであります。  
2017年3月期を基準としたその後の推移を表示しております（基準時点を100%として表示）。



4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 2 【沿革】

- 2001年10月 中央三井信託銀行株式会社は株主の承認と関係当局の認可を前提に、銀行持株会社を設立し、中央三井信託銀行株式会社及び三井アセット信託銀行株式会社を傘下にもつ新しい金融グループを結成することを決定。
- 2001年11月 中央三井信託銀行株式会社は、持株会社の設立、株式会社の経営陣・経営執行体制を、新たな銀行持株会社グループ名を「三井トラストフィナンシャルグループ」とすることと併せて公表。
- 2001年12月 中央三井信託銀行株式会社の臨時株主総会及び種類株主総会において、中央三井信託銀行株式会社が株式移転により銀行持株会社を設立し、中央三井信託銀行株式会社がその完全子会社となることについて承認決議。
- 2002年 1 月 中央三井信託銀行株式会社は、内閣総理大臣から信託銀行を子会社とする銀行持株会社設立にかかる認可を取得。  
当社の普通株式を東京証券取引所、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所に上場。
- 2002年 2 月 中央三井信託銀行株式会社の株式移転により三井トラスト・ホールディングス株式会社を設立。  
中央三井信託銀行株式会社から三井アセット信託銀行株式会社株式の譲渡を受け子会社化。
- 2002年 3 月 中央三井信託銀行株式会社の年金・証券部門を会社分割により、三井アセット信託銀行株式会社へ移管。
- 2006年11月 三井アセット信託銀行株式会社を株式交換により完全子会社化。
- 2007年10月 三井トラスト・ホールディングス株式会社を中央三井トラスト・ホールディングス株式会社に、三井アセット信託銀行株式会社を中央三井アセット信託銀行株式会社に商号変更。  
中央三井アセットマネジメント株式会社と中央三井キャピタル株式会社を当社の直接出資子会社に変更。
- 2010年 8 月 住友信託銀行株式会社との間で、経営統合に関する株式交換契約及び経営統合契約を締結。
- 2010年12月 臨時株主総会において、住友信託銀行株式会社との株式交換契約を承認決議。
- 2011年 4 月 株式交換により住友信託銀行株式会社と経営統合し、新たな持株会社「三井住友トラスト・ホールディングス株式会社」発足。
- 2011年12月 完全子会社である中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社及び住友信託銀行株式会社が合併契約を締結。
- 2012年 4 月 傘下信託銀行 3 社が合併し、新たに「三井住友信託銀行株式会社」発足。
- 2017年 6 月 指名委員会等設置会社へ移行。
- 2018年10月 三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を会社分割により、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社と統合。
- 2019年 7 月 三井住友信託銀行株式会社から同社が保有する日興アセットマネジメント株式会社の全株式の現物配当を受け、直接出資子会社化。

### 3 【事業の内容】

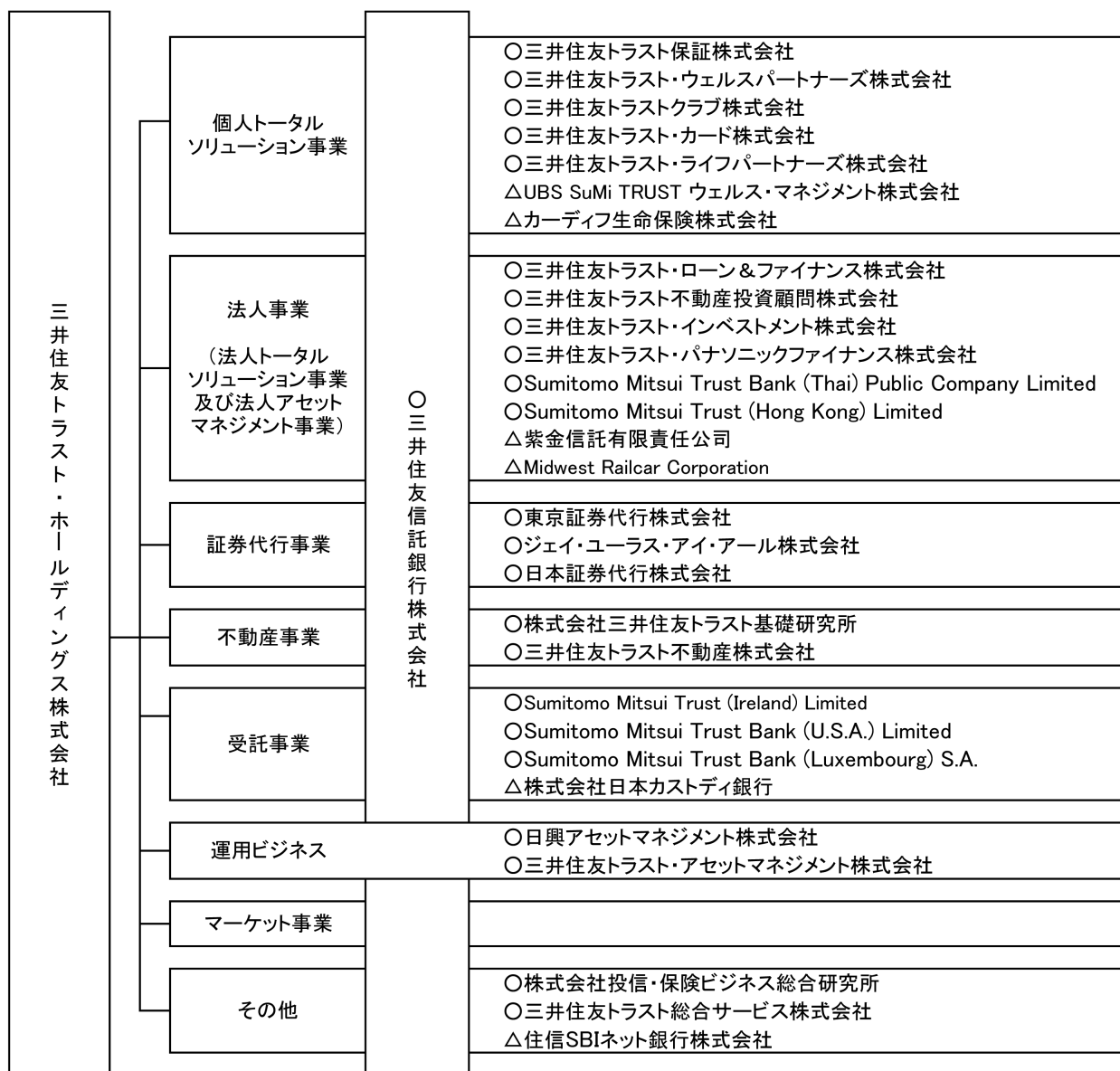
2022年3月31日現在、当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社59社及び持分法適用関連会社33社で構成されており、幅広く金融関連業務を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。事業の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当社は特定上場会社等に該当し、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準のうち、上場会社の規模との対比で定められる数値基準については連結ベースの計数に基づいて判断することとなります。

なお、2022年4月1日より報告セグメントを変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載しております。

2022年3月31日現在



(注)○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(連結子会社)									
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区	342,037	信託業務 銀行業務	100.00	11 (9)	—	経営管理 業務委託 金銭貸借取引 預金取引	当社に建 物の一部 を賃貸	—
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	17,363	投資運用業務 投資助言・代理 業務	100.00 (0.99)	—	—	経営管理	—	—
三井住友トラスト・ アセットマネジメント 株式会社	東京都港区	2,000	投資運用業務 投資助言・代理 業務	100.00	2 (1)	—	経営管理	—	—
株式会社三井住友トラスト 基礎研究所	東京都港区	300	調査研究業務 コンサルティング 業務 投資助言業務	100.00	2	—	経営管理	—	—
株式会社投信・保険 ビジネス総合研究所	東京都港区	150	調査研究業務 コンサルティング 業務	88.00	2	—	経営管理	—	—
三井住友トラスト・ ローン&ファイナンス 株式会社	東京都港区	6,000	金銭の貸付業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト保証 株式会社	東京都港区	301	信用保証業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト不動産 株式会社	東京都千代田区	300	不動産仲介業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト 不動産投資顧問株式会社	東京都千代田区	300	投資運用業務 投資助言業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ ウェルスパートナーズ 株式会社	東京都港区	155	コンサルティング 業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラストクラブ 株式会社	東京都中央区	100	クレジットカード 業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト・ カード株式会社	東京都港区	100	クレジットカード 業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
三井住友トラスト 総合サービス株式会社	東京都港区	100	不動産の賃貸・ 管理業務	100.00 (100.00)	3 (1)	—	—	—	—
三井住友トラスト・ インベストメント 株式会社	東京都港区	100	有価証券投資業 務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ ライフパートナーズ 株式会社	東京都千代田区	100	損害保険代理業 務 生命保険募集業 務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
東京証券代行株式会社	東京都千代田区	50	証券代行業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
ジェイ・ユーラス・ アイ・アール株式会社	東京都千代田区	10	コンサルティング 業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
日本証券代行株式会社	東京都中央区	500	証券代行業務	85.10 (85.10)	1	—	—	—	—
三井住友トラスト・ パナソニックファイナンス 株式会社	東京都港区	25,584	総合リース業務 割賦販売業務 クレジットカード 業務	84.89 (84.89)	3 (1)	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limited	タイ王国バンコク都	百万 タイバーツ 20,000	銀行業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—

名称	住所	資本金 又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited	アイルランド共和国 ダブリン市	千ユーロ 75,874	信託業務	100.00 (100.00)	2	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (U.S.A.) Limited	アメリカ合衆国 ニュージャージー州 ホーボーケン市	千米ドル 56,000	銀行業務 信託業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust (Hong Kong) Limited	中華人民共和国 香港特別行政区	千米ドル 45,000	証券業務	100.00 (100.00)	—	—	—	—	—
Sumitomo Mitsui Trust Bank (Luxembourg) S.A.	ルクセンブルグ 大公国ホワルド	千米ドル 30,000	銀行業務 証券業務 信託業務	100.00 (100.00)	1	—	—	—	—
その他35社	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(持分法適用関連会社)									
UBS SuMi TRUSTウェルス・ マネジメント株式会社	東京都千代田区	5,165	証券業務 信託契約代理業 務	49.00	1 (1)	—	—	—	—
株式会社日本カストディ 銀行	東京都中央区	51,000	銀行業務 信託業務	33.33	1 (1)	—	—	—	—
住信SBIネット銀行 株式会社	東京都港区	31,000	銀行業務	50.00 (50.00)	1 (1)	—	—	—	—
カーディフ生命保険 株式会社	東京都渋谷区	20,600	生命保険業務	20.00 (20.00)	2 (1)	—	—	—	—
紫金信託有限責任公司	中華人民共和国 江蘇省南京市	百万中国元 3,271	信託業務	20.00 (20.00)	—	—	—	—	—
Midwest Railcar Corporation	アメリカ合衆国 イリノイ州 エドワーズビル市	千米ドル 474	リース業務	— (—) [100.00]	1	—	—	—	—
その他27社	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは、三井住友信託銀行株式会社及び Sumitomo Mitsui Trust Bank (Thai) Public Company Limitedであります。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書（又は有価証券届出書）を提出している会社は、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社であります。
3. 上記関係会社のうち、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の経常収益（連結会社間の内部取引を除く。）は、連結財務諸表の経常収益の100分の10を超えております。三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の主な損益情報等は各社の有価証券報告書に記載されております。
4. 上記関係会社のうち、連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
5. 「議決権の所有割合」欄の( )内は、子会社による間接所有の割合（内書き）、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合（外書き）であります。
6. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当社の役員（内書き）であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

2022年3月31日現在

セグメント の名称	合計	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	運用 ビジネス	マーケット	その他
従業員数 (人)	22,024 [ 2,200]	8,594 [ 442]	4,199 [ 270]	467 [ 49]	1,834 [ 70]	1,571 [ 87]	1,421 [ 101]	350 [ 6]	3,588 [ 1,174]

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であり、海外の現地採用者を含み、臨時従業員2,116人を含んでおりません。  
 2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員等96人を含んでおります。  
 3. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。  
 4. 報告セグメントごとの従業員数には連結子会社の従業員数を含んでおります。  
 5. 2022年4月1日より報告セグメントを変更しております。変更の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載しております。

### (2) 当社の従業員数

2022年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
233	49.8	21.1	12,684

- (注) 1. 当社の従業員は、三井住友信託銀行株式会社からの出向者等であり、平均勤続年数は出向元での勤続年数を通算しております。  
 2. 従業員数には、取締役を兼務していない執行役員等（当社以外の職務委嘱割合が高い者を除く）8人を含んでおります。  
 3. 当社の従業員はすべて「その他」のセグメントに属しております。  
 4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
 5. 当社には従業員組合はありません。労使間においては特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 会社の経営の基本方針

当グループは、目指す企業グループ像を明確にするため、次のとおり存在意義（パーパス）、経営理念（ミッション）、目指す姿（ビジョン）、行動規範（バリュー）を定めております。

---

#### 存在意義 (Purpose)

---

**信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる**

---

#### 経営理念 (Mission)

---

- ①高度な専門性と総合力を駆使して、お客さまにとってトータルなソリューションを迅速に提供してまいります。
- ②信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を実践し、社会からの揺るぎない信頼を確立してまいります。
- ③信託銀行グループならではの多彩な機能を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出し、株主の期待に応えてまいります。
- ④個々人の多様性と創造性が、組織の付加価値として存分に活かされ、働くことに夢と誇りとやりがいを持てる職場を提供してまいります。

---

#### 目指す姿 (Vision)

---

##### 「The Trust Bank」の実現を目指して

当グループは、信託の受託者精神に立脚し、高度な専門性と総合力を駆使して、銀行事業、資産運用・管理事業、不動産事業を融合した新しいビジネスモデルで独自の価値を創出する、本邦最大かつ最高のステイタスを誇る信託銀行グループとして、グローバルに飛躍してまいります。

---

#### 行動規範 (Value)

---

当グループの役員・社員は、グループ経営理念を実践するため、以下の6つの行動規範を遵守してまいります。

##### お客さま本位の徹底 —信義誠実—

私たちは、最善至高の信義誠実と信用を重んじ確実を旨とする精神をもって、お客さまの安心と満足のために行動してまいります。

##### 社会への貢献 —奉仕開拓—

私たちは、奉仕と創意工夫による開拓の精神をもって、社会に貢献してまいります。

##### 組織能力の発揮 —信頼創造—

私たちは、信託への熱意を共有する多様な人材の切磋琢磨と弛まぬ自己変革で、相互信頼と創造性にあふれる組織の力を発揮してまいります。

##### 個の確立 —自助自律—

私たちは、自助自律の精神と高い当事者意識をもって、責務を全うしてまいります。

##### 法令等の厳格な遵守

私たちは、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会規範にもとることのない企業活動を推進してまいります。

##### 反社会的勢力への毅然とした対応

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした姿勢を貫いてまいります。

## (2) 金融経済環境

当連結会計年度の金融経済環境を見ますと、国内外ともに新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進展し経済活動の再開が進みましたが、繰り返される感染拡大が依然として経済活動の重石となりました。国内の生産・輸出は、夏場以降、半導体などの部品供給不足等の影響で下振れしました。また、ウクライナ危機の影響で先行きの不確実性が高まったほか、コモディティ価格が高騰しインフレ懸念に拍車をかけました。

金融市場では、米国のインフレ進行や利上げ時期などに注目が集まりました。日経平均株価は、長引く行動制限の影響などから上値の重い展開が続き、ウクライナ危機を受けて一時25,000円前後まで下落しました。10年国債利回りは、概ね0%近辺のプラス圏で推移していましたが、2022年に入ると米金利の上昇に連動して0.2%超まで上昇しました。ドル円レートは、日米金利差の拡大を背景に円安傾向が強まり、3月末には120円を超える水準となりました。

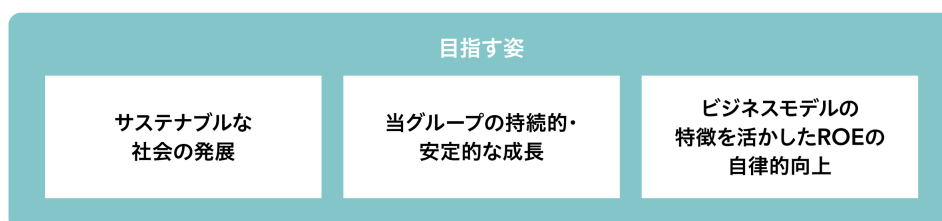
## (3) 事業の経過

当グループは、2020年度からスタートさせた中期経営計画の3年間を、継続的・安定的な成長に向けた基盤を確かなものとする期間と位置付けています。

過去より進めてきたビジネスモデル変革をもう一段進めるとともに、我々の存在意義（パーパス）を胸に、個人、法人、投資家のお客さまそれぞれに生じる社会課題に真正面から取り組み、当グループの持続的・安定的な成長に向けて取り組んでいきます。

### 存在意義(パーパス)

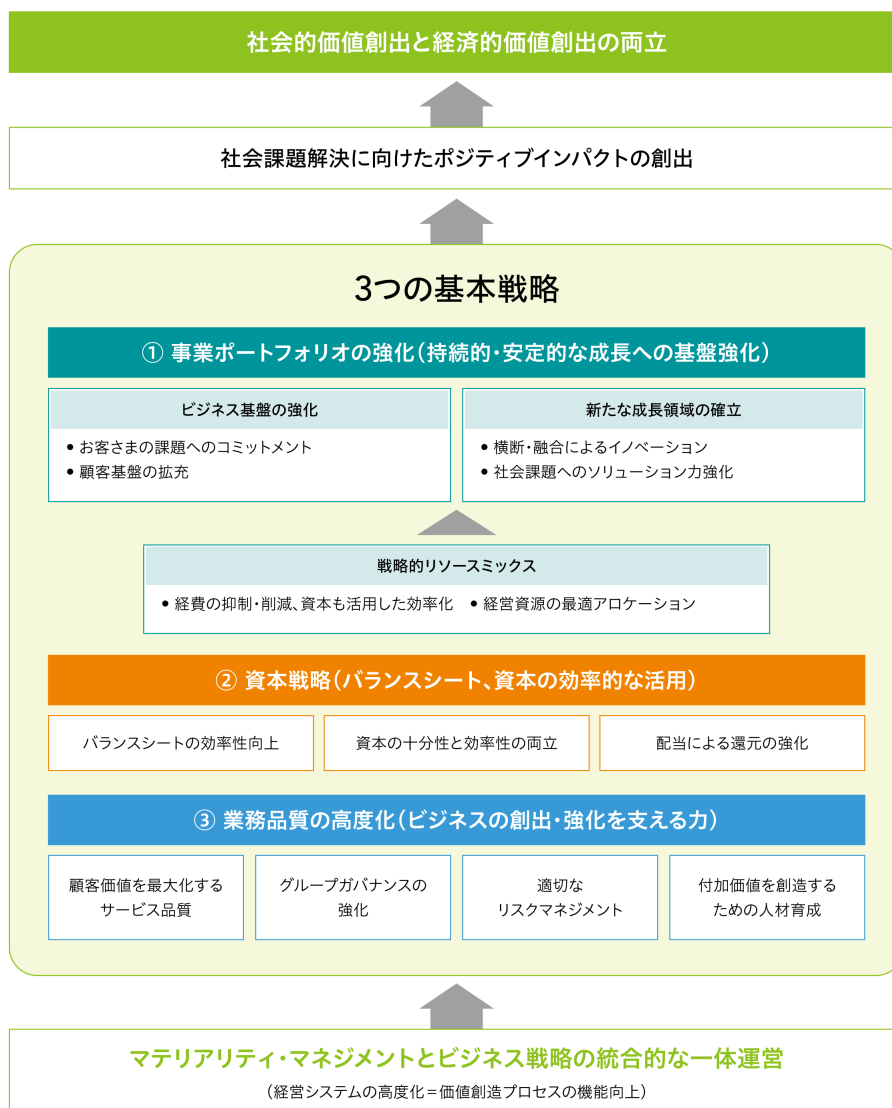
## 信託の力で、新たな価値を創造し、 お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる





# — 基本戦略 —

2020年度からの中期経営計画では、3つの基本戦略を経営の中心に据え、成長の持続性・安定性をさらに向上させる取り組みを進めていきます。



2021年度は、金融経済環境の不確実性に加え、気候変動問題など社会課題に対する関心が高まりを見せる中、当グループは、変化を捉え、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立による持続的・安定的な成長」を果たすべく、以下の取り組みを進めました。

(3つの重点テーマ)

1. お客様の期待を上回る業務品質の高度化
2. グループのサステナビリティの盤石化
3. 成長実現の確度を高める経営インフラの高度化

1. お客様の期待を上回る業務品質の高度化

お客様に提供する商品・サービスの品質こそが、お客様から信頼をいただき、当グループの競争優位につながる基盤であるとの考えのもと、商品・サービスの提供状況を定期的に評価し、お客様のニーズへの対応力・サービス品質を高める取り組みを進めました。

個人のお客さまには、三井住友信託銀行において、人生100年時代を見据えて既存商品を改良し、認知症などの将来不安に備えつつ長期の資産運用を実現する「人生100年パスポートプラス」の取り扱いを開始しました。

お客さまのライフスタイルの多様化に伴う不動産関連のニーズの変化に対しては、グループ各社にて、お客さまの利便性を向上させる様々なサービスを開始しました。三井住友信託銀行において、住宅ローンご契約者さまの万一の場合に、ご自宅の相続を円滑にサポートする「ハウジングウィル」の取り扱いを開始するとともに、三井住友トラスト・ライフパートナーズ株式会社を取り扱う火災保険を、全店舗でご相談・お手続きいただける体制を整えました。また、三井住友トラスト不動産株式会社において、お客さまの住み替えニーズを的確にお伺いし、住宅仲介の取り扱い件数を着実に伸ばしました。

住信SBIネット銀行株式会社においては、テクノロジーを活用した利便性とセキュリティ強化による安全性を追求した高品質なサービスが高く評価され、預金口座数が前年度比約2割増となり500万件を突破するとともに、公益社団法人企業情報化協会のカスタマーサポート表彰制度において「優秀賞」を2年連続で受賞しました。

三井住友トラストクラブ株式会社においては、お客さまのプライベートを豊かにする会員サービスの向上に加え、「ビジネスカード」の刷新や、新商品「プレミアムビジネスカード」を発行し、お客さまのビジネス活動をサポートする取り組みを強化しました。

法人のお客さまには、企業経営において、SDGsやESGへの取り組みが益々重要となる中、グループ各社が連携し、ガバナンス体制の整備や人的資本の充実など、お客さまのサステナブル経営と企業価値の向上を支援するソリューションを拡充しました。

巨額の資金が必要とされるカーボンニュートラル社会の実現に向けては、三井住友信託銀行において、次世代エネルギーなどの優れた技術の社会実装を、自らが投資者となって後押しする「インパクト・エクイティ投資」の枠組みを整備しました。また、国内の再生可能エネルギーの開発についても、高い技術力を有する事業会社や三井住友トラスト・インベストメント株式会社と連携して、開発を加速させるための投資ファンドを設立しました。

三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社においては、資金用途を環境改善効果のある事業に限定するグリーンボンドを発行し、エネルギー効率化に資する施設や再生エネルギー設備の導入などに活用しました。三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社においては、グループ各社と連携し、独自の専門的審査ノウハウを強みに、質・量のバランスを重視した貸出運営に努めました。

企業年金・公的年金や金融法人など投資家のお客さまには、三井住友信託銀行において、株・債券以外の非伝統資産や実物資産、地域活性化に資するスタートアップ企業を投資対象とする投資ファンドなど、運用商品の開発・提供を進め、預かり残高を拡大させました。また、確定拠出年金業務では、ESG関連の商品ラインナップ拡充や動画を活用した投資教育に注力し、加入者数や預かり残高を順調に増加させ、業界トップのシェアを堅持しました。

資産運用業務においては、グループ一体での運用戦略の下、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社や日興アセットマネジメント株式会社において、ESG分野における投資ニーズの高まりを捉え、グループ全体で資産運用残高を拡大させました。具体的には、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社において、同社初の設定となる上場投資信託「SMT ETFカーボン・エフィシエント日本株」を東京証券取引所に上場しました。日興アセットマネジメント株式会社においては、先進国や新興国の脱炭素関連企業を投資対象とする複数の新たな公募投資信託を設定しました。

資産管理業務においては、株式会社日本カストディ銀行や三井住友信託銀行を中心に、ITやデジタル技術を活用した資産管理のインフラ強化や業務効率化を通じたコスト削減を進め、競争力の強化に取り組みました。

## 2. グループのサステナビリティの盤石化（経営資源のより有効な活用）

社会やお客さまが抱える中長期の課題に対し、継続的に貢献していくためには、当グループ自身がサステナブルな存在であることが不可欠との認識のもと、守り/攻めの強化領域に、重点的に資本・経費・人員等を投入するなど、経営資源のより有効な活用に向けた取り組みを意識的に進めました。

具体的には、守りの観点では、リスク管理・コンプライアンス体制の強化に向け、人員配置、システム投資を重点的に行いました。一方で、攻めの観点では、新たな成長分野への投資として、2021年8月、「UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社」の株式49%を取得しました。同社を通じて、UBSグループの資産運用・証券サービスと、当グループの相続・資産承継、不動産等の機能を組み合わせ、企業オーナーを中心とするお客さまへの提供価値を高める活動をスタートさせています。

また、政策保有株式については、当グループの資本効率の改善のみならず、日本の資本市場の健全な発展に寄与することを目的として、「従来型の安定株主としての政策保有株式」は原則すべて保有しない方針へ転換しました。方針発表を行った2021年5月以降、三井住友信託銀行において、法人のお客さまと丁寧な対話を重ね、2021年度における国内上場株式の売却額（取得原価ベース）は538億円となり、これまでを大幅に上回るスピードで削減が進展しました。

なお、グループ全体における資本の十分性確保に目処が立ちつつあることを踏まえ、資本効率性の改善を目的に、自己株式300億円を上限として取得のうえ、消却することを予定しております。

### 3. 成長実現の確度を高める経営インフラの高度化

上記に加え、成長の実現確度をより高めるために、以下の取り組みを進めました。

#### （1）デジタル・トランスフォーメーション

従来の常識にとらわれない柔軟な発想でのデジタル・トランスフォーメーション（以下、「DX」といいます。）を推進するため、2021年4月、戦略子会社「Trust Base株式会社」を設立しました。専門人材の採用も活用しつつ、体制強化を進め、DX化を牽引する活動を拡大しています。ビジネス面では、家計・資産を一括管理するスマートフォンアプリ「スマートライフデザイナー」の開発や、データの集計・分析等に関する業務プロセスの自動化などを進め、新たなお客さま基盤の拡充と、当グループのコスト構造改革の両立に取り組みました。

#### （2）人材活躍の推進

当グループでは、多様で専門性の高い社員の一人ひとりが能力を最大限発揮できるよう社員のWell-beingの向上に取り組むとともに、ダイバーシティ&インクルージョンを一層加速するため、女性活躍推進、育児や介護と仕事の両立支援、人権・LGBTQなどに資するインフラの整備拡充に取り組みました。

その結果、Bloomberg社より、男女平等を推進する企業として「Bloomberg Gender-Equality Index」に2022年まで4年連続で選定されるとともに、三井住友信託銀行においては、NPO法人J-Winより、「2022 J-Win ダイバーシティ・アワード」の企業賞・ベーシック部門で準大賞を受賞しました。

さらに、2024年10月までに、マネジメント業務を担う女性比率を30%以上とする行動計画を新たに策定し、能力本位での管理職登用を推進しています。

また、専門人材の融合や交流が新たな価値創造に不可欠なものと捉え、ESGや脱炭素、デジタル等の注力領域では、専門知識を有するエキスパート人材の確保に注力し、多様な人材ポートフォリオの構築を進めました。

#### （3）サステナビリティ経営

当グループは、社会的価値創出と経済的価値創出の両立を掲げ、社会課題の解決と当グループの経営戦略を統合的に捉えた価値創造に取り組んでおります。

その中でも、全世界で加速する気候変動問題に対して脱炭素社会の構築へ貢献するために、当グループ自身の事業活動と、投融资ポートフォリオ全体から排出される温室効果ガスの、ネットゼロを掲げた「カーボンニュートラル宣言」を公表しました。

具体的な取り組みとしては、サステナブルファイナンス商品や各種コンサルティングの提供に加え、先進技術の社会実装を金融的側面から支援するため、理系博士号を保有する専門家のチームを組成し、水素バリューチェーンの実証事業や、ESG地域金融の枠組み構築などの取り組みを開始しております。

また、責任銀行原則（PRB）の署名機関として、自らがインパクトの創造に主体的に関与することを宣言し、ポジティブ・インパクト・ファイナンス、株式投資、実物資産、ベンチャーキャピタルなど、手法を多様化させつつ、当グループのインパクトファイナンスを拡大させています。

こうした取り組みが評価され、環境省の「第3回ESGファイナンス・アワード・ジャパン」における間接金融部門にて、三井住友信託銀行が銀賞（環境大臣賞）を受賞しました。

#### (4) 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

少子高齢化や格差の拡大、自然災害の激甚化など、様々な社会構造や自然環境の変化が、社会や個人、企業経営との関連性を強め、解決すべき重要テーマとなりつつあります。そして、これら社会課題を解決しようとする動きは、社会インフラや産業構造を根底から大きく変える一大潮流になるものと認識しております。

当グループは、このような時代の転換期において、信託の力を最大限に発揮し、「企業価値の向上による果実を家計にもたらす資金・資産・資本の好循環」を促し、リードしていくことで、将来世代に豊かな社会を承継し、当グループ自身も持続的な成長を遂げることを目指してまいります。

中期経営計画の最終年度となる2022年度は、付加価値の高い商品・サービスの提供と、新たな価値を創造するための投資などを通じ、様々なステークホルダーによる資金の好循環を、当グループ自らが促進・先導していく姿を目指し、以下の3つの重点テーマに取り組んでまいります。

##### イ. 好循環を加速する事業ポートフォリオ強化

社会の変化によって生じるお客さまの新たな課題に対して、最適なソリューションを提供し、また経済主体間の好循環を加速するため、三井住友信託銀行において、個人・法人・投資家のお客さまを軸とした事業体制に再編しました。多彩な信託機能と銀行機能を組み合わせることで、個人のお客さまに対しては、「人生100年時代」の安心・安全と投資運用コンサルティングの提供で投資を促し、法人のお客さまに対しては「ESG/サステナブル経営」の観点で企業価値向上や脱炭素化に向けた事業のトランジション（移行）をサポートし、投資家のお客さまに対しては、当グループ内外の「ネットワーク」を活用した投資機会を提供することで、主体的・能動的に資金の好循環を促してまいります。

併せて、資金循環の要諦となる資産運用ビジネスにおいては、ESG関連の商品開発やオペレーションの共通化など、グループ各社間の連携・協働の実効性を高める枠組みを強化し、グループシナジーをこれまで以上に発揮してまいります。

##### ロ. 持続的成長に向けた戦略投資の推進

社会やお客さまが抱える中長期の課題解決に貢献することと、当グループ自身の持続的な成長を両立して実現するため、資本・経費・人員等に関して戦略的な投資を行い、新たな成長機会や市場を創造する取り組みを進めてまいります。

具体的には、カーボンニュートラルなどの社会課題で、解決には巨額な資金が必要となる領域に対し、自己勘定からの投資を呼び水として、投資家のお客さまの資金を呼び込む取り組みを進めるほか、社会やお客さまの課題を解決しうる企業群のネットワークづくりに資する投資を推進します。同時に、新たな価値を創出するデジタル・トランスフォーメーションや、未来に適合したビジネスを創造できる人材への投資も推進します。

その一方で、政策保有株式については、「従来型の安定株主としての政策保有株式」は原則すべて保有しない方針を維持し、法人のお客さまの理解を得ながら削減することにより、資本効率の高い収益構造への転換を進めてまいります。

##### ハ. お客さまの信任に応える業務品質の向上・高度化の取り組み

サステナブルな社会実現に向けて企業の役割が拡大する中、創業来、受託者精神に立脚し、社会やお客さまの利益となる価値提供を本業としてきた信託銀行グループへの期待は高まっていると認識しております。当グループでは、その信任に応え続けていくため、業務品質の高度化に向けた取り組みを継続して進めてまいります。

具体的には、各ステークホルダーへの価値提供を、当グループのバリューチェーン全体で捉え、商品やサービスの連関を高め、パッケージ化してご提供することで相乗効果を生み出していく取り組みや、品質の高度化に向けた取り組み等について、お客さまからの評価を真摯に受け止めつつ、グループ一体で進めてまいります。

なお、当グループは、付加価値の高い商品・サービスの提供と、新たな価値を創造するための投資等を通じ、様々なステークホルダーによる資金・資産・資本の好循環を促進・先導していくことを目的として、2022年4月1日付で三井住友信託銀行株式会社の改組を実施し、報告セグメントを変更しております。

変更後の報告セグメントにおける目指すべきビジネスモデルは、以下のとおりであります。

## イ. 個人事業

人生100年時代を迎え、お客さまの「長く充実した人生を過ごすこと」への関心がますます高まるとともに、将来に向けた資産形成・運用や高齢期における資産管理、相続・資産承継に関する悩み・不安が、各世代における社会課題として顕在化してきています。

個人事業では、信託銀行グループならではの高度な専門性と多彩な商品・サービスを駆使しながら、個人のお客さまの世代やライフイベントなどに応じて変化する資産・負債の特性を踏まえたトータル・コンサルティングを通じてお一人お一人に寄り添った最適なソリューションをご提供することで、お客さまの「ベストパートナー」となり、長期間にわたる信頼と安心を培っていくことを目指しています。

## ロ. 法人事業

革新的なIT技術・産業素材・工業技術の登場とライフサイクルの短期化、デジタル化の急速な進展、ステークホルダーとの対話の重要性拡大、脱炭素化・SDGs実現に向けた対応の加速など、企業を取り巻く環境は従来以上のスピードで変化するとともに、ますます複雑さを増しています。

創業来培ってきた「信託銀行ならではの多彩さ・専門性を強化」し、これらを複雑・高度に融合させ、お客さまと社会の顕在化した課題はもとより、潜在的な課題の解決にも貢献する「トータルソリューションモデルを進化」させることを通じて、お客さまと社会から「ベストパートナー」に指名される金融機関を目指しています。

## ハ. 投資家事業

投資家事業においては、ESG投資など社会課題解決に繋がる運用商品の開発や社会的価値の創出に注力することに加え、資産管理事業においては、IT・デジタル技術の活用による資産管理・データサービスの強化など資金等の好循環を創出する各種サービスの高度化に取り組みます。また、地産地消型のエネルギー循環など地域経済エコシステム構築への貢献やライフプランマネジメントを通じたFinancial Well-beingサポートなど、多様な投資家のお客さまの経営課題に寄り添いながら社会課題解決に貢献していきます。

## ニ. 不動産事業

法人向け不動産仲介・コンサルティングは、国内外の金融機関・不動産会社等とのネットワークも生かして、不動産に関する多彩な機能をご提供し、企業価値向上と経営課題の解決を目指します。個人向け不動産仲介は、お客さまのライフステージに即した不動産情報のご提供を拡充し、お客さまの資産価値最大化を追求します。

本邦No. 1の規模である不動産証券化信託や不動産投資法人関連業務は、不動産投資市場の拡大を支えるインフラとして、堅確な業務継続を実現し社会的使命を果たします。これらの業務を通じ、お客さまの不動産のベストパートナーを目指します。

## ホ. マーケット事業

先進国の金融政策、新興国の景気動向に加えて、世界的な政治情勢、地政学リスク、パンデミック発生など市場を取り巻く不確実性は高まっています。お客さまの保有資産やバランスシートにも市場リスクが存在しており、マーケットボラティリティ（市場変動）を適切にマネージするソリューションをご提供することでお客さまの資産価値を守っていきます。

マーケティング業務・マーケットメイク業務の知見に加えて、投資業務や財務マネージ業務における長年の経験に裏打ちされた市場リスクコントロールの技術も活用するなど、専門家集団によるボラティリティマネージのあらゆるノウハウを活用し、お客さまに最適なソリューションをご提供していきます。

## ヘ. 運用ビジネス

今後も長期的にグローバルな資産運用ビジネスの成長が見込まれる一方、地政学リスク、新型コロナウイルス感染症などのパンデミックリスクに加え、競争激化や規制強化による運用手数料低下圧力が一層強まっており、中期的なビジネス環境は不透明さを増しています。こうした環境を機会と捉え、グローバルベースの先駆的なESG活動を含めた海外ビジネスの拡大に加え、海外の運用会社への提携戦略（出資などを含む）を通じ、グループとしてグローバル展開を加速します。

また、グループ内に特長が異なる運用会社を複数持つ強みを生かして、パッシブからアクティブ、オルタナティブまでフルラインをカバーし、国内外の機関投資家から個人投資家まで幅広いお客さまの多様化する投資ニーズにお応えしていきます。

(5) 目標とする経営指標

当グループは、2020年度からスタートさせた中期経営計画の3年間を、持続的・安定的な成長に向けた基盤を確かなものとする期間と位置づけ、最終年度である2022年度及び中長期の財務目標（KPI）として以下を定めております。

	2020年度 (実績)	2021年度 (実績)	2022年度 (目標)	中長期 ターゲット
実質業務純益	2,947億円	3,460億円	3,100億円	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,421億円	1,690億円	1,900億円	—
経費率（OHR）	60.1%	57.1%	60%台前半	50%台後半
普通株式等Tier1比率※	9.4%	9.9%	10%台前半	安定的に 10%台維持
自己資本ROE	5.41%	6.25%	7%程度	9%程度
手数料収益比率	52.9%	54.0%	50%台半ば	安定的に 60%以上

※バーゼルⅢ最終化（試算値）ベース

- (注) 1. 実質業務純益：経常利益から与信関係費用や株式等関係損益などの臨時的な要因の影響を控除したもので、実質的な銀行（及びグループ）の本業の収益を表す指標。
2. 経費率（OHR）：実質業務粗利益（実質業務純益に総経費を足し戻した計数）に対する総経費の比率。利益を稼ぐ効率性を示す指標であり、この比率が低いほど、経費を効率的に使って粗利益を稼いでいることを示します。
3. 普通株式等Tier1比率：資本金、資本剰余金及び利益剰余金など、自己資本の中でも中核的な資本に対するリスクの割合を表すもの。資本の十分性を示す規制指標であり、この比率が高いほど、リスクに対する備えが厚いことを示します。
4. 自己資本ROE：自己資本に対する当期純利益の比率。利益を稼ぐ効率性を示す指標であり、この比率が高いほど、自己資本を効率的に使って純利益を稼いでいることを示します。
5. 手数料収益比率：実質業務粗利益に対する各種手数料収益（受託財産に係る信託報酬や不動産仲介手数料、投資信託の販売手数料等）の比率であり、当グループが注力する手数料ビジネスからの収益量を示す指標。

## 2 【事業等のリスク】

当グループでは、フォワードルッキングな視点で、1年以内に当グループの事業執行能力や業績目標に重大な影響をもたらす可能性があると考えているリスクをトップリスク、中長期的に重大な影響をもたらす可能性があると考えているリスクをエマージングリスクとして、経営者が定期的に選定のうえ、リスクの状況をモニタリング、コントロールしながら、対応策を講じ、取締役会等への報告を行っております。以下の記載における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当グループが判断したものです。

### (1) トップリスク及びエマージングリスクとリスク対応策

トップリスク及びエマージングリスクの内容	当グループにおける対応策
<p>①感染症（新型コロナウイルス感染症等）の世界的流行に関するリスク</p> <p>新型コロナウイルス感染症の世界的流行が長期化することにより、世界経済に悪影響をもたらす可能性があります。当グループにおいては、与信先の事業等への悪影響を通じて、信用ポートフォリオの質が悪化し与信関係費用が増加したり、事業戦略に悪影響が及ぶ可能性があります。また、当グループの従業員、関係者への感染が増加すれば、業務継続が困難となる可能性があります。これらにより、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当グループは、信用ポートフォリオについて、定期的にマクロ経済シナリオをベースにしたストレステストを実施しており、ストレス時のアクションプランを策定しております。また、与信関係費用に関するリスクに対しては、経済環境や内部格付の変動状況等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大による業績への影響度合いや収束後の回復の見通しの程度に応じて、業種・内部格付ごとに将来の信用リスクの悪化の程度に関する仮定を置き、当該業種に属する一部の与信について将来発生すると予想される信用損失の見積りを行い、追加的な貸倒引当金（特例引当金）を計上しております。</li> <li>業務継続に関するリスクに対しては、緊急対策本部を設置し、「社員および家族の健康と安全確保」「社会インフラとしての業務継続維持」「社会への感染拡大防止（感染拡大しにくい社会形成への活動を含む）」を基本スタンスと定め、国内外の感染状況、政府要請、顧客動向等を踏まえた機動的な対応を行っており、BCPに定める各種業務継続策の実施、テレワーク勤務の積極的活用などにより、サービス維持と安全面の両立を図っております。</li> </ul>
<p>②政策保有株式等の価格下落に関するリスク</p> <p>当グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、取引先等の株式等を保有しております。「株式等の政策保有に関する方針」に基づき、継続的にそれらの削減に取り組んでおりますが、保有期間中において大幅な株価下落が生じる場合には保有株式の減損処理や評価損益の悪化を通じて、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当グループは、従来型の政策保有株式（資本・業務提携等を目的とせず、安定株主として保有する取引先の株式等）は原則すべて保有しない方針としております。当該方針のもと、取引先各社の持続的な企業価値向上と課題解決に向けた対話を通じて政策保有株式の削減を加速させてまいります。</li> <li>三井住友信託銀行株式会社では、保有している政策保有株式に係る時価変動リスクに対して、相場変動による影響を抑制し経済価値を確保するため、その一部について、経営会議でヘッジ方針を決議のうえ、ヘッジ取引を実施しております。</li> <li>当該ヘッジ取引実施後の正味の時価変動リスクに加え、政策保有株式・ヘッジ取引それぞれの評価損益の状況は、日次で計測されALM審議会構成員に報告されており、株価水準等に応じた運営・管理を実施しております。</li> </ul>
<p>③信用ポートフォリオにおける大口与信先への与信集中リスク</p> <p>多額の信用を供与している取引先グループ（以下、「大口与信先」）の信用状況が悪化した場合、多額の与信関係費用が発生する可能性があります。また、担保取得等のリスク軽減措置を講じていたとしても、担保価値の下落、その他予期せざる理由により与信関係費用が発生する可能性があります。これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>信用格付に応じて取引限度額を設け、大口与信先ごとに信用供与額を管理しております。</li> <li>三井住友信託銀行株式会社では、大口与信先に対する与信集中の状況、大口与信先の信用格付の状況について月次でモニタリングを実施し、投融資審議会に報告しております。また、定期的に与信集中リスクに関するストレステストを実施する等、当グループに与える影響を勘案した大口与信先リスク管理もあわせて実施しております。</li> </ul>

トップリスク及びエマージングリスクの内容	当グループにおける対応策
<p>④不動産市況変動リスク</p> <p>国内外の不動産市況の変動により、当グループの不動産業向け与信取引と不動産の仲介・媒介業務に悪影響が及ぶ可能性があります。不動産業向け与信取引では、不動産業に特有の要因でクレジットの質が低下した場合には、その回収率が低下し、これにより与信関係費用が増加する可能性があります。</p> <p>また、不動産の仲介・媒介を行う不動産事業では、不動産市況の低迷により、不動産取引量が減少、不動産仲介・媒介に係る手数料収入が減少する可能性があります。これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三井住友信託銀行株式会社では、国内外の不動産市況、不動産業向け与信取引の状況を月次でモニタリングし、対応策とともに投融資審議会に報告しております。また、定期的に不動産業向け与信リスクに関するストレステストを実施する等、当グループに与える影響を勘案したセクター集中リスク管理もあわせて実施しております。</li> </ul>
<p>⑤サイバー攻撃に関するリスク</p> <p>企業活動に深刻な影響を与えるマルウェアの感染、DDoS※1攻撃、及びBEC※2（Eメール詐欺）は、日本国内においても増加がみられ、金融業界全体でますます大きな脅威となっています。</p> <p>サイバー攻撃に対しては、継続して対策・強化策を実施しておりますが、攻撃方法は絶えず進化しており、最新の攻撃に対しては万全ではない可能性があります。このため、同攻撃により当グループのサービスの停止や情報漏洩、データの破壊・改ざん等が発生し、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。</p> <p>※1 Distributed Denial of Service attack  ※2 Business Email Compromise</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当グループは、「サイバーセキュリティ経営宣言」を策定のうえ、経営の重要課題として対策に取り組んでおります。具体的な取り組みとしては、主要グループ関係会社におけるサイバーセキュリティに関する第三者評価作業の実施など態勢面での対応に加え、統合ログ監視の導入やDDoS攻撃対策の高度化による技術的なセキュリティ向上を行う等、多様なサイバー攻撃に対する各種対応を推進しております。</li> <li>サイバーセキュリティに対する取り組みは年度計画として策定のうえ、実施状況等について、オペレーショナル・リスク管理委員会などに定期的に報告し、審議を行っております。</li> </ul>
<p>⑥法務・コンプライアンスリスク</p> <p>当グループは、銀行法、金融商品取引法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律等の各種法令諸規則等の遵守を徹底しておりますが、役員及び社員が遵守を怠った場合、当グループに対する罰則・行政処分や市場での評価の失墜を招く可能性があります。また、当グループが提供する商品・サービスが顧客の期待に合致せず、業務遂行の過程で発生する様々なトラブルやクレームに起因して損害賠償請求訴訟を提起される可能性があります。これらにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当グループは、グループ各社の業務特性に応じた適切なコンプライアンス態勢を整備するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、進捗・達成状況を管理しております。</li> <li>当グループは、グループ全体としてコンプライアンス意識の浸透を促進するため、コンプライアンス研修を強化しております。具体的には、グループ全体にまたがるテーマについて、eラーニング研修やディスカッション型勉強会などの研修資料をグループ各社に提供しております。グループ各社は、業務・商品の特性やお客さまの属性に応じた研修、勉強会及び個別テーマに関するeラーニング研修を実施しております。</li> <li>当グループは、全ての事業において業務品質の改善、向上のプロセスが真に定着しているか確認を進めていきます。</li> </ul>
<p>⑦金融犯罪を未然に検知し防止する能力に関するリスク</p> <p>マネー・ロンダリング等の金融犯罪を未然に検知し防止する能力に関して、金融当局は、金融機関に対し引き続き高い期待を持っております。当グループは、当局と協力しながら対応しておりますが、金融犯罪等の手口は巧妙化しており、将来的には金融犯罪等防止態勢の不備により、当社商品・サービスが金融犯罪に利用され、それにより国内外の当局から行政処分や巨額の制裁金を課せられる可能性があります。また、当グループの顧客が金融犯罪の被害者になるリスク、当グループと反社会的勢力等で取引関係が生じるリスク、これらに起因したレピュテーション毀損のリスクがあり、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当グループは、商品・サービス、取引形態、国・地域、顧客属性等のリスクを網羅的かつ具体的に評価した上で、当グループが直面する金融犯罪等のリスクに対し、その評価の程度に応じてリスクを低減させる施策を立案・実施しております。また、実際に金融犯罪等に接する可能性がある従業員のリスク感度向上の重要性を認識し、教育・研修等の実施を通じて、人材の育成・確保に努めております。加えて、システム面を含め金融犯罪等の防止態勢の更なる高度化に努めております。</li> </ul>



トップリスク及びエマージングリスクの内容	当グループにおける対応策
<p>⑧データ管理に関するリスク</p> <p>当グループは、お客さまへの様々なサービスの提供や対外的な報告等のため、各種システム等にてお客さまのデータや経営管理に必要な基礎データ（以下、「経営情報等」という。）を管理しております。経営情報等の管理については、パーゼル銀行監督委員会の「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則(BCBS239)」に沿って確立したデータガバナンス体制を適用する業務範囲の拡大と高度化、重要報告の品質管理フレームワークのPDCAサイクル稼働が課題となります。これらの経営情報等のデータ品質管理プロセスに不備があることにより、経営の意思決定等を誤り、当グループの企業価値の低下や信頼を失うことはもとより、業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当グループは、個人情報、経営情報等の管理に関する統制フレームワークを整備し、継続的なデータ管理の強化及びBCBS239に沿ったデータガバナンスの高度化に努めております。</li> <li>・毎年度、MIS計画（経営情報システムの実効性向上のための資源配分計画）並びにデータ統制環境・整備改善計画を策定し、経営情報システムの高度化を図るとともに、2021年4月に整備した重要報告に係る品質管理フレームワークのPDCAを通じて、報告品質・データ品質の高度化を図っております。</li> <li>・情報管理に関するポリシーや事務手続等を策定しており、従業員に対する教育・研修等により情報管理の重要性について周知徹底しております。</li> </ul>
<p>⑨ビジネスモデルの持続性に関するリスク （資金ビジネスの資金利益が減少するリスク）</p> <p>取引先の資金需要低迷や、銀行間の融資競争の激化によるさらなる貸出金利低下により、資金利益が減少する可能性があります。</p> <p>（手数料ビジネスのビジネスモデル変革リスク）</p> <p>当グループが提供する個人向けコンサルティング業務は、同業他社との競争激化、あるいは、デジタル化進展に伴う他業種からの新規参入等により、将来的に手数料収入が減少する可能性があります。</p> <p>これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資金ビジネスに関しては、信用ポートフォリオの状況を定期的にモニタリングしながら、リスクに応じたリターンを向上させるための各種施策を実施しております。</li> <li>・また、定期的に、マクロ経済シナリオをベースにした中期的なポートフォリオシミュレーションを実施し、ストレス時の対応策等も協議しております。</li> <li>・手数料ビジネスに関しては、当グループは、「人生100年時代」を迎え、多様化する各世代のニーズにより的確に応えるビジネスモデルへの進化・高度化に努めております。また、デジタル活用も含めた事務効率化等により、コスト構造改善にも努め、競争力の強化を図っております。</li> </ul>
<p>⑩気候変動に関するリスク</p> <p>中長期的気候変動により、自然環境や社会インフラ、顧客の資産等に物理的被害が及ぶリスク（物理的リスク）が増加したり、政策変更や、気候変動に対する金融市場の選好や社会通念の変化、技術革新等による低炭素社会への急速な移行（移行リスク）が起こることにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p> <p>具体的には、自然災害により与信先の信用状況や担保資産の価値が悪化するリスク（物理的リスク）や、低炭素社会への急速な移行により、二酸化炭素を多く排出する企業が発行する有価証券や当該企業向け貸出金等、当グループの保有資産の価格が下落するリスク等（移行リスク）があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、2021年10月、全世界で加速する温室効果ガス削減等の社会課題解決に向け「カーボンニュートラル宣言」をいたしました。また、本宣言を着実に推進するために、Net Zero Banking Alliance (NZBA) に加盟いたしました。当グループは「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」をパーパス（存在意義）と定義しております。社会の脱炭素化に向けて、投融资機能のみならず、信託銀行グループらしい資産運用・資産管理ビジネスを通じ新たな市場・新たな投資機会を創出する「信託型金融仲介モデル」を推し進めることで、社会的価値創出と経済的価値創出の両立を目指し、サステナブルな社会の実現に貢献してまいります。</li> <li>・当グループは、金融安定理事会（FSB）の気候変動関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の最終提言（2017年6月）に基づき、気候変動関連リスクを全社的リスク管理の枠組みの中で管理していきます。</li> <li>・信用リスク管理において、セクターポリシーを策定し、温暖化ガスの排出量が多い石炭火力発電所向けの新規融資は原則禁止することとしており、関連指標を定期的にモニタリングしております。</li> <li>・中長期的な視点で、移行リスク、物理的リスクが当グループに与えるインパクトを計測するシミュレーションを実施しております。</li> </ul>

トップリスク及びエマージングリスクの内容	当グループにおける対応策
<p>⑪地政学的リスク顕在化（ウクライナ危機等）に関するリスク</p> <p>ロシア・ウクライナ紛争が長期化することによる当グループへの直接的影響は限定的ではありますが、世界経済全体への悪影響が顕在化した場合、与信先の事業等への悪影響を通じて、信用ポートフォリオの質が悪化し与信関係費用が増加したり、事業戦略に悪影響が及ぶ可能性があります。また、各国の経済制裁等により、国際的な業務の一部で運営に支障が生じる可能性があります。これらにより、当グループの業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当グループは、信用ポートフォリオについて、定期的にマクロ経済シナリオをベースにしたストレステストを実施しており、ストレス時のアクションプランを策定しております。ロシア・ウクライナ紛争の長期化についても、業績への影響度合いをシミュレーションしております。</li> <li>当グループの業務運営に対する影響については、ウクライナ情勢の変化をモニタリングし、政府要請、顧客動向等を踏まえた機動的な対応を行い、サービス維持を図っております。</li> </ul>
<p>⑫イノベーションに関するリスク</p> <p>フィンテック等、金融ビジネスに関わるテクノロジーの高度化は、業界の垣根を越えて進歩し、お客さまの行動にも変化が生じております。当グループがこのような変化に適応できない場合、競争力の低下や事業規模の縮小等につながる可能性があり、これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル技術を活用した既存業務のオペレーションの効率化や、信託銀行固有の領域における新たなプラットフォームの構築等に取り組んでいきます。</li> </ul>
<p>⑬日本の少子高齢化の進展に関するリスク</p> <p>わが国の人口動態の変化により、当グループのお客さまの年齢構成等も中長期的に変化していきます。当グループの個人向けコンサルティング業務、住宅ローン業務のお客さまが中長期的に減少する可能性があり、これにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「人生100年時代」を迎え、老後資金準備への不安により資産形成機運が高まっており、信託銀行の多彩な機能を活用した当グループならではのビジネスモデルへの進化・高度化に努めております。</li> </ul>

## (2) その他のリスク

トップリスク及びエマージングリスク以外の主要なリスクには以下のものがあります。

### イ. 事業面に関するリスク

#### ① 事業戦略に関するリスク

当グループは収益力強化の観点から様々な事業戦略を展開しておりますが、以下の要因により当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

- (i) 経済環境・市場環境・企業業績の悪化、同業他社との競争激化等の外部要因の変化等によって、事業戦略が奏功せず、当初想定した成果を生まない可能性があります。
- (ii) 当グループは、顧客サービスの向上、コスト競争力の強化等を目的として、他社との提携や合弁等を通じて、効率的なグループ経営を行うことにより、当グループとしての中長期的な収益力強化を図っておりますが、他社との提携や合弁等に伴うコスト、採用する事業・再編戦略や会計方針、事業環境の変化、その他の外部要因等により、期待通りのサービス提供や成果を確保できない可能性があります。また、このような提携や合弁等には、当グループと相手先との利益相反や意見対立、提携や合弁等の解消等様々なリスクがあります。
- (iii) 当グループの業務範囲の拡大、金融サービスや管理システムの高度化に伴って、当グループが従来経験のない、もしくは予想されなかったリスクあるいはより複雑なリスクに晒される可能性があります。

## ② 企業買収・出資・資本提携等に関するリスク

当グループは、企業価値の向上を目的として、企業買収、出資、資本提携、子会社の設立等を行っており、今後も同様の企業買収等を行う可能性があります。しかし、これら企業買収等は、法制度の変更、競争環境の変化等により、想定通りの効果が得られない可能性があります。また、企業の財務内容や契約関係等の事前調査を十分に行っておりますが、買収後に未認識の偶発債務が発生した場合や、当該子会社等の利益が、期待した水準を大幅に下回った場合には、子会社株式及びのれんについて、相当の減額を行う必要が生じる可能性があります。これらにより、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

## ③ 子会社・関連会社等に関するリスク

当グループは、グループ会社間の連携により、顧客基盤の拡大やソリューション提供力の強化等による連結収益の拡大に取り組むとともに、経費削減等を通じた効率性の向上に努めております。当グループがグループ内の連携による収益効果を得られるかどうかについては、将来の事業環境の変化による不確実性を伴うものであり、子会社・関連会社の事業または経営の悪化により、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

## ④ 信託事業に関するリスク

当グループは、取引先に提供する信託商品のうち一部の合同運用指定金銭信託について、元本補てん契約を結んでおります。信託勘定には債権償却準備金を計上しておりますが、これを充当しても元本に損失が生じた場合には、その補てんのための支払を行う可能性があります。また、元本補てん契約のない信託商品についても、信託事業を遂行する上で、受託者としての責任において負担すべき債務・費用が発生する可能性があります。

また、資産運用業務において、運用成績が市場のベンチマークや他社の運用商品に劣る結果となった場合には、委託者が運用を委託している資金を引き揚げる可能性があり、当グループの業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

## ⑤ 規制・制度の変更に関するリスク

当グループは、事業活動を行う上で、様々な法律、規則、政策、実務慣行、会計制度及び税制の法令諸規制等の影響を受けております。これらの法令諸規制等は将来において新設・変更・廃止される可能性があり、その内容によっては、商品・サービスの提供が制限される、新たなリスク管理手法の導入その他の体制整備が必要となる等により、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

## ロ. 業務面に関するリスク

### ① 事務リスク

当グループは、内部規定及び事務処理体制の整備、事務処理状況の定期的な点検、本部の事務指導等によって、適正な事務の遂行に努めておりますが、役員・従業員・外部委託先要員が事務処理の過誤や不正等を起こした場合、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

### ② 外部委託に関するリスク

当グループは、様々な業務の外部委託を行っております。外部委託を行うにあたっては委託先の適格性や委託内容、形態を含め十分な検討を行っておりますが、委託先の選択が不適切であった場合、委託先において重大な事務過誤等が発生した場合等には、当グループにおいても間接的・直接的に悪影響を受ける可能性があり、これにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

### ③ システムに関するリスク

当グループは、様々な業務を遂行するため多様なシステムを活用しております。システムに関しては十分なリスク管理体制を構築しておりますが、コンピュータシステムのダウンや誤作動、システムの不備、さらにコンピュータの不正使用等により、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### ④ 新技術リスク

情報通信技術の変化の勢いは加速し続け、お客さまの行動に影響を与えており、当グループは、従来のビジネスモデルを再定義する場合がございます。クラウドコンピューティングやブロックチェーン、人工知能等の新技術は、大きな機会を提供するだけでなく、慎重に管理する必要がある新しいリスクを生み出しております。当グループは、これら新技術に関しては慎重に管理するようにしておりますが、誤作動や不備等により、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### ⑤ 情報セキュリティリスク

当グループは、内部規定及び情報管理体制の整備や社内教育の徹底等によって、顧客情報や社内機密情報の漏洩への対策を講じておりますが、役員・従業員・外部委託先要員の不注意や不正行為等により顧客情報や社内機密情報が外部に漏洩した場合、当グループが行政処分や損害賠償等の請求を受ける可能性があります、これにより、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### ⑥ 人材に関するリスク

当グループは、幅広い分野で高度な専門性を必要とする業務を行っており、有能な人材の確保・育成に努めておりますが、必要な人材を確保・育成することができない場合には、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### ⑦ コンダクトに関するリスク

当グループ各社・役員または社員の行為が、職業倫理に反していること、またはステークホルダーの期待と信頼(※)に応えていないことにより、当グループ・顧客・市場・金融インフラ・社会及び職場環境に対し悪影響を与える可能性があります。

(※)合理的な期待水準を把握のうえ当グループとして設定する適切なサービスレベル

#### ⑧ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、人権問題（ハラスメントを含む）等が発生した場合、当グループの業務運営や業績等に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### ⑨ 災害等の発生に伴うリスク

当グループは国内外の営業拠点やシステムセンター等の業務施設において事業活動を行っており、これら施設等や、その他当グループが保有する有形資産（動産・不動産・設備・備品等）及び従事する役員及び従業員は、火災、爆発、停電、戦争、犯罪・テロ、資産管理の瑕疵、あるいは新型インフルエンザ等の感染症等による被害を受ける可能性があります。こうした事態が発生した場合、その被害の程度によっては、当グループの業務の全部または一部の継続が困難になる等、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### ⑩ 風評リスク

当グループや金融業界一般に対して否定的な内容の報道がなされたり、インターネット等の情報媒体において、否定的な内容の風評・風説が流布することがあります。その内容が正確か否かにかかわらず、こうした報道・風評・風説により、金融業界一般または当グループのイメージや株価に悪影響が及ぶ可能性があります。

#### ⑪ 社会的リスク

当グループは、「三井住友トラスト・グループの社会的責任に関する基本方針（サステナビリティ方針）」を掲げ、持続可能な社会の構築に積極的に貢献することが社会的な責任であると認識し、事業活動が社会に及ぼす影響に十分配慮しております。しかしながら、こうした取り組みが不十分で、お客さまとの取引または外部調達先からの資源調達を通じて、結果的に、お客さまや外部調達先が深刻な人権侵害や健康被害を引き起こしたり、あるいはそのような行為に加担することに関与してしまう可能性があります。

## ⑫ リスク管理の方針及び手続が有効に機能しないリスク

当グループは、リスク管理の方針及び手続の強化に努めております。しかしながら、新しい分野への業務進出や急速な業務展開、または外部環境の変化により、リスクを特定・管理するための方針及び手続が有効に機能しない可能性があります。また、当グループのリスク管理の方針及び手続の一部は、過去の経験・データに基づいて構築されたものもあること、将来のリスクの顕在化を正確に予測し対処することには限界があることもあり、有効に機能しない可能性があります。こうした当グループのリスク管理の方針及び手続が有効に機能しない場合には、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

## ハ、財務面に関するリスク

### ① 信用リスク

#### (i) 不良債権の状況

国内外の景気動向、不動産・株式市場を含む金融経済環境の変化及び貸出先の経営状況等により、当グループの不良債権残高や与信関係費用が増加する可能性があります。

#### (ii) 貸倒引当金

当グループは、貸出先の状況、差入れられた担保の価値及び経済全体に関する前提・見積りに基づいて貸倒引当金を計上しております。従って、実際の貸倒費用が貸倒引当金計上時点における見積りと乖離する可能性があります。また、経済情勢全般の悪化、貸出先の信用状況の変化、担保価値の下落その他予期せざる理由により、貸倒引当金の積み増しが必要となる可能性があります。

#### (iii) 貸出先への金融支援

当グループは、貸出債権等の回収実効性を確保することを目的として、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、債権者として有する法的な権利を必ずしも行使せず、状況に応じて債権放棄や追加貸出等の金融支援を行うことがあります。このような場合には、不良債権残高や与信関係費用が増加する可能性があります。

#### (iv) 他の金融機関の動向による影響

急速な貸出金回収や取組方針の変更等、他の金融機関の動向によっては、当該貸出先の経営状態が悪化する可能性や追加融資を求められる可能性があります。このような場合には、不良債権残高や与信関係費用が増加する可能性があります。

### ② 市場リスク

当グループは、バンキング業務またはトレーディング業務として、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し投資活動を行っております。これらの活動による損益は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等のリスクに晒されており、その結果、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

### ③ 退職給付債務に関するリスク

当グループの年金資産の価値の下落や退職給付債務の計算の前提となる期待運用利回りの低下等の数理上の仮定に変化があった場合、当グループの未積立退職給付債務が変動する可能性があります。また、金利環境の変化等によって未積立退職給付債務や退職給付費用に悪影響が及ぶ可能性、年金制度の変更によって未認識の過去勤務費用が発生する可能性及び会計基準の変更によって財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

### ④ 繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産は将来の課税所得の見積額等に基づき計上されております。経営環境の変化等に伴う課税所得の見積額の変更等によって繰延税金資産の取崩しが必要となった場合、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

### ⑤ 自己資本比率等に関するリスク

当グループには、銀行法に定める自己資本比率等に関する規制が適用されるため、自己資本比率やレバレッジ比率等の規制比率を所要水準以上に維持する必要があります。

当グループの自己資本比率やレバレッジ比率等が、要求される水準を満たすことができなかつた場合には、その水準に応じて、金融庁から経営改善計画の提出や業務の全部または一部の停止を含む様々な命令を受けることとなり、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

⑥ 資金繰りリスク

当グループの財務状況や業績の悪化、当グループに対する悪い風評、経済環境の悪化、市場の流動性の低下等によって、当グループの資金調達コストが上昇したり、資金調達が制限される可能性があります。その結果、当グループの業績や財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

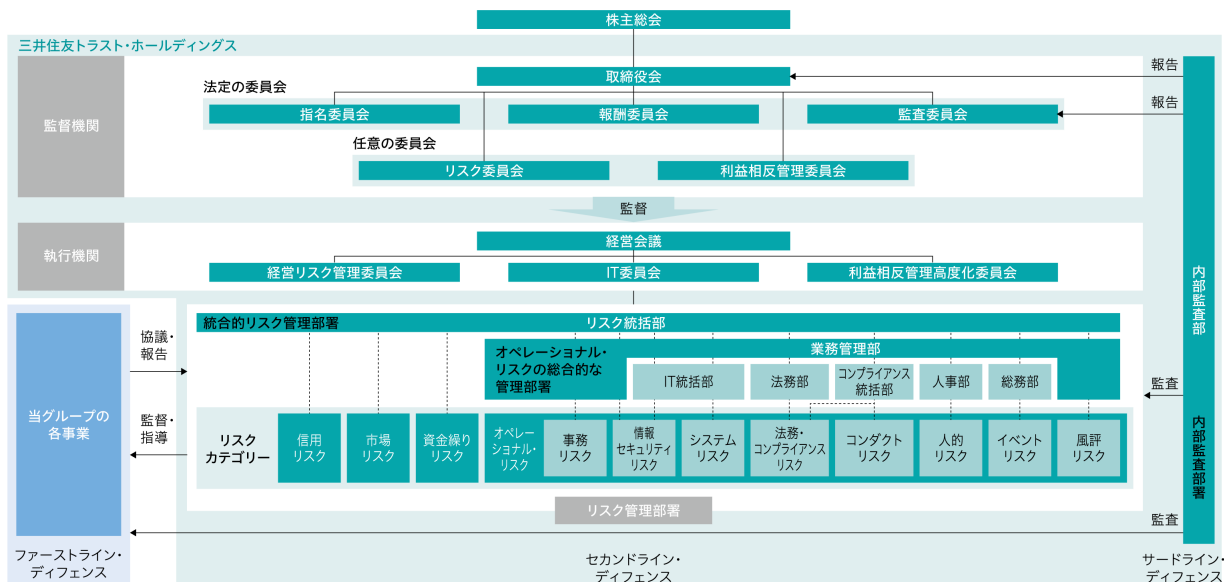
⑦ 格付低下のリスク

格付機関が格付を引き下げた場合には、当グループの資本・資金調達の取引条件の悪化、もしくは取引そのものが制限される可能性があります。また、当グループのデリバティブ取引に関して追加担保を要求される、既存の顧客取引が解約される等の事態が発生する可能性もあります。このような場合には、当グループの業務運営や、業績及び財務状況に悪影響が及ぶ可能性があります。

(3) リスクガバナンス体制

当グループは、グループ全体のリスクガバナンス体制として、各事業によるリスク管理（ファーストライン・ディフェンス）、リスク統括部およびリスク管理各部によるリスク管理（セカンドライン・ディフェンス）、内部監査部による監査（サードライン・ディフェンス）の三線防御体制（スリーラインズ・オブ・ディフェンス）を構築しております。

■ リスクガバナンス体制



#### (4) リスク管理のプロセス

当グループでは、リスク統括部およびリスク管理各部がセカンドラインとして、以下の手順でリスク管理を行っております。また、このリスク管理プロセスについては、関連するシステムを含め、サードラインの内部監査部により定期的に監査されております。

##### ① リスクの特定

当グループの業務範囲の網羅性も確保した上で、直面するリスクを網羅的に洗い出し、洗い出したリスクの規模・特性を踏まえ、管理対象とするリスクを特定しております。この中で、特に重要なリスクを「重要リスク」として管理しております。

##### ② リスクの評価

管理対象として特定したリスクについて、事業の規模・特性およびリスクプロファイルに見合った適切なリスクの分析・評価・計測を行っております。「重要リスク」については、定期的に、「発生頻度」「影響度」および「重要度」を評価し、トップリスクやエマージングリスクなどに該当するかどうかの判断を行っております。

##### ③ リスクのモニタリング

当グループの内部環境（リスクプロファイル、配分資本の使用状況など）や外部環境（経済、市場など）の状況に照らし、KRI等の指標を設定した上で、リスクの状況を適切な頻度で監視し、状況に応じ、グループ各事業に対して勧告・指導または助言を行っております。モニタリングした内容は、定期的にまたは必要に応じて取締役会、経営会議などへ報告・提言しております。

##### ④ リスクのコントロールおよび削減

リスク量がリスク限度枠を超過したとき、もしくは超過が懸念されるなど、経営の健全性に重大な影響を及ぼす事象が生じた場合には、取締役会、経営会議などに対して適切に報告を行い、リスクの重要度に応じ、必要な対応策を講じております。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は、以下のとおりであります。

##### （経営成績の状況）

当連結会計年度の実質業務純益は、不動産仲介関連、投資運用コンサルティング関連及び運用ビジネスの手数料収益が堅調に推移したことに加え、国内外の預貸収支の改善や海外の市場性調達金利の低下等によって実質的な資金関連の損益(※)が増益となり、前年度比513億円増益の3,460億円となりました。

経常利益は、一部取引先の業況悪化に伴う貸倒引当金の計上や経済環境の変化が信用リスクに及ぼす影響に備えた特例引当金の再評価によって与信関係費用が増加した一方、株式関連派生商品損益や政策保有株式の削減に係る株式等関係損益の改善等により、前年度比465億円増益の2,297億円となりました。

その他、前年度に計上した退職給付に係る過去勤務費用の一時損益処理による特別利益の剥落等もあり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比268億円増益の1,690億円となりました。

(※)資金関連利益に外国為替売買損益に含まれる外貨余資運用益を加算した損益

##### （資産負債等の状況）

当連結会計年度の連結総資産は、前年度末比1兆2,646億円増加し64兆6,332億円、連結純資産は、同227億円増加し2兆7,452億円となりました。

主な勘定残高といたしましては、現金預け金は、前年度末比2,653億円減少し18兆2,233億円、貸出金は、同3,695億円増加し30兆8,765億円、有価証券は、同8,957億円増加し7兆8,792億円、また、預金は、同2,375億円減少し33兆2,301億円となりました。当グループの連結貸借対照表は現金預け金、貸出金及び有価証券等の与信、預金等の受信ともに円貨が中心となっておりますが、全通貨ベースでの運用・調達の安定性のバランス確保はもちろん、外貨につきましても顧客性の預金やスワップ市場等を利用した円投取引、社債発行などにより調達構造の多様化・安定化を図る方針としております。当グループの資金調達（社債及び借入金）の状況につきましては、「第5経理の状況 1連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 ⑤連結附属明細表」に記載しております。

なお、当連結会計年度の信託財産額は、前年度末比8兆3,688億円増加し248兆2,154億円となりました。

##### （キャッシュ・フローの状況）

当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは1,202億円の支出（前年度比6兆6,733億円の支出増加）、投資活動によるキャッシュ・フローは8,792億円の支出（同4,037億円の支出増加）、財務活動によるキャッシュ・フローは1,250億円の支出（同946億円の支出減少）となり、現金及び現金同等物の期末残高は15兆7,336億円となりました。



① 国内・海外別収支

信託報酬は1,105億円、資金運用収支は2,677億円、役務取引等収支は3,114億円、特定取引収支は134億円、その他業務収支は451億円となりました。

うち、国内の信託報酬は1,105億円、資金運用収支は2,845億円、役務取引等収支は3,044億円、特定取引収支は163億円、その他業務収支は209億円となりました。

また、海外の資金運用収支は568億円、役務取引等収支は493億円、特定取引収支は△29億円、その他業務収支は243億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
信託報酬	前連結会計年度	102,883	—	—	102,883
	当連結会計年度	110,539	—	—	110,539
資金運用収支	前連結会計年度	245,895	46,854	66,471	226,278
	当連結会計年度	284,536	56,898	73,659	267,775
うち資金運用収益	前連結会計年度	358,212	105,086	99,548	363,749
	当連結会計年度	373,514	89,944	87,799	375,659
うち資金調達費用	前連結会計年度	112,316	58,231	33,076	137,471
	当連結会計年度	88,977	33,045	14,140	107,883
役務取引等収支	前連結会計年度	274,286	37,933	39,374	272,845
	当連結会計年度	304,459	49,333	42,299	311,493
うち役務取引等収益	前連結会計年度	426,383	46,566	82,072	390,877
	当連結会計年度	475,734	58,957	90,036	444,655
うち役務取引等費用	前連結会計年度	152,096	8,633	42,698	118,031
	当連結会計年度	171,274	9,624	47,737	133,161
特定取引収支	前連結会計年度	△34,422	1,197	—	△33,224
	当連結会計年度	16,378	△2,924	—	13,453
うち特定取引収益	前連結会計年度	△1,121	1,197	—	76
	当連結会計年度	13,288	164	—	13,453
うち特定取引費用	前連結会計年度	33,300	—	—	33,300
	当連結会計年度	△3,089	3,089	—	—
その他業務収支	前連結会計年度	90,001	21,843	△199	112,044
	当連結会計年度	20,904	24,342	137	45,110
うちその他業務収益	前連結会計年度	377,400	25,536	543	402,394
	当連結会計年度	306,278	30,860	541	336,597
うちその他業務費用	前連結会計年度	287,399	3,693	742	290,350
	当連結会計年度	285,373	6,517	403	291,487

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下、「海外連結子会社」という。)であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

3. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)を控除しております。

② 国内・海外別資金運用／調達状況

資金運用勘定の平均残高は58兆686億円、利息は3,756億円、利回りは0.64%となりました。

資金調達勘定の平均残高は57兆9,106億円、利息は1,078億円、利回りは0.18%となりました。

うち、国内の資金運用勘定の平均残高は48兆5,245億円、利回りは0.76%となり、資金調達勘定の平均残高は46兆7,540億円、利回りは0.19%となりました。

また、海外の資金運用勘定の平均残高は13兆4,676億円、利回りは0.66%となり、資金調達勘定の平均残高は13兆5,941億円、利回りは0.24%となりました。

イ. 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	47,191,998	358,212	0.75
	当連結会計年度	48,524,524	373,514	0.76
うち貸出金	前連結会計年度	27,645,508	207,766	0.75
	当連結会計年度	27,757,607	200,779	0.72
うち有価証券	前連結会計年度	6,556,871	130,457	1.98
	当連結会計年度	7,081,725	161,618	2.28
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	444,067	△72	△0.01
	当連結会計年度	990,720	△99	△0.01
うち買現先勘定	前連結会計年度	473,261	—	—
	当連結会計年度	167,891	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	355,497	0	0.00
	当連結会計年度	401,184	—	—
うち預け金	前連結会計年度	13,381,724	6,684	0.04
	当連結会計年度	15,145,078	6,908	0.04
資金調達勘定	前連結会計年度	45,621,056	112,316	0.24
	当連結会計年度	46,754,013	88,977	0.19
うち預金	前連結会計年度	28,230,418	23,521	0.08
	当連結会計年度	28,345,945	18,343	0.06
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,253,468	504	0.01
	当連結会計年度	3,118,055	356	0.01
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	542,603	△136	△0.02
	当連結会計年度	90,807	△21	△0.02
うち売現先勘定	前連結会計年度	973,939	2,034	0.20
	当連結会計年度	1,170,291	1,042	0.08
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	6,636,376	15,426	0.23
	当連結会計年度	7,239,206	12,078	0.16

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度586,176百万円、当連結会計年度455,166百万円)を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度99百万円、当連結会計年度99百万円)及び利息(前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円)をそれぞれ控除しております。

ロ. 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	11,874,707	105,086	0.88
	当連結会計年度	13,467,699	89,944	0.66
うち貸出金	前連結会計年度	4,392,416	74,380	1.69
	当連結会計年度	4,543,860	69,396	1.52
うち有価証券	前連結会計年度	1,422,260	10,732	0.75
	当連結会計年度	1,544,809	8,973	0.58
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	24,406	622	2.55
	当連結会計年度	27,663	784	2.83
うち買現先勘定	前連結会計年度	1,576	20	1.32
	当連結会計年度	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	427,676	—	—
	当連結会計年度	292,693	—	—
うち預け金	前連結会計年度	2,232,184	5,066	0.22
	当連結会計年度	2,388,910	5,656	0.23
資金調達勘定	前連結会計年度	11,982,677	58,231	0.48
	当連結会計年度	13,594,112	33,045	0.24
うち預金	前連結会計年度	5,197,046	21,312	0.41
	当連結会計年度	5,325,014	10,892	0.20
うち譲渡性預金	前連結会計年度	3,730,838	13,693	0.36
	当連結会計年度	4,993,658	6,430	0.12
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	280,945	1,647	0.58
	当連結会計年度	333,560	1,236	0.37
うち売現先勘定	前連結会計年度	584,140	1,541	0.26
	当連結会計年度	457,384	622	0.13
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うちコマースナル・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	555,390	2,385	0.42
	当連結会計年度	538,218	1,861	0.34

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度186,213百万円、当連結会計年度155,957百万円）を控除しております。

ハ. 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	59,066,705	4,029,930	55,036,774	463,298	99,548	363,749	0.66
	当連結会計年度	61,992,223	3,923,602	58,068,620	463,459	87,799	375,659	0.64
うち貸出金	前連結会計年度	32,037,924	1,654,573	30,383,350	282,146	10,900	271,246	0.89
	当連結会計年度	32,301,467	1,583,888	30,717,578	270,175	9,304	260,871	0.84
うち有価証券	前連結会計年度	7,979,131	1,680,951	6,298,179	141,190	65,291	75,898	1.20
	当連結会計年度	8,626,534	1,638,894	6,987,639	170,592	72,908	97,683	1.39
うちコールローン 及び買入手形	前連結会計年度	468,474	—	468,474	550	—	550	0.11
	当連結会計年度	1,018,384	—	1,018,384	685	—	685	0.06
うち買現先勘定	前連結会計年度	474,837	—	474,837	20	—	20	0.00
	当連結会計年度	167,891	—	167,891	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前連結会計年度	783,173	—	783,173	0	—	0	0.00
	当連結会計年度	693,877	—	693,877	—	—	—	—
うち預け金	前連結会計年度	15,613,909	694,207	14,919,701	11,751	713	11,038	0.07
	当連結会計年度	17,533,989	700,608	16,833,380	12,564	325	12,239	0.07
資金調達勘定	前連結会計年度	57,603,734	2,544,952	55,058,781	170,548	33,076	137,471	0.24
	当連結会計年度	60,348,126	2,437,455	57,910,671	122,023	14,140	107,883	0.18
うち預金	前連結会計年度	33,427,465	281,698	33,145,767	44,834	△387	45,221	0.13
	当連結会計年度	33,670,959	249,553	33,421,406	29,236	△611	29,848	0.08
うち譲渡性預金	前連結会計年度	6,984,307	267,266	6,717,040	14,198	—	14,198	0.21
	当連結会計年度	8,111,713	248,300	7,863,413	6,787	—	6,787	0.08
うちコールマネー 及び売渡手形	前連結会計年度	823,548	209,487	614,060	1,510	1,139	371	0.06
	当連結会計年度	424,367	272,733	151,634	1,214	733	481	0.31
うち売現先勘定	前連結会計年度	1,558,080	—	1,558,080	3,576	—	3,576	0.22
	当連結会計年度	1,627,676	—	1,627,676	1,665	—	1,665	0.10
うち債券貸借取引 受入担保金	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うちコマース・ ペーパー	前連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前連結会計年度	7,191,767	1,639,726	5,552,040	17,811	10,900	6,911	0.12
	当連結会計年度	7,777,424	1,571,670	6,205,754	13,940	9,304	4,635	0.07

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 相殺消去額は、「平均残高」については連結会社間の債権債務の相殺金額の平均残高を、「利息」については連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高（前連結会計年度692,485百万円、当連結会計年度535,674百万円）を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高（前連結会計年度99百万円、当連結会計年度99百万円）及び利息（前連結会計年度0百万円、当連結会計年度0百万円）をそれぞれ控除しております。

③ 国内・海外別役員取引の状況

役員取引等収益は4,446億円、役員取引等費用は1,331億円となりました。

うち、国内の役員取引等収益は4,757億円、役員取引等費用は1,712億円となりました。

また、海外の役員取引等収益は589億円、役員取引等費用は96億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役員取引等収益	前連結会計年度	426,383	46,566	82,072	390,877
	当連結会計年度	475,734	58,957	90,036	444,655
うち信託関連業務	前連結会計年度	99,332	—	2,300	97,031
	当連結会計年度	116,743	—	1,568	115,175
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	43,520	6,662	—	50,182
	当連結会計年度	42,379	8,406	—	50,786
うち為替業務	前連結会計年度	1,948	326	643	1,630
	当連結会計年度	2,209	716	1,580	1,345
うち証券関連業務	前連結会計年度	35,722	492	23,887	12,327
	当連結会計年度	39,190	698	25,004	14,884
うち代理業務	前連結会計年度	9,765	23,431	3,582	29,613
	当連結会計年度	10,640	29,179	4,568	35,251
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	473	—	—	473
	当連結会計年度	455	—	—	455
うち保証業務	前連結会計年度	14,286	141	5,543	8,884
	当連結会計年度	14,432	154	6,553	8,033
役員取引等費用	前連結会計年度	152,096	8,633	42,698	118,031
	当連結会計年度	171,274	9,624	47,737	133,161
うち為替業務	前連結会計年度	381	980	614	747
	当連結会計年度	1,250	1,083	1,547	786

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

④ 国内・海外別特定取引の状況

イ. 特定取引収益・費用の内訳

特定取引収益は134億円となりました。

うち、国内の特定取引収益は132億円、特定取引費用は△30億円となりました。

また、海外の特定取引収益は1億円、特定取引費用は30億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前連結会計年度	△1,121	1,197	—	76
	当連結会計年度	13,288	164	—	13,453
うち商品有価証券収益	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	268	—	—	268
うち特定取引有価証券収益	前連結会計年度	△52	52	—	—
	当連結会計年度	647	164	—	812
うち特定金融派生商品収益	前連結会計年度	△1,145	1,145	—	—
	当連結会計年度	12,315	—	—	12,315
うちその他の特定取引収益	前連結会計年度	76	—	—	76
	当連結会計年度	57	—	—	57
特定取引費用	前連結会計年度	33,300	—	—	33,300
	当連結会計年度	△3,089	3,089	—	—
うち商品有価証券費用	前連結会計年度	391	—	—	391
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前連結会計年度	2,097	—	—	2,097
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定金融派生商品費用	前連結会計年度	30,812	—	—	30,812
	当連結会計年度	△3,089	3,089	—	—
うちその他の特定取引費用	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

3. 特定取引収益及び費用は、国内・海外の合計で内訳科目ごとの収益と費用を相殺した純額を計上しております。

ロ. 特定取引資産・負債の内訳(末残)

特定取引資産は9,675億円、特定取引負債は9,066億円となりました。

うち、国内の特定取引資産は9,843億円、特定取引負債は8,531億円となりました。

また、海外の特定取引資産は638億円、特定取引負債は535億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前連結会計年度	936,816	105,540	79,507	962,849
	当連結会計年度	984,377	63,881	80,693	967,565
うち商品有価証券	前連結会計年度	39,520	—	—	39,520
	当連結会計年度	5,018	—	—	5,018
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	47	—	—	47
うち特定取引有価証券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	△0	29	—	29
	当連結会計年度	0	24	—	25
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	812,787	105,511	—	918,298
	当連結会計年度	890,818	63,856	—	954,675
うちその他の特定取引資産	前連結会計年度	84,508	—	79,507	5,000
	当連結会計年度	88,492	—	80,693	7,799
特定取引負債	前連結会計年度	753,689	96,970	—	850,660
	当連結会計年度	853,173	53,513	—	906,686
うち売付商品債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち商品有価証券派生商品	前連結会計年度	8	—	—	8
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引売付債券	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—
うち特定取引有価証券派生商品	前連結会計年度	965	17	—	983
	当連結会計年度	602	14	—	617
うち特定金融派生商品	前連結会計年度	752,715	96,952	—	849,668
	当連結会計年度	852,570	53,498	—	906,069
うちその他の特定取引負債	前連結会計年度	—	—	—	—
	当連結会計年度	—	—	—	—

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額及び国内店・海外店間の本支店取引相殺消去額を表示しております。

3. デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、当連結会計年度よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債に係る表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、2020年度の連結財務諸表の組替えを行っており、変更による特定取引資産及び特定取引負債への影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (表示方法の変更)」に記載のとおりであります。

⑤ 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む連結子会社の信託財産額であります。なお、連結子会社のうち、該当する信託業務を営む会社は三井住友信託銀行株式会社であります。

イ. 信託財産の運用／受入状況（信託財産残高表／連結）

資産				
科目	前連結会計年度 (2021年3月31日)		当連結会計年度 (2022年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	1,804,393	0.75	2,131,254	0.86
有価証券	857,610	0.36	859,127	0.35
信託受益権	180,845,290	75.40	182,799,711	73.64
受託有価証券	22,579	0.01	22,534	0.01
金銭債権	22,805,910	9.51	25,361,961	10.22
有形固定資産	19,183,820	8.00	21,118,391	8.51
無形固定資産	192,521	0.08	200,412	0.08
その他債権	8,661,666	3.61	10,789,374	4.35
銀行勘定貸	4,915,208	2.05	4,298,827	1.73
現金預け金	557,590	0.23	633,823	0.25
合計	239,846,590	100.00	248,215,419	100.00

負債				
科目	前連結会計年度 (2021年3月31日)		当連結会計年度 (2022年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	34,196,939	14.26	36,216,311	14.59
年金信託	13,107,254	5.46	14,525,120	5.85
財産形成給付信託	18,954	0.01	18,820	0.01
投資信託	81,009,958	33.78	80,405,840	32.39
金銭信託以外の金銭の信託	38,906,807	16.22	39,748,080	16.01
有価証券の信託	22,175,725	9.25	22,159,577	8.93
金銭債権の信託	22,893,231	9.54	25,588,821	10.31
土地及びその定着物の信託	875	0.00	876	0.00
包括信託	27,536,844	11.48	29,551,969	11.91
合計	239,846,590	100.00	248,215,419	100.00

(注) 1. 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2. 「信託受益権」に含まれる資産管理を目的として再信託を行っている金額

前連結会計年度末 179,783,587百万円

当連結会計年度末 181,438,894百万円

3. 共同信託他社管理財産

前連結会計年度末 187,868百万円

当連結会計年度末 193,265百万円



ロ. 貸出金残高の状況(業種別貸出状況) (末残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
製造業	48,448	2.69	59,045	2.77
電気・ガス・熱供給・水道業	15,700	0.87	15,521	0.73
情報通信業	93,500	5.18	58,900	2.76
運輸業, 郵便業	420	0.02	420	0.02
卸売業, 小売業	4,584	0.25	11,920	0.56
金融業, 保険業	1,399,135	77.54	1,777,743	83.41
不動産業	19,793	1.10	19,359	0.91
物品賃貸業	4,100	0.23	53,814	2.53
その他	218,712	12.12	134,529	6.31
合計	1,804,393	100.00	2,131,254	100.00

ハ. 有価証券残高の状況 (末残・構成比)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国債	457,214	53.32	401,621	46.75
地方債	30	0.00	30	0.00
社債	66,718	7.78	40,758	4.74
株式	7,910	0.92	6,444	0.75
その他の証券	325,736	37.98	410,272	47.76
合計	857,610	100.00	859,127	100.00

ニ. 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況（未残）

金銭信託

科目	前連結会計年度	当連結会計年度
	金額(百万円)	金額(百万円)
貸出金	15,959	13,316
その他	4,618,947	4,039,461
資産計	4,634,907	4,052,778
元本	4,634,580	4,052,452
債権償却準備金	19	12
その他	307	313
負債計	4,634,907	4,052,778

(注) 1. 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2. リスク管理債権の状況

リスク管理債権について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

前連結会計年度末 元本補てん契約のある信託の債権15,959百万円のうち危険債権額は134百万円、貸出条件緩和債権額は30百万円、正常債権額は15,794百万円であります。また、危険債権額、貸出条件緩和債権額の合計額は164百万円であります。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、三月以上延滞債権はありません。

当連結会計年度末 元本補てん契約のある信託の債権13,316百万円のうち危険債権額は752百万円、貸出条件緩和債権額は13百万円、正常債権額は12,550百万円であります。また、危険債権額、貸出条件緩和債権額の合計額は765百万円であります。なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、三月以上延滞債権はありません。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2021年3月31日	2022年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	—
危険債権	1	8
要管理債権	0	0
正常債権	158	126

⑥ 銀行業務の状況

イ. 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	28,663,840	5,076,719	272,881	33,467,678
	当連結会計年度	27,744,649	5,693,536	208,023	33,230,162
うち流動性預金	前連結会計年度	9,193,574	476,564	232,164	9,437,974
	当連結会計年度	9,211,609	429,923	159,032	9,482,500
うち定期性預金	前連結会計年度	18,505,071	4,599,838	40,577	23,064,332
	当連結会計年度	17,738,698	5,262,933	48,877	22,952,755
うちその他	前連結会計年度	965,193	315	138	965,371
	当連結会計年度	794,340	679	114	794,906
譲渡性預金	前連結会計年度	3,384,059	4,060,135	283,600	7,160,594
	当連結会計年度	2,911,729	3,897,914	221,700	6,587,944
総合計	前連結会計年度	32,047,900	9,136,854	556,481	40,628,273
	当連結会計年度	30,656,378	9,591,451	429,723	39,818,106

(注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

2. 相殺消去額は、連結会社間の内部取引相殺消去額を表示しております。

3. 預金の区分は次のとおりであります。

① 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

② 定期性預金＝定期預金

ロ. 国内・海外別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	26,284,914	100.00	26,319,660	100.00
製造業	2,962,638	11.27	2,816,462	10.70
農業, 林業	4,106	0.02	4,105	0.02
鉱業, 採石業, 砂利採取業	60,637	0.23	66,503	0.25
建設業	198,590	0.76	190,747	0.73
電気・ガス・熱供給・水道業	1,201,620	4.57	1,301,531	4.95
情報通信業	323,659	1.23	292,233	1.11
運輸業, 郵便業	1,296,402	4.93	1,211,265	4.60
卸売業, 小売業	1,253,121	4.77	1,384,562	5.26
金融業, 保険業	1,451,914	5.52	1,434,017	5.45
不動産業	3,682,243	14.01	3,626,202	13.78
物品賃貸業	1,170,813	4.45	1,082,926	4.11
地方公共団体	25,470	0.10	22,267	0.08
その他	12,653,697	48.14	12,886,835	48.96
海外及び特別国際金融取引勘定分	4,222,053	100.00	4,556,847	100.00
政府等	2,676	0.06	952	0.02
金融機関	112,020	2.66	117,228	2.57
その他	4,107,357	97.28	4,438,666	97.41
合計	30,506,968	—	30,876,507	—

(注)「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。

「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。

○ 外国政府等向け債権残高(国別)

該当ありません。

(注)「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

ハ. 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	1,282,980	477,510	—	1,760,490
	当連結会計年度	2,438,439	401,248	—	2,839,688
地方債	前連結会計年度	23,686	—	—	23,686
	当連結会計年度	33,919	—	—	33,919
社債	前連結会計年度	699,775	—	—	699,775
	当連結会計年度	730,020	—	—	730,020
株式	前連結会計年度	3,185,839	31,449	1,561,589	1,655,699
	当連結会計年度	3,012,454	20,320	1,521,718	1,511,056
その他の証券	前連結会計年度	2,083,889	888,601	128,660	2,843,830
	当連結会計年度	1,816,239	1,109,172	160,860	2,764,551
合計	前連結会計年度	7,276,171	1,397,561	1,690,249	6,983,483
	当連結会計年度	8,031,073	1,530,741	1,682,578	7,879,235

- (注) 1. 「国内」とは、当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及び国内連結子会社であります。  
「海外」とは、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び海外連結子会社であります。
2. 相殺消去額は、連結会社間の資本連結等に伴う相殺消去額を表示しております。
3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては先進的計測手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準(平成31年金融庁告示第12号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2021年3月31日	2022年3月31日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	15.76	15.61
2. 連結Tier 1比率(5/7)	13.51	13.71
3. 連結普通株式等Tier 1比率(6/7)	12.12	12.31
4. 連結における総自己資本の額	31,909	31,444
5. 連結におけるTier 1資本の額	27,367	27,615
6. 連結における普通株式等Tier 1資本の額	24,551	24,801
7. リスク・アセットの額	202,433	201,353
8. 連結総所要自己資本額	16,194	16,108

持株レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2021年3月31日	2022年3月31日
持株レバレッジ比率	5.53	5.32

(注)詳細は、当社ウェブサイト(<https://www.smth.jp/investors/report/basel>)に記載しております。

(生産、受注及び販売の状況)

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。  
 なお、以下の記載における将来に関する事項は、2022年5月時点において判断したものであります。

① 当連結会計年度総括

実質業務純益は、対顧客手数料ビジネスの好調に加え、市況の押し上げ効果による資金関連利益の増益もあり、前年度比513億円増加し、3,460億円となりました。

また、親会社株主に帰属する当期純利益は、ヘッジ投信について期間損益へのリスク縮減に向けた削減を進めるとともに、特例引当金の再評価等により与信リスクへの備えも実施したうえで、前年度比268億円増加し、1,690億円となりました。

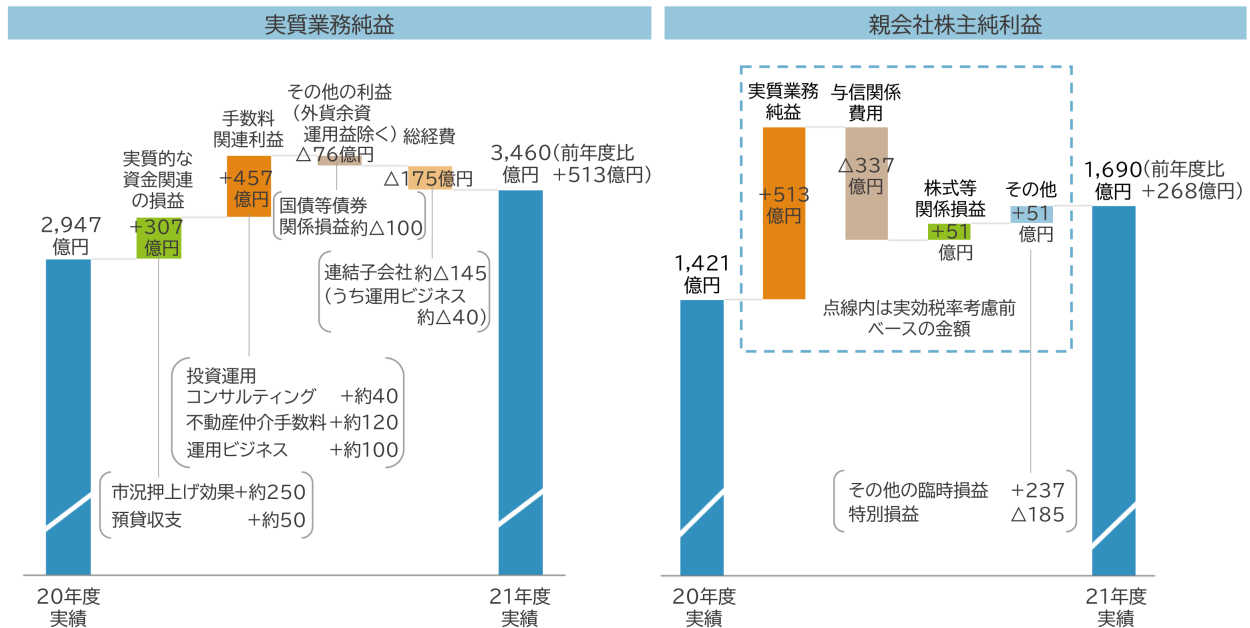
(主なKPI)

(億円)	2020年度 実績	2021年度			2022年度		
		予想	実績	前年度比	予想比	予想	21年度比
実質業務純益(*1)	2,947	3,300	3,460	513	160	3,100	△360
実質業務粗利益(*1)	7,392	7,950	8,081	688	131	8,000	△81
総経費(*1)	△4,445	△4,650	△4,620	△175	30	△4,900	△279
親会社株主純利益	1,421	1,700	1,690	268	△10	1,900	209
手数料収益比率	52.9%		54.0%	1.1%			
OHR	60.1%	58.5%	57.1%	△3.0%	△1.4%	61.3%	4.2%
自己資本ROE	5.41%		6.25%	0.84%			
普通株式等Tier 1比率	12.12%		12.31%	0.19%	(*2)		

(\*1) 実質業務純益・実質業務粗利益・総経費は、持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数であります。

(\*2) 22/3末の普通株式等Tier 1比率(パーゼルⅢ最終化ベースの試算値)は9.9%であります。

(実質業務純益及び親会社株主純利益の増減)





② 経営成績の分析

(億円)	2020年度		2021年度	
				増減
実質業務純益 (*1)	2,947	3,460	513	
実質業務粗利益 (*1)	7,392	8,081	688	
実質的な資金関連の損益 (*2)	2,894	3,202	307	
資金関連利益	2,602	3,048	445	
外貨余資運用益	291	153	△138	
手数料関連利益	3,911	4,369	457	
その他の利益 (外貨余資運用益除く)	586	510	△76	
総経費 (*1)	△4,445	△4,620	△175	
与信関係費用	△78	△415	△337	
株式等関係損益	△435	△383	51	
その他の臨時損益	△602	△364	237	
経常利益	1,831	2,297	465	
特別損益	168	△17	△185	
税金等調整前純利益	2,000	2,279	279	
法人税等合計	△560	△577	△16	
非支配株主純利益	△17	△11	5	
親会社株主純利益	1,421	1,690	268	
自己資本ROE	5.41%	6.25%	0.84%	
1株当たり配当金 (DPS) (円)	150	170	20	
1株当たり純利益 (EPS) (円)	379	451	71	
発行済株式総数 (百万株) (*3)	374.5	374.5	0.0	

(\*1) 実質業務純益・実質業務粗利益・総経費は、持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数であります。

(\*2) 実質的な資金関連の損益は、「資金関連利益」に「外国為替売買損益」に含まれる外貨余資運用益を加算したものであります。

(\*3) 普通株式 (自己株式除き) の期中平均であります。

その他の利益 (参考情報)

(億円)	2020年度		2021年度	
				増減
その他の利益	878	663	△214	
外貨余資運用益	291	153	△138	
外貨余資運用益以外	586	510	△76	

#### イ. 実質業務純益

資金関連利益については、市況押上げ効果の他、国内外の預貸収支改善も寄与した結果、前年度比445億円増加し、3,048億円となりました。外貨余資運用益を加えた実質的な資金関連の損益は同307億円増加し、3,202億円となりました。

手数料関連利益については、不動産仲介、投資運用コンサルティングなど対顧客関連の好調に加え、市況の堅調な推移を追い風とした運用ビジネスの好調により、前年度比457億円増加し、4,369億円となりました。

一方、総経費は、連結子会社における粗利連動の経費増加を主因として、前年度比175億円増加し、4,620億円となりました。

上記に所要の調整を加えて計算した、いわゆる実勢ベースの利益を表す実質業務純益は前年度比513億円増加し、3,460億円となりました。

#### ロ. 与信関係費用

「与信関係費用」は、一部取引先の債務者区分の悪化を踏まえた個別貸倒引当金の計上等により、前年度比337億円増加し、415億円の損失計上となりました。

#### ハ. 株式等関係損益

「株式等関係損益」は、政策保有株式削減の着実な進展に伴い、政策保有株式売却益872億円を計上した一方で、ヘッジ投信について期間損益へのリスク縮減に向けた削減を進めたことによる実現損1,267億円の計上等により、383億円の損失計上となりました。

#### ニ. 特別損益

「特別損益」は、前年度に計上した退職給付債務に係る一時損益処理による377億円の利益計上及びソフトウェア等の減損処理による193億円の損失計上の剝落等により、17億円の損失計上となりました。

③ セグメント別損益の内容

(億円)	前連結会計年度 実質業務純益	実質業務粗利益			総経費	当連結会計年度 実質業務純益	
		増減				増減	
総合計	2,947	8,081	688	△4,620	3,460	513	
個人トータルソリューション事業	155	1,908	132	△1,586	322	166	
三井住友信託銀行	△12	1,313	85	△1,176	137	149	
その他グループ会社	167	595	46	△410	185	17	
法人事業 (注) 1	1,321	2,125	47	△776	1,349	28	
三井住友信託銀行	1,023	1,500	11	△471	1,028	4	
その他グループ会社	297	625	36	△304	321	23	
証券代行事業	208	408	5	△198	210	1	
三井住友信託銀行	197	238	2	△40	197	0	
その他グループ会社	11	170	2	△157	12	1	
不動産事業	255	627	129	△258	369	113	
三井住友信託銀行	213	392	80	△99	293	79	
その他グループ会社	42	235	48	△159	75	33	
受託事業	347	965	77	△542	422	75	
三井住友信託銀行	309	598	49	△237	360	51	
その他グループ会社	38	367	27	△305	61	23	
運用ビジネス (注) 2	298	1,019	150	△614	405	107	
マーケット事業	544	523	△174	△157	365	△178	
その他	△183	503	321	△486	16	199	

- (注) 1. 法人事業は、法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業の合計であります。
2. 「運用ビジネス」は、連結子会社である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（連結）、日興アセットマネジメント株式会社（連結）及び資産運用業務を行う持分法適用関連会社2社の合計であります。なお、前連結会計年度まで「運用ビジネス」を「受託事業」の内数として開示しておりましたが、当連結会計年度より、「運用ビジネス」を「受託事業」から切り出し、独立した報告セグメントとして開示しております。前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメントの区分方法に基づいております。
3. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。
4. 2022年4月1日より報告セグメントを変更しております。変更後の報告セグメント区分による場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの実質業務粗利益、総経費、実質業務純益の金額に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象)」に記載しております。

報告セグメントごとの実質業務純益の主な増減要因は次のとおりであります。

(個人トータルソリューション事業)

投資運用コンサルティング関連において、投信・保険販売回復により販売手数料が大幅に改善したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた前年度に比して、住宅ローンの実行額が増加した結果、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比149億円増加の137億円、連結では同166億円増益の322億円となりました。

(法人事業)

前年度好調であったシンジケートローン・起債関連手数料が減少した一方、資金関連利益における組合出資関連収益の利益押し上げ寄与等により、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比4億円増益の1,028億円、連結では同28億円増益の1,349億円となりました。

(証券代行業業)

上場受託社数及び株主数の増加により証券代行手数料収入が堅調に推移した結果、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では197億円、連結では210億円といずれも概ね前年度並みとなりました。

(不動産事業)

個人向け仲介が好調を維持するとともに、法人向け仲介も獲得した案件の成約が着実に進捗した結果、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比79億円増益の293億円、連結では同113億円増益の369億円となりました。

(受託事業)

新規受託の着実な積み上げや時価上昇による資産管理残高の増加により、実質業務純益は三井住友信託銀行（単体）では前年度比51億円増益の360億円、連結では同75億円増益の422億円となりました。

(運用ビジネス)

資金流入や時価上昇により資産運用残高は増加しました。収益増加等に伴い一部経費が増加したものの、実質業務純益は前年度比107億円増益の405億円となりました。

(マーケット事業)

投資業務における収益の減少を主因に、実質業務純益は前年度比178億円減益の365億円となりました。

④ 損益の内容（参考情報）

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B) - (A)
業務粗利益 (業務粗利益(信託勘定償却後))	6,808 (6,808)	7,483 (7,483)	675 (675)
資金関連利益	2,440	2,869	429
資金利益	2,262	2,677	414
合同信託報酬(信託勘定償却前)	177	191	14
手数料関連利益	3,579	4,028	449
役務取引等利益	2,728	3,114	386
その他信託報酬	851	914	62
特定取引利益	△332	134	466
その他業務利益	1,120	451	△669
うち外国為替売買損益	792	236	△556
うち国債等債券関係損益	△67	△171	△103
うち金融派生商品損益	178	178	0
経費(除く臨時処理分) (除くのれん償却)	△4,195 (△4,116)	△4,351 (△4,272)	△156 (△156)
人件費	△1,899	△1,995	△95
物件費	△2,127	△2,218	△91
税金	△168	△137	31
一般貸倒引当金繰入額 ①	49	143	93
信託勘定不良債権処理額 ②	—	—	—
銀行勘定不良債権処理額 ③	△136	△575	△439
貸出金償却	△42	△54	△11
個別貸倒引当金繰入額	△82	△520	△437
債権売却損	△10	△0	10
貸倒引当金戻入益 ④	—	—	—
償却債権取立益 ⑤	8	16	8
株式等関係損益	△435	△383	51
うち株式等償却	△8	△9	△1
持分法による投資損益	116	155	38
その他	△384	△191	193
経常利益	1,831	2,297	465
特別損益	168	△17	△185
固定資産処分損益	△5	△2	3
固定資産減損損失	△201	△14	187
その他特別損益	375	—	△375
税金等調整前当期純利益	2,000	2,279	279
法人税等合計	△560	△577	△16
法人税、住民税及び事業税	△509	△573	△63
法人税等調整額	△50	△4	46
当期純利益	1,439	1,702	262
非支配株主に帰属する当期純利益	△17	△11	5
親会社株主に帰属する当期純利益	1,421	1,690	268
与信関係費用(①+②+③+④+⑤)	△78	△415	△337
実質業務純益	2,947	3,460	513

実質業務純益の内訳は次のとおりであります。

実質業務粗利益	7,392	8,081	688
総経費(除く臨時処理分)	△4,445	△4,620	△175

- (注) 1. 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収益－資金調達費用)＋(役務取引等収益－役務取引等費用)＋(特定取引収益－特定取引費用)＋(その他業務収益－その他業務費用)  
2. 実質業務純益は実質業務粗利益から総経費を除いたものであります(実質業務粗利益及び総経費は持分法適用会社の損益等も考慮した社内管理ベースの計数)。なお、実質業務粗利益と業務粗利益の差額及び総経費と経費の差額は主に持分法適用会社の経常利益(臨時要因調整後)×持分割合等であります。  
3. 金額が損失又は減益の項目には△を付しております。

⑤ 財政状態の分析

イ. 貸出金

銀行勘定の貸出金は、前年度末比3,695億円増加し、30兆8,765億円となりました。また、信託勘定（元本補てん契約のある信託）の貸出金は、同26億円減少し、133億円となり、銀行勘定との合計では同3,668億円増加し、30兆8,898億円となりました。なお、三井住友信託銀行株式会社（単体・国内店）の中小企業等貸出金残高は、同2,406億円増加し、17兆8,171億円となり、住宅ローン残高は、同4,019億円増加し、10兆5,437億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
貸出金残高（銀行勘定）	305,069	308,765	3,695
貸出金残高（元本補てん契約のある信託）	159	133	△26
合計	305,229	308,898	3,668

（三井住友信託銀行株式会社単体・国内店）

	前事業年度 (億円) (A)	当事業年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
国内店	266,777	266,494	△283
うち中小企業等貸出金残高	175,764	178,171	2,406
うち住宅ローン残高	101,418	105,437	4,019

(注) 1. 銀行勘定・元本補てん契約のある信託勘定合計の計数。

2. 特別国際取引勘定分を除いております。

リスク管理債権について、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年1月24日 内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

銀行勘定は、前年度末比835億円増加し、2,201億円となり、債権残高に対する比率は、同0.25%上昇し、0.67%となりました。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が同56億円、三月以上延滞債権が同30億円の減少、危険債権が同718億円、貸出条件緩和債権が同202億円の増加となりました。

また、信託勘定（元本補てん契約のある信託）においては、前年度末比6億円増加し、7億円となり、債権残高に対する比率は、同4.73%上昇し、5.75%となりました。債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が同0億円の減少、貸出条件緩和債権が同0億円の減少、危険債権が同6億円の増加となりました。

○リスク管理債権の状況(部分直接償却実施後)

	前連結会計年度 (億円) (A)			当連結会計年度 (億円) (B)			増減(億円) (B)-(A)		
	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計
[リスク管理債権]									
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	262	0	262	205	—	205	△56	△0	△56
危険債権	581	1	583	1,300	7	1,308	718	6	725
三月以上延滞債権	30	—	30	—	—	—	△30	—	△30
貸出条件緩和債権	491	0	492	694	0	694	202	△0	202
合計	1,366	1	1,367	2,201	7	2,208	835	6	841

債権残高	320,765	159	320,924	324,577	133	324,710	3,811	△26	3,785
------	---------	-----	---------	---------	-----	---------	-------	-----	-------

	前連結会計年度 (%) (A)			当連結会計年度 (%) (B)			増減(%) (B)-(A)		
	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計	銀行	信託	合計
[債権残高比率]									
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0.08	0.00	0.08	0.06	—	0.06	△0.02	△0.00	△0.02
危険債権	0.18	0.84	0.18	0.40	5.64	0.40	0.22	4.80	0.22
三月以上延滞債権	0.00	—	0.00	—	—	—	△0.00	—	△0.00
貸出条件緩和債権	0.15	0.18	0.15	0.21	0.10	0.21	0.06	△0.08	0.06
合計	0.42	1.02	0.42	0.67	5.75	0.68	0.25	4.73	0.26

(参考) 金融再生法開示債権の状況等 (三井住友信託銀行株式会社単体)

金融再生法開示債権は、銀行勘定・信託勘定(元本補てん契約のある信託)合算で前年度末比860億円増加し、1,994億円となりました。また、開示債権比率(総与信に占める割合)は、同0.2%上昇し、0.6%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が前年度末比48億円の減少、危険債権が同733億円、要管理債権が同175億円の増加となりました。

銀行勘定の債務者区分毎の引当率につきましては、要管理先債権の非保全部分に対する引当率は10.4%、その他要注意先債権の債権額に対する引当率は6.1%となりました。

○ 金融再生法に基づく資産区分の状況(三井住友信託銀行株式会社単体・部分直接償却実施後)

(億円・四捨五入)

[銀行勘定・信託勘定合計]	前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B)-(A)
開示債権合計	1,134	1,994	860
総与信	311,877	314,412	2,535
開示債権比率(%)	0.4	0.6	0.2

[銀行勘定]	与信額 (億円)	保全率 (%)	保全・引当金 (億円)		引当率 (%)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	167 (215)	100 (100)	個別貸倒引当金	34	100 (100)
			担保・保証等による保全	132	—
危険債権	1,170 (444)	77 (90)	保全なし	263	71 (81)
			個別貸倒引当金	669	—
			担保・保証等による保全	237	—
要管理債権	649 (474)	37 (50)	保全なし	409	10 (11)
			一般貸倒引当金	46	—
			担保・保証等による保全	193	—
開示債権合計	1,986 (1,132)				
総与信	314,279 (311,717)				
開示債権比率(%)	0.6 (0.4)				

(注) ( )内は前事業年度の計数であります。

[信託勘定]	与信額 (億円)	保全率 (%)	保全・引当金等 (億円)	
破産更生債権及び これらに準ずる債権	— (0)	— (100)	担保・保証等による保全	—
危険債権	8 (1)	100 (100)	担保・保証等による保全	8
要管理債権	0 (0)	100 (100)	担保・保証等による保全	0
開示債権合計	8 (2)		債権償却準備金	0
総与信	133 (160)			
開示債権比率(%)	5.8 (1.0)			

(注) ( )内は前事業年度の計数であります。



○ 債務者区分毎の引当額と引当率の状況(三井住友信託銀行株式会社単体・銀行勘定)

債務者区分	(分母)	前事業年度(A)		当事業年度(B)		増減(B)－(A)	
		引当額 (億円)	引当率 (%)	引当額 (億円)	引当率 (%)	引当額 (億円)	引当率 (%)
破綻先・実質破綻先債権	(対非保全部分)	38	100.0	34	100.0	△4	—
破綻懸念先債権	(対非保全部分)	185	81.1	669	71.7	483	△9.4
要管理先債権	(対非保全部分)	31	11.0	54	10.4	23	△0.6
	(対債権額)		6.2		7.5		1.3
その他要注意先債権	(対債権額)	306	6.1	186	6.1	△119	0.0
正常先債権	(対債権額)	436	0.1	407	0.1	△28	△0.0

破綻懸念先、要管理先、その他要注意先のうちDCF法適用先に対する引当額と引当率の状況並びにDCF法の適用範囲は以下のとおりであります。

DCF法適用先に対する債権	(対非保全部分)	305	22.8	681	46.1	375	23.3
---------------	----------	-----	------	-----	------	-----	------

DCF法適用範囲	与信額	30億円以上または、 企業グループ合算50億円以上	
	債務者区分	破綻懸念先、要管理先、 その他要注意先の一部	
	適用先数	13社	13社

ロ. 有価証券

有価証券は、国債の増加等により、前年度末比8,957億円増加し、7兆8,792億円となりました。

保有上場株式につきましては、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」における保有規制の対象となる取得原価ベースでの金額は、前年度末比562億円減少し、5,489億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
有価証券残高 合計	69,834	78,792	8,957
株式	16,556	15,110	△1,446
国債	17,604	28,396	10,791
地方債	236	339	102
社債	6,997	7,300	302
その他(注)	28,438	27,645	△792

(注)その他には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

○ 保有上場株式の残高

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
時価(連結貸借対照表計上額)	14,213	12,093	△2,120
取得原価	6,051	5,489	△562

#### ハ. 繰延税金資産

繰延税金資産・繰延税金負債の純額は、その他有価証券評価差額金の減少等により、前年度末比386億円増加し、284億円の繰延税金負債の計上となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
繰延税金資産 (連結貸借対照表計上額) ①	144	156	11
有価証券償却有税分	190	180	△10
貸倒引当金損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	467	550	83
繰延ヘッジ損益	184	183	△1
退職給付に係る連結調整額	21	189	167
株式交換に伴う評価差額	44	44	0
その他	710	728	18
評価性引当額	△236	△209	27
繰延税金負債との相殺	△1,238	△1,512	△274
繰延税金負債 (連結貸借対照表計上額) ②	815	440	△375
退職給付関係	392	464	72
その他有価証券評価差額金	1,502	1,313	△188
株式交換に伴う評価差額	57	57	△0
その他	102	118	15
繰延税金資産との相殺	△1,238	△1,512	△274
繰延税金資産 (△は負債) の純額 (③=①－②)	△671	△284	386

#### ニ. 預金

預金は、前年度末比2,375億円減少し、33兆2,301億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
預金残高	334,676	332,301	△2,375

(注) 預金は、譲渡性預金を除いております。

(三井住友信託銀行株式会社単体・国内店)

	前事業年度 (億円) (A)	当事業年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)－(A)
個人	166,235	166,643	407
法人・その他	118,971	109,229	△9,741

(注) 1. 「その他」は、公金、金融機関であります。

2. 預金は、譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

ホ. 純資産の部

純資産の部合計は、親会社株主に帰属する当期純利益による利益剰余金の増加等により、前年度末比227億円増加し、2兆7,452億円となりました。

	前連結会計年度 (億円) (A)	当連結会計年度 (億円) (B)	増減(億円) (B)-(A)
純資産の部合計	27,225	27,452	227
資本金	2,616	2,616	—
資本剰余金	5,761	5,761	0
利益剰余金	15,810	16,825	1,014
自己株式	△28	△27	1
株主資本合計	24,160	25,175	1,015
その他有価証券評価差額金	3,294	2,776	△518
繰延ヘッジ損益	△449	△427	21
土地再評価差額金	△67	△68	△1
為替換算調整勘定	40	127	87
退職給付に係る調整累計額	△40	△427	△387
その他の包括利益累計額合計	2,777	1,980	△797
新株予約権	10	10	△0
非支配株主持分	277	287	9

(注) 収益認識会計基準等及び時価算定会計基準等を当連結会計年度の期首から適用しております。収益認識会計基準等及び時価算定会計基準等の適用による利益剰余金への影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

⑥ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

⑦ 連結自己資本比率(国際統一基準)

当社は、信用リスクについては「先進的内部格付手法(注1)」、マーケット・リスクは「内部モデル方式」、オペレーショナル・リスクは「先進的計測手法(注2)」を採用しております。

当連結会計年度末の「普通株式等Tier1比率」は12.31%、「Tier1比率」は13.71%、「総自己資本比率」は15.61%と、いずれも規制上の所要水準の7.50%、9.00%並びに11.00%(注3)を上回っております。

(注1)重要性の低い小規模子会社等は、「標準的手法」を適用しております。

(注2)重要性の低い小規模子会社等は、「基礎的手法」を適用しております。

(注3)各比率の所要水準に資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファ及び国内の金融システム上重要な銀行に対する追加的な資本賦課を勘案・加算したものであります。

	前連結会計年度 (A)	当連結会計年度 (B)	増減 (B)-(A)
連結総自己資本比率(%)	15.76	15.61	△0.15
連結Tier1比率(%)	13.51	13.71	0.20
連結普通株式等Tier1比率(%)	12.12	12.31	0.19
連結における総自己資本の額(億円)	31,909	31,444	△465
連結におけるTier1資本の額(億円)	27,367	27,615	248
連結における普通株式等Tier1資本の額(億円)	24,551	24,801	250
リスク・アセットの額(億円)	202,433	201,353	△1,080

(注)連結自己資本比率については、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式により算出しております。

## ⑧ キャッシュ・フローの状況

### イ. キャッシュ・フローの状況

「(1) 経営成績等の状況の概要(キャッシュ・フローの状況)」に記載しております。

### ロ. 経営方針・経営戦略の遂行にあたっての資本の十分性について

「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」を経営の根幹に据え、持続的・安定的な成長を企図する当グループとしては、銀行の自己資本規制において最重視される「普通株式等Tier1比率」(バーゼルⅢ最終化ベース)を「安定的に10%以上」の水準で確保することを十分性の目線としております。

中期経営計画においては、利益創出による資本蓄積やバランスシートの効率運営、政策保有株式の削減等を通じて、同比率を9%台後半から10%台半ばへと引き上げることを財務目標としておりますが、2022年3月末時点においては、前年比0.5%上昇の9.9%程度となっております。これは、政策保有株式の削減やマーケット事業におけるリスクアセットコントロールを推進したこと等によるものです。引き続き、社会課題の解決や将来成長に資する投資等とのバランスに留意しつつ、十分性の確保をはかってまいります。

### ハ. 成長投資、手元資金、株主還元のバランス、並びに資本コストに関する経営者の考え方について

持続的・安定的な成長、それに伴う株主還元の着実な強化を図るべく、当グループ資本戦略においては、(i) 事業戦略を通じた規制資本コスト対比の収益性向上、(ii) 資本の有効活用、(iii) 配当による株主還元の強化の三本柱によって、資本の十分性と効率性のベストバランスを実現することをゴールとしています。

中期経営計画においては、最終年度である2022年度に目指すベストバランスの水準として、「普通株式等Tier1比率10%台半ば(バーゼルⅢ最終化ベース)」「自己資本ROE7%程度」を設定しておりますが、それらの達成に向けて、(i) については手数料ビジネスの強化、資金ビジネスの収益性・効率性向上、コスト構造改革に加え政策保有株式削減などを推進していきます。(ii) については、外部成長機会の追求や各事業の効率性改善を企図した戦略的投資に積極的に取り組んでいく方針です。(iii) については、業績に応じた株主への利益還元策として、当グループの連結配当性向を2022年度を目処に40%程度に引き上げるとともに、自己株式取得につきましても資本の有効活用の観点から、柔軟かつ機動的に実施していく方針としています。

なお、2021年度において資本の十分性の確保に一定の目途がたったことから、今後はより一層、競争力強化・事業基盤の拡充などを通じた持続的成長・企業価値向上に向けて、株主・お客さま・従業員・社会などの各ステークホルダーに留意した資本活用を進めてまいります。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当社は、UBS証券株式会社から、同社がウェルス・マネジメント事業を会社分割して設立した、ウェルス・マネジメント特化の証券会社である「UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社」（以下、「UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント」という。）の株式（49%）を2021年8月7日に取得し、2021年8月10日より、UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメントは営業を開始しました。

今般のUBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメントの営業開始により、当グループは、グローバルなウェルス・マネジメント事業におけるトップブランドで、かつ既に日本で実績のあるUBSグループの世界有数の資産運用・証券サービスと、国内信託銀行として最大クラスの三井住友信託銀行株式会社の有する相続・資産承継、不動産等の幅広い商品・サービスを有機的に組み合わせることで、お客さまの多様かつ複雑な課題やニーズに対して、「UBS SuMi TRUST」だからこそできる、商品提供に留まらない最適なソリューションを提供し、他に類を見ない「トータル・ウェルス・マネジメント」の実現に向け取り組んでまいります。

##### <UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメントの概要>

①名称	UBS SuMi TRUST ウェルス・マネジメント株式会社
②本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 丸の内永楽ビルディング
③営業所	名古屋、大阪
④代表者	代表取締役社長 ビクター・チャング
⑤設立年月日	2020年5月5日
⑥資本金	5,165百万円
⑦株主及び持株比率	UBS証券株式会社（51%） 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（49%）

#### 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資につきましては、三井住友信託銀行株式会社において、吉祥寺支店・吉祥寺中央支店の移転などを実施いたしました。

また、業務の一層の効率化を図るためIT基盤の整備やソフトウェアへの投資を行うなど、無形固定資産に係る投資額を含めて総額522億円の投資を行いました。

当連結会計年度において、次の主要な設備を売却しており、その内容は以下のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	前期末帳簿価額 (百万円)	売却・除却年月
国内連結 子会社	三井住友信託 銀行株式会社	吉祥寺支店 (旧店舗)	東京都 武蔵野市	売却	個人トータル ソリューション事業	店舗	1,380	2021年8月

## 2 【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は以下のとおりであります。

(2022年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の 内容	土地		建物	有形 リース 資産	その他 の有形 固定 資産	合計	従業員数 (人)
					面積 (㎡)	帳簿価額(百万円)					
当社	—	本社	東京都 千代田区	事務所	—	—	—	—	0	0	233
国内 連結 子会社	三井住友信託 銀行株式会社	本店	東京都 千代田区	店舗 事務所	2,490	42,027	13,703	3	1,233	56,966	4,065
		札幌支店 他3支店	北海道・ 東北地区	店舗	—	—	674	—	155	829	206
		日本橋営業部 他62支店 11出張所	関東・ 甲信越地区	店舗 事務所	12,220 (4,288)	21,085	19,796	2,751	5,164	48,798	4,617
		名古屋栄支店 他17支店	東海・ 北陸地区	店舗 事務所	2,015	3,982	2,197	729	960	7,869	856
		梅田支店 他29支店 4出張所	近畿地区	店舗 事務所	3,233 (560)	1,402	4,591	—	1,561	7,554	2,205
		広島支店 他8支店 2出張所	中国・ 四国地区	店舗	1,747 (472)	105	681	—	206	992	393
		福岡支店 他7支店	九州地区	店舗	355	185	881	—	268	1,336	349
		ニューヨーク 支店	北米地区	店舗	—	—	733	—	347	1,080	218
		ロンドン支店	欧州地区	店舗	—	—	287	—	127	415	272
		シンガポール 支店他2支店	アジア地区	店舗	—	—	183	—	186	370	319
		事務センター 他3センター	東京都 府中市他	事務 センター	38,734	19,195	14,566	359	2,928	37,050	92
		社宅・寮	兵庫県 尼崎市他	社宅・寮	16,214	4,877	1,472	—	251	6,601	—
	その他の施設	東京都 府中市他	その他	14,927 (40)	3,601	2,656	—	231	6,489	16	
	三井住友トラ スト総合サー ビス株式会社 他26社	本社他	東京都 港区他	店舗 事務所等	191,697 (1,073)	33,905	10,188	47	2,487	46,628	7,227
海外 連結 子会社	Sumitomo Mitsui Trust Bank(U.S.A.)Limited 他30社	本社他	北米地区他	店舗 事務所等	—	—	110	907	421	1,440	956



- (注) 1. 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は、建物を含めて17,223百万円であります。
2. 三井住友信託銀行株式会社の店舗外現金自動設備2か所、海外駐在員事務所5か所は上記に含めて記載しております。
3. 上記には、連結子会社以外に貸与している建物が含まれており、その主な内容は以下のとおりであります。

会社名	所在地	土地		建物
		面積(m <sup>2</sup> )	帳簿価額(百万円)	
三井住友信託銀行株式会社	関東・甲信越地区	—	—	1,512
	近畿地区	—	—	71
三井住友トラスト 総合サービス株式会社	関東・甲信越地区	—	—	759
	近畿地区	—	—	327
	九州地区	—	—	22

4. 上記の他、ソフトウェア資産91,133百万円、その他の無形固定資産5,024百万円を所有しております。また、上記には建設仮勘定110百万円は含めておりません。
5. 三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産は、セグメントに配賦していない共用資産を除き、6つの事業セグメント(個人トータルソリューション事業、法人事業、証券代行業業、不動産事業、受託事業、マーケット事業)に配賦しております。三井住友信託銀行株式会社以外の連結子会社に係る固定資産は、セグメントに配賦しておりません。固定資産のセグメントごとの金額については、(セグメント情報等)をご参照ください。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は以下のとおりであります。

なお、当グループでは、設備投資について投資段階ではセグメントごとに区分していないことから、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

#### (1) 重要な設備の新設、改修等

(2022年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
国内 連結 子会社	三井住友 信託銀行 株式会社	芝ビル	東京都 港区	改修	空調設備	4,500	2,104	自己資金	2019年 8月	2025年 1月
		府中ビル	東京都 府中市	改修	無停電 電源装置	1,280	4	自己資金	2022年 5月	2023年 5月
		事務機械	—	改修 その他	(注) 2	3,845	—	自己資金	2022年 4月	2023年 3月
		ソフトウェア	—	改修 その他	ソフト ウェア	47,806	—	自己資金	2022年 4月	2023年 3月

(注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2. 「事務機械」の主なものは、各々店舗・事務所システム設備の改修及び機器の新設・更新等であります。

#### (2) 重要な設備の除却、売却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	850,000,000
第1回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第八種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第九種優先株式	10,000,000 (注) 2
第1回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十種優先株式	20,000,000 (注) 3
第1回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第十一種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第2回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第3回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第4回第十二種優先株式	10,000,000 (注) 1
第1回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第十三種優先株式	10,000,000 (注) 2
第1回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第2回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第3回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2
第4回第十四種優先株式	10,000,000 (注) 2

第1回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十五種優先株式	20,000,000 (注) 3
第1回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第2回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第3回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
第4回第十六種優先株式	20,000,000 (注) 3
計	890,000,000

(注) 1. 第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式及び第1回ないし第4回第十二種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとします。

2. 第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式及び第1回ないし第4回第十四種優先株式の発行可能株式総数は併せて10,000,000株を超えないものとします。

3. 第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式の発行可能株式総数は併せて20,000,000株を超えないものとします。

## ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年6月24日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	375,291,440	375,291,440	東京証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プライム市場(提出日現在)  名古屋証券取引所 市場第一部(事業年度末現在) プレミアム市場(提出日現在)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。 なお、単元株式数は100株で あります。
計	375,291,440	375,291,440	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権	
決議年月日	2012年6月28日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の取締役及び執行役員 66名
新株予約権の数※	189 [185] 個 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 18,900 [18,500] 株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり4,000円
新株予約権の行使期間※	2014年7月18日～2022年7月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり4,340円 資本組入額 1株当たり2,170円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

## 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

### (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

### (5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

### (7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	
決議年月日	2013年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社及び子会社の取締役及び執行役員 60名
新株予約権の数※	393個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 39,300株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり5,190円
新株予約権の行使期間※	2015年7月19日～2023年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり6,650円 資本組入額 1株当たり3,325円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

## 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。



三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権	
決議年月日	2014年6月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63名
新株予約権の数※	302個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 30,200株 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2014年8月31日～2044年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり4,241円 資本組入額 1株当たり2,120.5円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員いずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

## 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

### (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

### (5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

### (7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	
決議年月日	2015年6月26日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63名
新株予約権の数※	281 [278] 個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 28,100 [27,800] 株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2015年8月31日～2045年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり5,448円 資本組入額 1株当たり2,724円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

## 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

### (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

### (5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

### (7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権	
決議年月日	2016年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 63名
新株予約権の数※	458個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 45,800株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2016年8月31日～2046年7月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり3,247円 資本組入額 1株当たり1,623.5円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

## 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数それぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類  
組織再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権の権利行使期間  
上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
  - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
  - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第7回新株予約権	
決議年月日	2017年6月29日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、執行役及び執行役員並びに三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 67名
新株予約権の数※	576個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 57,600株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2017年8月31日～2047年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり3,871円 資本組入額 1株当たり1,935.5円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

## 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

### (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

### (5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

### (7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。



三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権	
決議年月日	2018年7月27日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役、執行役及び執行役員並びに三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 70名
新株予約権の数※	663個(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類及び数※	普通株式 66,300株(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額※	1株当たり1円
新株予約権の行使期間※	2018年9月30日～2048年9月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額※	発行価格 1株当たり4,184円 資本組入額 1株当たり2,092円
新株予約権の行使の条件※	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項※	(注) 2

※ 当事業年度の末日(2022年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2022年5月31日)にかけて変更された事項がある場合は、提出日の前月末現在における内容を〔〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 新株予約権の割当予定数に対応する株式の数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
- (2) 新株予約権の目的となる株式は、新株予約権1個当たり当社普通株式100株とする。
- (3) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。  
調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率  
また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、総称して「合併等」という。)を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

## 2. 組織再編成行為に伴う新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、又は株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日

（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「組織再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、組織再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って組織再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

### (1) 交付する組織再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

### (2) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の種類

組織再編対象会社の普通株式とする。

### (3) 新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1（1）に準じて決定する。

### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、別途定める組織再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である組織再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

### (5) 新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

### (7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、組織再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年9月20日 (注) 1	普通株式 △15,057,200	普通株式 375,291,440	—	261,608	—	702,933

(注) 1. 2019年5月15日開催の取締役会決議により、2019年9月20日付で自己株式の消却を実施いたしました。

## (5) 【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	173	46	1,712	805	52	43,067	45,855	—
所有株式数 (単元)	—	1,258,304	240,185	535,342	1,477,841	452	229,436	3,741,560	1,135,440
所有株式数 の割合(%)	—	33.63	6.42	14.31	39.50	0.01	6.13	100.00	—

(注) 1. 自己株式324,450株は「個人その他」に3,244単元、「単元未満株式の状況」に50株含まれております。

なお、自己株式について、株主名簿上の株式数と実質的に所有している株式数は一致しております。

2. 「その他の法人」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が6単元含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	67,368,800	17.96
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	22,901,800	6.10
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	6,639,205	1.77
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	6,361,700	1.69
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE S I L CHESTER INTER NATIONAL INVES TORS INTERNATI ONAL VALUE EQU I TY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	5,995,200	1.59
STATE STREET BA NK WEST CLIE NT — TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	5,805,935	1.54
SSBTC CLIENT OM NIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	5,466,786	1.45
STATE STREET BA NK AND TRUST CO MPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	5,347,409	1.42
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	5,103,951	1.36
J P MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川 インターシティA棟)	4,755,301	1.26
計	—	135,746,087	36.20

(注) 1. ブラックロック・ジャパン株式会社から、2021年12月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社他7名が2021年12月15日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2022年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者名	ブラックロック・ジャパン株式会社 (他共同保有者7名)
保有株券等の数	22,878,830株 (共同保有者分を含む)
株券等保有割合	6.10%

2. 野村証券株式会社から、2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村証券株式会社他2名が2020年7月15日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2022年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者名	野村証券株式会社 (他共同保有者2名)
保有株券等の数	23,078,902株 (共同保有者分を含む)
株券等保有割合	6.15%

3. 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社から、2020年12月7日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社他1名が2020年11月30日現在で以下のとおり当社普通株式を保有している旨の報告を受けましたが、当社として2022年3月31日現在における実質所有状況の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

大量保有者名	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 (他共同保有者1名)
保有株券等の数	19,195,626株 (共同保有者分を含む)
株券等保有割合	5.11%

4. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）の所有株式数のうち、392,300株については、当社の役員向け株式交付信託の信託財産として保有する株式であり、当社の連結財務諸表及び財務諸表においては自己株式として処理しておりますが、発行済株式数からは控除しておりません。

## (7) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 324,400	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 373,831,600	3,738,316	同上
単元未満株式	普通株式 1,135,440	—	同上
発行済株式総数	375,291,440	—	—
総株主の議決権	—	3,738,316	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が600株(議決権の数6個)及び役員向け株式交付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する392,300株(議決権の数3,923個)が含まれております。
2. 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式50株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三井住友トラスト・ ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目4番1号	324,400	—	324,400	0.08
計	—	324,400	—	324,400	0.08

- (注) 役員向け株式交付信託の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する当社株式392,300株は、上記自己保有株式には含まれておりません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第155条第3号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2022年2月24日)での決議状況 (取得期間 2022年2月25日~2022年8月31日)	9,000,000	30,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価格の総額	9,000,000	30,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100	100
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの取締役会決議による取得自己株式数は含めておりません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	普通株式 5,592	21,528,013
当期間における取得自己株式	普通株式 763	3,017,605

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(買増請求に対する売渡)	普通株式 260	998,695	—	—
その他(ストックオプションの行使による売渡)	普通株式 4,600	19,441,104	普通株式 700	2,956,618
保有自己株式数	普通株式 324,450	—	普通株式 324,513	—

(注) 当期間の取得自己株式の処理状況及び保有自己株式数には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数及び買増請求に対する売渡株式数、並びにストックオプションの行使による売渡株式数は含めておりません。



### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への安定的な利益還元を重要な経営方針の一つと位置付けており、持続的・安定的な成長に即した株主還元の強化に向けて、業績に応じた株主利益還元策として、普通株式配当につき、2022年度を目途に連結配当性向40%程度への引き上げを目指す方針を掲げております。

毎事業年度における配当の回数につきましては、会社法第454条第5項の規定による金銭による中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。なお、中間配当の決定機関は取締役会であり、期末配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度につきましては、上記方針を踏まえ、普通株式の期末配当金を1株当たり90円00銭としております。2021年12月にお支払いいたしました中間配当金(1株当たり80円00銭)を含め、この1年間にお支払いする普通株式の配当金の合計は1株につき170円00銭となり、連結配当性向は37.7%となっております。

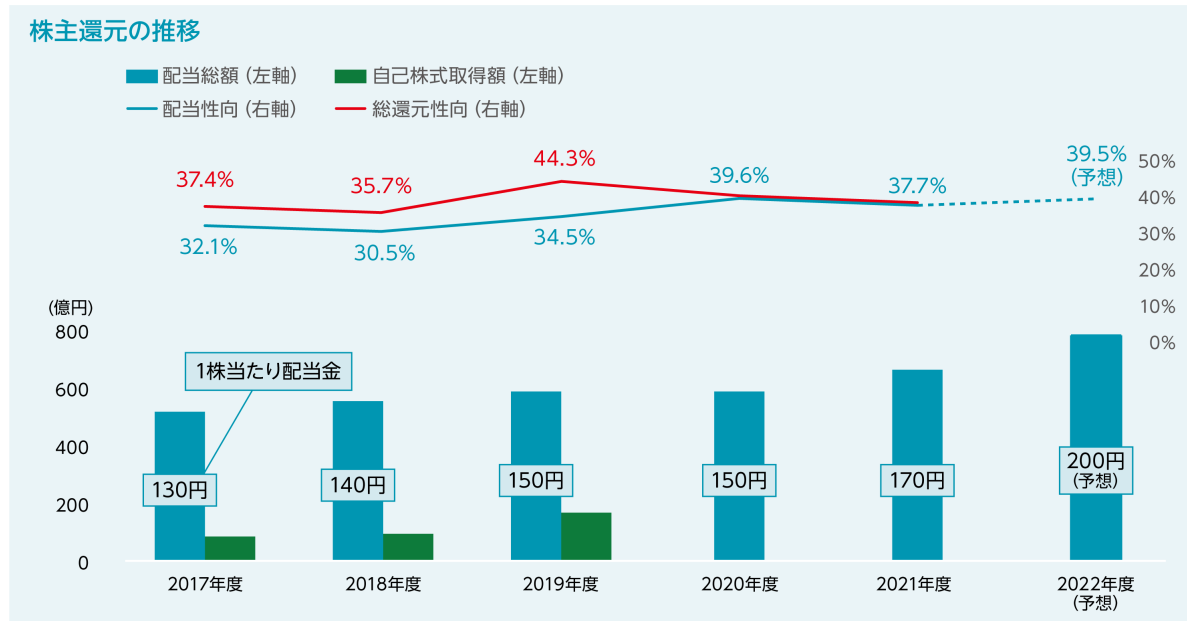
内部留保資金につきましては、健全性確保の観点からその充実に留意しつつ、当グループとしての企業価値を持続的に向上させるべく活用してまいります。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの配当金 (円)
2021年11月11日 取締役会	普通株式	29,997	80.00
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	33,747	90.00

#### (参考) 株主還元方針

業績に応じた株主利益還元策として、2022年度を目処に連結配当性向40%程度への引き上げを目指しております。さらに、資本十分性の確保を前提として、中長期的な利益成長に向けた資本活用、資本効率性改善効果のバランスを踏まえつつ、機動的に自己株式取得を実施しております。



(注) 総還元性向は、配当総額に自己株式取得額を加えた金額と当期純利益の比率を表すものであります。

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

#### ① 企業統治の体制の概要等

##### イ. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、信託の受託者精神に立脚した高い自己規律に基づく健全な経営を实践し、社会からの揺るぎない信頼を確立するために、当グループの持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでおります。

- (i) 当社は、株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
- (ii) 当社は、社会的責任や公共的使命の重要性を認識し、株主、お客さま、社員、事業パートナー、及び地域社会をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、高い自己規律に基づき健全に業務を運営する企業文化・風土を醸成してまいります。
- (iii) 当社は、ステークホルダーとの建設的な対話を行う基盤を構築するために、ディスクロージャーポリシーを別途定め、非財務情報を含む会社情報の適切な開示と、企業経営の透明性の確保に努めてまいります。
- (iv) 当社は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として、指名委員会等設置会社の機関設計を採用し、執行と監督の分離による取締役会の監督機能の実効性確保に努めてまいります。
- (v) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、ステークホルダーとの間で建設的な対話を行います。

なお、当社は、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方の指針を定めた「コーポレートガバナンス基本方針」を当社のWebサイトに掲載しております。

##### ロ. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当グループは、銀行事業、資産運用・資産管理事業、不動産事業を中心とした幅広い業務領域を有し、トータルなソリューションを迅速に展開できる総合力と専門的知見の高さ、卓越した実務精通度を強みとする信託銀行グループです。

当社は、これらの特性や強みを生かしながら、迅速な業務執行を実現する経営力と、経営の健全性を確保する監督・牽制力を両立させ、全てのステークホルダーの期待に応え得る健全なグループ経営を推進するため、指名委員会等設置会社の形態を採用しております。また、取締役会の監督機能の実効性を高めるべく、内部機関として会社法に定める「指名委員会」「報酬委員会」「監査委員会」を設置するとともに、信託銀行グループならではの当グループの事業特性を踏まえ、取締役会の諮問機関として、「リスク委員会」と「利益相反管理委員会」を任意に設置しています。さらに、これらの取り組みに加え、取締役会議長に、社外取締役が就任することにより、取締役会が担うグループ経営管理における監督機能の実効性確保を図っています。

##### ハ. グループにおける当社の役割と機能

当社はグループ全体の経営方針やビジネスモデルを決定し、グループ各社に浸透を図るとともに、当該方針等にもとづき策定された各社の経営計画の実現等を可能とするグループ経営管理の役割を發揮すべく、以下の機能を担っています。

###### 《グループ経営戦略企画機能》

三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の事業戦略の調整を図り、グループ全体の収益及び株主価値の最大化を図る経営戦略を策定します。

###### 《業務運営管理機能》

業務運営は三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社が担う一方、当社は三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の業務運営状況をグループ戦略との整合性等の観点から管理するとともに、各業務の業績把握等を行います。

###### 《経営資源配分機能》

グループの経営資源(人員・経費・システム投資・資本等)の配分を行うとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社における経営資源の使用状況を管理します。

#### 《リスク管理統括機能》

グループ全体のリスク管理の基本方針を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社のリスク管理状況のモニタリング等を行います。

#### 《コンプライアンス統括機能》

グループの企業倫理としての基本方針並びに役員及び社員の行動指針としての遵守基準を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社におけるコンプライアンス遵守状況のモニタリング等を行います。

#### 《内部監査統括機能》

グループ全体の内部監査の基本方針を策定するとともに、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社の内部監査態勢の整備状況等を把握し、三井住友信託銀行株式会社及びその他の子会社に対して必要な指示等を行います。

## 二. 会社の機関の内容

### 《監督機関》

#### (i) 取締役会

A. 議長：松下 功夫（社外取締役）

B. 役割・構成

(A) 取締役会は、当グループの経営の基本方針を定め、経営全般に対する監督機能を担うことにより、当グループの経営の公正性・透明性を確保します。

(B) 取締役会は、原則として法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役に委任し、執行役等の職務の執行を監督することをその中心的役割とします。

(C) 取締役会の人数は、当グループの経営管理機能を担う金融持株会社として求められる実効性ある監督機能を発揮するために必要且つ適切な規模で、構成員の多様性及び専門性の確保の観点にも十分配慮して、定款で定める員数である20名の範囲内で決定します。

(D) 当社は、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立社外取締役の占める割合を原則3分の1以上とします。

C. 当事業年度の活動状況

(A) 開催回数：16回

(B) 主な審議事項：パーパスの浸透、サステナビリティ基本方針、中期経営計画の進捗状況、グループガバナンス、業務品質の向上・高度化、事業ポートフォリオ、政策保有株式削減等の審議を実施。

#### (ii) 各委員会

##### <法定の委員会>

A. 指名委員会

(A) 委員長：松下 功夫（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 5名、社内委員 2名

(C) 権限・役割

・株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定

・取締役会からの、執行役社長を含む執行役の選任及び解任、並びに経営者の後継人材育成計画に関する諮問に対する審議・答申

・取締役会からの、三井住友信託銀行株式会社の取締役社長を含む取締役の選任及び解任に関する諮問に対する審議・答申

・取締役会からの、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役の選任及び解任に関する諮問に対する審議・答申

(D) 当事業年度の活動状況

・開催回数：16回

・主な審議事項：執行役社長を含む執行役の選任、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の内容の決定、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役の選任等の審議を実施。

## B. 報酬委員会

(A) 委員長：河本 宏子（社外取締役）

(B) 構成：社外委員 4名、社内委員 2名

(C) 権限・役割

- ・取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決定
- ・上記の方針に従って、取締役及び執行役の個人別の報酬額等を決定
- ・三井住友信託銀行株式会社の取締役会からの、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問に対する、審議・答申
- ・三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役会からの、取締役等の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する諮問に対する、審議・答申

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：10回
- ・主な審議事項：取締役及び執行役の報酬の決定方針・個人別の報酬額等、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の報酬の決定方針等の審議を実施。

## C. 監査委員会

(A) 委員長：麻生 光洋（社外取締役）※

※2022年6月23日付で、齋藤進一氏から麻生光洋氏に委員長が交代しております。なお、齋藤氏は、引き続き監査委員を務めております。

(B) 構成：社外委員 3名、社内委員 2名

(C) 権限・役割

- ・執行役及び取締役の職務の執行の監査、並びに監査報告の作成
- ・株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任、並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：17回
- ・主な審議事項：中期経営計画の進捗状況、当グループの内部統制システムの整備・運営状況、財務報告に係る課題への対応状況等の重点監査項目について審議を実施。

## <任意の委員会>

### D. リスク委員会

(A) 委員長：藤井 健司（社外有識者）

(B) 構成：社外委員 3名（社外取締役 1名、社外有識者 2名）、社内委員 2名

(C) 目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施。

- ・当グループの経営を取り巻く環境、トップリスク、及びマテリアリティに関する事項
- ・当グループのリスクアペタイト・フレームワークの運営、リスク管理、及びコンプライアンス管理に係る内部統制システムの実効性の監視に関する事項
- ・その他、取締役会が必要と認める事項

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：6回
- ・主な審議事項：当グループのリスク管理態勢の適切性に関する審議、リスク文化の醸成・浸透に関する審議、昨今の外部環境を踏まえたリスク管理にかかる取り組み状況に関する審議等を実施。

E. 利益相反管理委員会

(A) 委員長：神田 秀樹\* (社外有識者) ※三井住友信託銀行株式会社社外取締役

(B) 構成：社外委員 3名 (社外取締役 1名、社外有識者 2名)、社内委員 2名

(C) 目的・役割

取締役会から、以下の各事項にかかる諮問を受け、その適切性等について検討し答申を実施

- ・当グループの利益相反管理態勢の妥当性に関する事項
- ・当グループの利益相反管理、顧客説明管理、及び顧客サポート管理の実効性並びにこれらの態勢の高度化に関する事項
- ・当グループのフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針及び当グループ各社の行動計画等に関する事項
- ・当グループの利益相反管理及びフィデューシャリー・デューティーの浸透等に係る特に重要な事項
- ・その他、取締役会が必要と認める事項

(D) 当事業年度の活動状況

- ・開催回数：7回
- ・主な審議事項：当グループの拡大を踏まえた利益相反管理方針の改定・顧客保護等管理の態勢整備、当グループのフィデューシャリー・デューティー浸透・実践等に係る審議を実施。

《取締役会及び各委員会の構成》 (●：委員長、○：委員)

氏名	役職	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	リスク委員会	利益相反管理委員会
高倉透	取締役執行役社長 (代表執行役)					
荒海次郎	取締役執行役副社長 (代表執行役)					
山口信明	取締役執行役専務					
大山一也	取締役執行役					
大久保哲夫	取締役会長	○	○			
橋本勝	取締役	○	○			
首藤邦之	取締役			○		
田中浩二	取締役			○		
松下功夫	取締役(社外) (取締役会議長)	●	○			
齋藤進一	取締役(社外)			○		
河本宏子	取締役(社外)	○	●			
麻生光洋	取締役(社外)	○		●		
加藤宣明	取締役(社外)	○	○			○
柳正憲	取締役(社外)	○	○			
鹿島かおる	取締役(社外)			○	○	
鈴木康之	執行役常務				○	○
高田由紀	執行役				○	○
神田秀樹※	社外有識者					●
藤井健司	社外有識者				●	
外山晴之	社外有識者				○	
細川昭子	社外有識者					○

※神田 秀樹氏は、三井住友信託銀行株式会社の社外取締役です。

《執行機関》

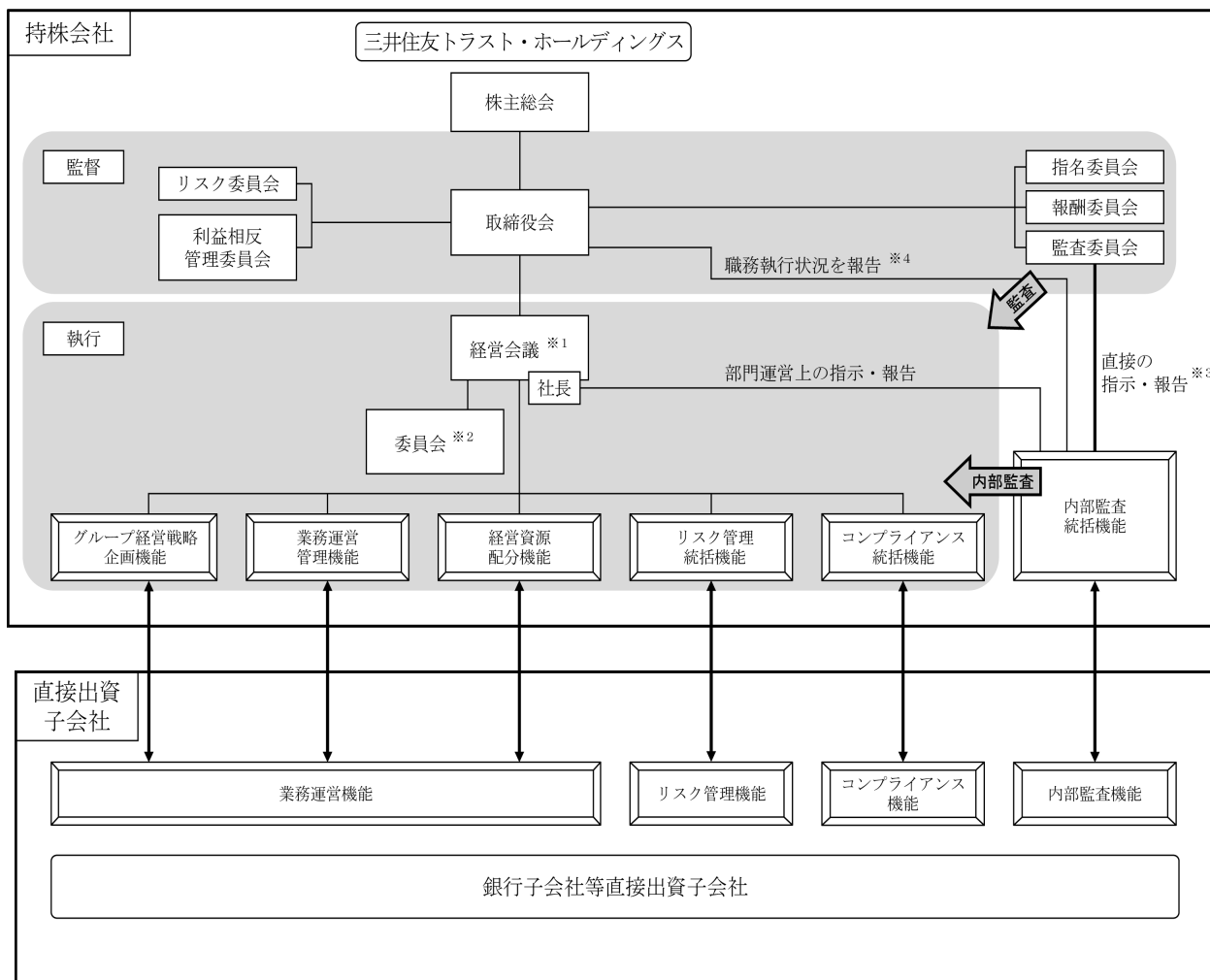
(i) 経営会議

取締役会の下には、執行役社長を議長とし、関係役員が参加する経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議または決定を行うほか、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

(ii) 各種委員会等

グループの重要なサステナビリティ課題に関する方針や取り組みを検討する「サステナビリティ推進会議」や、「経営リスク管理委員会」等各種委員会を設置しています。

**グループの経営管理体制**



※1 経営会議の場を用いて、サステナビリティ推進会議を開催

※2 経営リスク管理委員会、IT委員会、利益相反管理高度化委員会、情報開示委員会

※3 内部統制システムを活用した監査委員会監査に関連する直接の指示・報告

※4 内部監査部統括役員（執行役）の職務執行状況を報告

#### ホ. 内部統制システムの整備状況

当社の取締役会は、銀行持株会社として、当社及び子会社等から成る企業集団の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するため必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

##### (i) コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について

- A. 当グループのコンプライアンスに関する基本方針について定める。
- B. コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- C. 当グループの利益相反管理に関する基本方針を定め、当グループにおいて顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。
- D. 利益相反管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関である利益相反管理委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- E. 本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- F. 毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
- G. 役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
- H. 役員及び社員に対し当社業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に直接通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
- I. 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
- J. マネー・ロンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。

##### (ii) リスク管理体制の整備について

- A. 当グループのリスク管理に関する基本方針について定める。
- B. リスク管理に関する重要事項については、取締役会の諮問機関であるリスク委員会の答申を踏まえ、取締役会で決議・報告を行う。
- C. 当グループは、3つの防衛線を基本とした、グループ全体のリスク管理体制を構築する。
- D. 本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
- E. 当グループのリスク管理に係る計画を策定するとともに、当社直接出資子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗状況・達成状況を把握・評価する。
- F. 役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- G. 緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、当グループの正常な業務活動の維持、継続を図る。

##### (iii) 業務執行体制の整備について

- A. 当社取締役会は、原則として、法令で定められた専決事項以外の業務執行の決定を執行役へ委任する。執行役等で構成する経営会議を設置するほか、経営会議の諮問機関として各種委員会を設置する。
- B. 執行役（子会社等においては業務執行を担う役員）が円滑かつ適切に職務の執行を行うために必要な組織の機構・分掌及び役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会等が定める。
- C. 社内規定は関連する法令等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、すみやかに所要の改廃を行う。

##### (iv) 経営の透明性確保について

- A. 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
- B. 当グループにおける、会計、会計に係る内部統制、監査事項についての不正または不適切な処理に関する

情報についての通報を、社内外から受け付ける制度として、会計ホットライン制度を設置する。通報窓口を社外の法律事務所とし、調査の事務局は監査委員会室とする。

C. 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確かつ公平に開示する。

(v) 当グループ管理体制の整備について

A. 当グループ全体のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。

B. 当グループにおける重要度の高いグループ内取引等は、当社が当グループの戦略目標との整合性、リスク管理面、コンプライアンス面等の観点から検証を行う。

C. 子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告する。

D. 当社は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。

(vi) 情報の保存・管理体制の整備について

A. 株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。

B. 情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

(vii) 内部監査体制の整備について

A. 業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。

B. 当グループの内部監査基本方針及び内部監査計画を策定のうえ、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。

C. 内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査委員会に報告する。

(viii) 監査委員会監査に関する体制の整備について

A. 監査委員会の職務を補助すべき社員等

(A) 監査委員会の職務を補助するため監査委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員、又は社員を配置する。

(B) 監査委員会室員は、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行う。

(C) 監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査委員会と事前に協議する。

(D) 執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮する。

B. 監査委員会への報告体制

(A) 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び社員は、当社若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査委員会へ報告しなければならない。

(B) コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査委員会に対して報告しなければならない。

(C) 内部監査部は、同部による当社及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会に対して報告しなければならない。

(D) 取締役（監査委員である取締役を除く）、執行役、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査委員会に対して報告しなければならない。

(E) 上記（A）、（B）及び（D）に掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記（A）に掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記（B）に掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記（D）に掲げる事項について監査委員会から報告を求められた場合は速やかに、当社の監査委員会に報告する。

(F) 監査委員会は、必要に応じ、上記（A）から（D）に掲げる事項について、上記（A）から（E）に掲げる者に対して報告を求めることができる。

(G) 上記（A）から（F）に基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取



扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

C. その他監査委員会監査の実効性確保のための体制

- (A) 取締役、執行役、執行役員及び社員は、監査委員会の監査活動に誠実に協力する。
- (B) 常勤の監査委員を選定する。
- (C) 監査委員は、取締役会のほか、監査委員会が必要と認める会議（子会社等における会議を含む）に出席することができる。
- (D) 代表執行役は、定期的に又は監査委員会の求めに応じ、監査委員会と意見交換を行う。
- (E) 内部監査部門は、監査委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査委員会による調査等の指示は、執行役その他の者の指示に優先する。
- (F) 代表執行役又は人事部門を担当する執行役は、監査委員会に対して、内部監査部門を担当する執行役のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
- (G) 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査委員会との円滑な連携に努める。
- (H) 当社の監査委員会による当グループ全体の監査の実効性を確保するため、子会社等の非常勤の監査役（指名委員会等設置会社における監査委員、監査等委員会設置会社における監査等委員を含む。以下同じ。）の選定にあたっては、監査委員会又は各監査委員に対して監査役候補者（合弁会社等で他社グループからの候補者を除く）の案を提示する。監査委員会又は各監査委員は、必要に応じ、当該案に対して意見を述べるができる。
- (I) 監査委員会が必要と認めて外部からの通報制度を設けることとした場合には、取締役、執行役、執行役員及び社員は、当該制度の運営に協力する。
- (J) 当社は、監査の実効性を確保するため、監査委員会及び監査委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

② 取締役の定数

当社の取締役は20名以内とする旨を定款で定めております。

③ 取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間において、会社法第423条第1項の規定により当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任について、それぞれの職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約

当社は、当社の取締役、執行役及び執行役員並びに三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社及び上記二社で全額負担しております。当該保険契約の内容は、被保険者が第三者や株主から損害賠償を求める訴えを提起された場合、その損害賠償金及び争訟費用を補填するものであります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者の犯罪行為、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害賠償等については、保険金支払いの対象外としております。また、免責額の定めを設け、確定した損害賠償金や争訟費用の一部を被保険者が自己負担することとしております。

⑤ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

⑥ 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、資本政策の機動性を確保するために、会社法第459条第1項第1号に規定

される自己株式の取得については、取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

⑦ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

⑧ 中間配当

当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による中間配当をすることができる旨、定款に定めております。これは、必要な場合に株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑨ 種類株式について

当社は、資本調達手段の拡充を目的として、第1回ないし第4回第八種優先株式、第1回ないし第4回第九種優先株式、第1回ないし第4回第十種優先株式、第1回ないし第4回第十一種優先株式、第1回ないし第4回第十二種優先株式、第1回ないし第4回第十三種優先株式、第1回ないし第4回第十四種優先株式、第1回ないし第4回第十五種優先株式及び第1回ないし第4回第十六種優先株式を発行できる旨を定款に定めております。これらの優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議ある時まで議決権を有する。」と定款に規定されております。

これらの優先株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

## (2) 【役員状況】

男性22名 女性4名（役員のうち女性の比率 15.4%）

## ① 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役社長 (代表執行役)	高倉 透	1962年3月10日生	1984年4月 2010年6月 2012年4月 2012年4月 2013年7月 2013年7月 2014年1月 2014年1月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2019年6月 2021年4月 2021年4月 2021年6月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員本店支配人兼企画部 統合推進部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 当社専務執行役員 当社取締役執行役専務 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 (現職) 当社執行役社長 当社取締役執行役社長 (現職)	(注) 2	13,582
取締役 執行役副社長 (代表執行役)	荒海 次郎	1960年5月24日生	1984年4月 2011年7月 2012年4月 2014年4月 2014年4月 2015年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2021年3月 2021年4月	三井信託銀行株式会社入社 中央三井アセット信託銀行株式会社 執行役員受託企画部長 三井住友信託銀行株式会社常務執行 役員年金企画部長 同社常務執行役員 当社常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 同社取締役専務執行役員 当社専務執行役員 当社取締役執行役専務 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員退任 当社取締役執行役副社長 (現職)	(注) 2	18,400
取締役 執行役専務	山口 信明	1967年2月22日生	1989年4月 2017年4月 2019年4月 2019年4月 2021年4月 2021年4月 2021年6月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 本店営業第五部長 同社常務執行役員 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 (現職) 当社執行役専務 当社取締役執行役専務 (現職)	(注) 2	4,170

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 執行役	大 山 一 也	1965年6月7日生	1988年4月 2015年4月 2016年1月 2016年1月 2016年4月 2016年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2019年4月 2019年4月 2021年4月 2021年4月 2021年6月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 本店営業第四部長 同社執行役員人事部主管 当社執行役員人事部主管 三井住友信託銀行株式会社執行役員 人事部長 当社執行役員人事部長 三井住友信託銀行株式会社常務執行 役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 当社執行役員経営企画部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 当社執行役常務 三井住友信託銀行株式会社取締役 社長（現職） 当社執行役 当社取締役執行役（現職）	(注) 2	7,249
取締役会長	大 久 保 哲 夫	1956年4月6日生	1980年4月 2006年6月 2007年6月 2007年6月 2008年1月 2008年6月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2013年4月 2016年4月 2016年4月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2021年4月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員業務部長 同社執行役員本店支配人 同社執行役員 同社常務執行役員 同社取締役兼常務執行役員 当社取締役常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 常務執行役員 同社取締役専務執行役員 当社取締役専務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 副社長 当社取締役副社長 三井住友信託銀行株式会社取締役 (現職) 当社取締役社長 当社取締役執行役社長 当社取締役会長（現職）	(注) 2	25,658

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	橋本 勝	1957年4月2日生	1980年4月 2007年10月 2010年7月 2011年2月 2011年2月 2011年3月 2011年4月 2012年4月 2013年4月 2013年4月 2013年6月 2015年4月 2015年4月 2015年6月 2016年10月 2016年10月 2017年4月 2017年4月 2017年6月 2021年4月 2021年4月	三井信託銀行株式会社入社 当社執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長 当社常務執行役員経営企画部長兼 財務企画部長 中央三井信託銀行株式会社常務執 行役員財務企画部長 当社常務執行役員退任 中央三井信託銀行株式会社常務執 行役員総合資金部長 三井住友信託銀行株式会社常務執 行役員 同社取締役常務執行役員 当社常務執行役員 当社取締役常務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 専務執行役員 当社取締役専務執行役員 当社専務執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 副社長 当社副社長執行役員 三井住友信託銀行株式会社取締役 社長 当社執行役員 当社取締役執行役 三井住友信託銀行株式会社取締役 会長（現職） 当社取締役（現職）	(注) 2	19,500
取締役	首藤 邦之	1960年7月30日生	1984年4月 2014年4月 2018年4月 2018年10月 2019年6月 2019年6月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 米州地区支配人兼ニューヨーク支店 長 同社常務執行役員 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社常務執 行役員退任 当社取締役（現職）	(注) 2	7,298

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	田中 浩二	1963年5月18日生	1986年4月 2014年4月 2017年4月 2018年4月 2019年6月 2019年6月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員 横浜駅西口支店長 同社常務執行役員 同社取締役常務執行役員 同社取締役常務執行役員退任 当社取締役（現職）	(注) 2	4,900
取締役	松下 功夫	1947年4月3日生	1970年4月 2002年9月 2003年6月 2004年6月 2005年4月 2006年6月 2006年6月 2010年4月 2010年7月 2012年6月 2012年6月 2015年6月 2016年6月 2016年6月 2017年6月 2019年6月 2019年6月	日本鉱業株式会社（現 ENEOS 株式会社）入社 新日鉱ホールディングス株式会社 （現 ENEOSホールディングス 株式会社）取締役 財務グループ 財務担当 同社常務取締役 株式会社ジャパンエナジー（現 ENEOS株式会社）取締役常務 執行役員 同社取締役専務執行役員 同社代表取締役社長 新日鉱ホールディングス株式会社 （現 ENEOSホールディングス 株式会社）取締役（非常勤） JXホールディングス株式会社 （現 ENEOSホールディングス 株式会社）取締役（非常勤） JX日鉱日石エネルギー株式会社 （現 ENEOS株式会社）代表取 締役副社長執行役員 同社代表取締役副社長執行役員退 任 JXホールディングス株式会社 （現 ENEOSホールディングス 株式会社）代表取締役社長 社長執 行役員 同社相談役 国際石油開発帝石株式会社（現 株式会社INPEX）社外取締役 株式会社マツモトキヨシホールデ ィングス（現 株式会社マツキヨコ コカラ&カンパニー）社外取締役 （現職） 当社取締役（現職） JXTGホールディングス株式会 社（2017年4月 JXホールディン グス株式会社より商号変更。現 ENEOSホールディングス株式 会社）相談役退任 国際石油開発帝石株式会社（現 株式会社INPEX）社外取締役 退任	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)	
取締役	齋藤進一	1949年1月16日生	1971年4月	丸紅飯田株式会社(現丸紅株式会社)入社	(注)2	7,849
			2001年6月	丸紅株式会社執行役員財務部長		
			2002年4月	同社執行役員広報・IR部長		
			2002年9月	同社執行役員退任		
			2003年1月	アーンストアンドヤング・グローバル・フィナンシャル・サービス株式会社入社		
			2004年7月	株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員		
			2005年7月	アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社代表取締役		
			2009年7月	同社代表取締役CEO		
			2010年7月	新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)マネージングディレクター グローバル・マーケット本部アカウントアンドビジネスデベロップメント部長		
			2013年4月	同監査法人退職		
			2013年5月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役社長		
			2013年6月	三井住友信託銀行株式会社監査役		
			2013年6月	当社監査役		
			2014年7月	ユニチカ株式会社社外取締役		
			2015年6月	シャープ株式会社社外取締役		
			2015年6月	ユニチカ株式会社社外取締役退任		
			2015年6月	三井住友信託銀行株式会社監査役退任		
			2016年6月	シャープ株式会社社外取締役退任		
			2016年10月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役共同代表		
			2017年1月	株式会社明光商会社外取締役		
			2017年6月	株式会社整理回収機構企業再生検討委員会委員退任		
			2017年6月	当社監査役退任		
			2017年6月	当社取締役(現職)		
2018年12月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長					
2019年4月	株式会社明光商会社外取締役退任					
2019年11月	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社代表取締役会長退任					
2020年10月	ブルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社社外取締役(現職)					

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	河本 宏子	1957年2月13日生	1979年7月 2009年4月 2010年4月 2012年11月 2013年4月 2014年4月 2015年4月 2016年1月 2016年4月 2016年6月 2017年3月 2017年4月 2017年6月 2017年6月 2017年6月 2020年4月 2020年6月 2021年4月	全日本空輸株式会社入社 同社執行役員客室本部長 同社上席執行役員客室本部長 同社上席執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長 同社取締役執行役員オペレーション部門副統括、客室センター長 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、オペレーション部門副統括、客室センター長 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括 同社常務取締役執行役員女性活躍推進担当、ANAブランド客室部門統括 東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長 同社取締役専務執行役員グループ女性活躍推進担当、東京オリンピック・パラリンピック推進本部副本部長 三井住友信託銀行株式会社取締役 全日本空輸株式会社取締役専務執行役員退任 株式会社ANA総合研究所代表取締役副社長 株式会社ルネサンス社外取締役(現職) 三井住友信託銀行株式会社取締役退任 当社取締役(現職) 株式会社ANA総合研究所取締役会長 東日本旅客鉄道株式会社社外取締役(現職) 株式会社ANA総合研究所顧問(現職)	(注)2	3,700
取締役	麻生 光洋	1949年6月26日生	1975年4月 2010年5月 2010年10月 2012年6月 2012年10月 2013年4月 2013年6月 2014年6月 2015年6月 2016年6月 2017年3月 2017年6月 2018年6月 2019年6月 2019年6月	東京地方検察庁検事 法務総合研究所長 福岡高等検察庁検事長 福岡高等検察庁検事長退官 弁護士登録 法政大学法科大学院兼任教授 住友化学株式会社社外監査役(現職) 株式会社ユー・エス・エス社外取締役 株式会社ノジマ社外取締役 三井住友信託銀行株式会社監査役 法政大学法科大学院兼任教授退任 株式会社ノジマ社外取締役退任 株式会社ユー・エス・エス社外取締役退任 三井住友信託銀行株式会社監査役退任 当社取締役(現職)	(注)2	—



役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	加藤 宣明	1948年11月3日生	1971年4月 2000年6月 2004年6月 2005年6月 2007年6月 2007年6月 2008年6月 2011年6月 2015年6月 2016年6月 2017年5月 2017年6月 2017年6月 2018年6月 2019年6月 2019年6月 2020年6月 2020年6月 2021年5月 2021年6月	日本電装株式会社（現 株式会社デンソー）入社 株式会社デンソー取締役 同社常務役員 デンソーインターナショナルヨーロッパ株式会社取締役社長 同社取締役社長退任 株式会社デンソー専務取締役 同社取締役社長 トヨタ紡織株式会社社外監査役 株式会社デンソー取締役会長 KDD I 株式会社社外監査役 愛知県経営者協会会長 トヨタ紡織株式会社社外取締役 中部電力株式会社社外監査役 株式会社デンソー相談役 トヨタ紡織株式会社社外取締役退任 株式会社デンソー相談役退任 KDD I 株式会社社外監査役退任 中部電力株式会社社外監査役退任 愛知県経営者協会会長退任 当社取締役（現職）	(注) 2	—
取締役	柳 正憲	1950年10月6日生	1974年4月 2006年10月 2008年10月 2011年6月 2015年6月 2018年6月 2018年8月 2019年6月 2019年7月 2020年6月 2021年6月	日本開発銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）入行 日本政策投資銀行（現 株式会社日本政策投資銀行）理事 株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役社長退任 一般財団法人日本経済研究所理事長（現職） 近鉄グループホールディングス株式会社社外取締役（現職） 富国生命保険相互会社社外取締役（現職） 東武鉄道株式会社社外取締役（現職） 当社取締役（現職）	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	鹿島 かおる	1958年1月20日生	1981年11月	昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所	(注) 2	—
			1985年4月	公認会計士登録		
			1996年6月	太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）パートナー		
			2002年6月	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）シニアパートナー		
			2010年9月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常務理事、コーポレートカルチャー推進室、広報室担当		
			2012年7月	同監査法人常務理事、ナレッジ本部本部長		
			2013年7月	EY総合研究所株式会社代表取締役		
			2016年2月	新日本有限責任監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）常務理事、ナレッジ本部本部長退任		
			2016年8月	EY総合研究所株式会社代表取締役退任		
			2019年6月	EY新日本有限責任監査法人シニアパートナー退任		
			2019年6月	日本電信電話株式会社社外監査役（現職）		
			2019年6月	三井住友信託銀行株式会社取締役		
			2020年3月	キリンホールディングス株式会社社外監査役（現職）		
2021年6月	三井住友信託銀行株式会社取締役退任					
2021年6月	当社取締役（現職）					
計						112,306

- (注) 1. 取締役松下功夫、齋藤進一、河本宏子、麻生光洋、加藤宣明、柳正憲及び鹿島かおるの7名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役会の議長及び委員会の構成並びに委員長については、以下のとおりであります。
- 取締役会議長：松下功夫  
指名委員会：松下功夫（委員長）、河本宏子、麻生光洋、加藤宣明、柳正憲、大久保哲夫、橋本勝  
報酬委員会：河本宏子（委員長）、松下功夫、加藤宣明、柳正憲、大久保哲夫、橋本勝  
監査委員会：麻生光洋（委員長）、齋藤進一、鹿島かおる、首藤邦之、田中浩二

② 執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役社長 (代表執行役)	高倉 透	1962年3月10日生	(注) 1	(注) 2	13,582
執行役副社長 (代表執行役)	荒海 次郎	1960年5月24日生	(注) 1	(注) 2	18,400
執行役専務	山口 信明	1967年2月22日生	(注) 1	(注) 2	4,170
執行役専務	井谷 太	1964年8月11日生	1988年4月 住友信託銀行株式会社入社 2015年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員ホールセール企画部長 2017年4月 同社常務執行役員法人企画部長 2018年4月 同社常務執行役員 2019年4月 当社執行役常務 2020年4月 当社執行役常務兼執行役員 2021年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役専務執行役員(現職) 2021年4月 当社執行役専務(現職)	(注) 2	8,398
執行役常務	上田 純也	1965年7月5日生	1988年4月 三井信託銀行株式会社入社 2017年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員経営企画部付住信SBIネット銀行株式会社出向 2017年7月 同社執行役員 2018年10月 当社執行役員 2019年4月 当社執行役 2020年4月 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員(現職) 2020年4月 当社執行役常務(現職)	(注) 2	3,500
執行役常務	鈴木 康之	1965年2月21日生	1987年4月 三井信託銀行株式会社入社 2019年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員コンプライアンス統括部長 2019年4月 当社執行役員コンプライアンス統括部長 2021年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員(現職) 2021年4月 当社執行役常務(現職)	(注) 2	2,800
執行役常務	中野 俊彰	1964年11月30日生	1988年4月 住友信託銀行株式会社入社 2017年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員業務部長 2017年4月 当社執行役員業務部長 2021年4月 三井住友信託銀行株式会社常務執行役員(現職) 2021年4月 当社執行役常務兼執行役員(現職)	(注) 2	2,900
執行役常務	米山 学朋	1968年1月25日生	1991年4月 住友信託銀行株式会社入社 2019年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員経営企画部長 2019年4月 当社執行役員経営企画部長 2020年4月 当社執行役員経営企画部長兼経営企画部運用企画部長 2021年4月 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員(現職) 2021年4月 当社執行役常務(現職)	(注) 2	3,400

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役常務	松本 篤	1966年7月29日生	1990年4月 2018年4月 2018年4月 2022年4月 2022年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員取締役会室長 当社執行役員取締役会室長 三井住友信託銀行株式会社取締役常務執行役員(現職) 当社執行役常務(現職)	(注) 2	2,249
執行役常務	佐藤 正克	1966年6月16日生	1991年4月 2019年4月 2019年4月 2019年6月 2019年6月 2022年4月 2022年4月	三井信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員経営企画部主管 当社執行役員経営企画部主管 当社執行役員退任 三井住友信託銀行株式会社執行役員証券代行部長 同社常務執行役員(現職) 当社執行役常務(現職)	(注) 2	4,000
執行役	大山 一也	1965年6月7日生	(注) 1		(注) 2	7,249
執行役	池村 重徳	1965年3月27日生	1988年4月 2017年4月 2020年3月 2020年4月	住友信託銀行株式会社入社 同社執行役員本店営業第三部長 同社執行役員退任 当社執行役兼執行役員(現職)	(注) 2	2,549
執行役	高田 由紀	1964年2月2日生	1987年4月 2017年4月 2017年10月 2018年10月 2021年4月 2021年4月 2022年4月 2022年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員オルタナティブ運用部長兼運用商品企画部主管 同社執行役員オルタナティブ運用部長 同社執行役員インベストメントマネジメント部長 同社執行役員 当社執行役員 三井住友信託銀行株式会社執行役員FD・CS企画推進部長(現職) 当社執行役兼執行役員FD・CS企画推進部長(現職)	(注) 2	305
執行役	矢島 美代	1964年7月26日生	1987年3月 2017年4月 2019年4月 2021年4月 2021年4月 2022年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員本店法人業務第二部長 同社執行役員池袋支店長兼池袋東口支店長 同社執行役員(現職) 当社執行役員 当社執行役(現職)	(注) 2	3,200
執行役	山城 正也	1967年11月29日生	1990年4月 2022年4月 2022年4月	住友信託銀行株式会社入社 三井住友信託銀行株式会社執行役員(現職) 当社執行役兼執行役員業務部コーポレートコミュニケーション部長(現職)	(注) 2	—
計(注) 3						33,301

(注) 1. 「(2) 役員状況 ①取締役状況」に記載されております。

2. 選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までであります。

3. 所有株式数の合計に取締役を兼務する執行役の所有株式数は算入しておりません。

4. 当社は執行役員制度を導入しております。2022年6月24日現在における上記の執行役を兼務している執行役員以外の執行役員は、18名であります。

### ③ 社外役員の状況

#### イ. 社外取締役の状況

社外取締役は7名であり、事業会社経営及び金融機関経営の経験者、並びに財務・会計・法律の専門家を選任しています。

#### ロ. 人的関係、資本関係または取引関係その他利害関係

当社と社外取締役との間には、人的関係、資本的関係、取引関係等において記載すべき特別な利害関係はございません。

#### ハ. 社外取締役の選任基準と独立性に関する考え方

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、当社の重要課題（マテリアリティ）に対応する、「企業経営」、「財務会計」、「法務・リスク管理・コンプライアンス」及び、新たな価値創造に繋がる信託業務固有のスキルやサステナビリティ、デジタル・ITなどを含む「創造」の分野における高い見識と豊富な経験を有する人材の中から、次の資質を満たす者を社外取締役に選任するものとしております。

(i) 当社の独立役員に係る独立性判断基準(以下、「独立性判断基準」(注))を満たし、一般株主との間で利益相反が生じる虞が無いと認められる者。

(ii) 当社の経営理念、信託銀行グループとしての社会的な責務や役割に十分な理解を有するとともに、当社の経営を監督し、的確・適切な意見・助言を行い得る者。

また、当社は、この独立性判断基準に基づいて独立性が認められる社外取締役に株式会社東京証券取引所など当社が株式を上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(注)「独立性判断基準」については当社のWebサイトに掲載しております。

[https://www.smth.jp/about\\_us/management/governance/independence.pdf](https://www.smth.jp/about_us/management/governance/independence.pdf)

#### ニ. 社外取締役の選任状況に関する考え方

当社は、コーポレートガバナンス基本方針において、コーポレートガバナンスにおける社外取締役の機能の重要性に鑑み、取締役会の人数のうち、独立性ある社外取締役の占める割合を原則3分の1以上としております。当社は現在、全取締役15名のうち、上記③「イ. 社外取締役の状況」に記載の通り、豊富な経験や知見を有する多様な人材7名を社外取締役として選任しており、社外取締役が期待される機能及び役割を十分に発揮できる状況にあると考えております。

#### ホ. 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、それぞれの分野での豊富な知見と幅広い見識を生かして、ステークホルダーの視点に立ち、的確・適切な意見、助言を行い、経営の透明性向上と監視機能強化に貢献しております。

へ、社外取締役の選任理由及び社外取締役と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要  
2022年6月24日時点における概要は以下の通りであります。

氏名	選任理由及び当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係の概要
松下 功夫	日本を代表する総合エネルギー・資源・素材企業グループであるJXホールディングス株式会社（現ENEOSホールディングス株式会社）の元代表取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しています。当社社外取締役在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、取締役会議長及び指名委員会委員長として、取締役会の実効性及び監督機能の更なる向上に尽力いただいております。今後とも、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2019年6月まで、JXTGホールディングス株式会社（現ENEOSホールディングス株式会社）の相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。
齋藤 進一	丸紅株式会社の元財務部長として、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、投資事業会社の経営にも携わり、金融事業の会社経営者としての高い見識も有しています。2013年6月以降当社社外監査役を4年間、2017年6月以降当社社外取締役を務めていますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、監査委員会委員長（注）として、業務執行状況全般の監査の実効性及びに経営の健全性及び透明性の更なる向上に尽力いただいております。今後とも、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2019年11月まで、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の代表取締役会長を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間に取引はなく、加えて当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が2002年9月まで在籍していた丸紅株式会社の普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。
河本 宏子	全日本空輸株式会社で2013年4月以降取締役執行役員、2016年4月以降取締役専務執行役員を務め、同社の経営全般及び女性活躍推進担当を担っており、企業経営及びダイバーシティに関する豊富な知識と経験を有しています。2016年6月から1年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2017年6月以降当社社外取締役を務め、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただくとともに、報酬委員会委員長として、取締役会の監督機能の更なる向上に尽力いただいております。今後とも、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は現在、株式会社ANA総合研究所の顧問を務めておりますが、同社が属する企業グループの持株会社であるANAホールディングス株式会社（以下、ANAHD）と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、ANAHDの連結売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であり、また、当社子会社である三井住友信託銀行株式会社は、同氏が在籍していたANAHDの普通株式を保有しておりますが、同社の発行済株式総数の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。
麻生 光洋	福岡高等検察庁検事長、法政大学法科大学院兼任教授等を歴任し、法律の専門家でありかつ組織マネジメントの経験を有しています。また、2016年6月から3年間三井住友信託銀行株式会社の社外監査役、2019年6月以降当社社外取締役を務めていますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後とも、同氏の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 なお、同氏は、過去に会社経営に直接関与された経験はありませんが、上記理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しています。
加藤 宣明	グローバルな自動車部品メーカーである株式会社デンソーの元取締役社長として、会社経営全般に豊富な経験を有しているほか、海外子会社における会社経営全般の経験も有しています。また、2021年6月以降当社社外取締役を務めていますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後とも、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2019年6月まで株式会社デンソーの相談役を務めておりましたが、同社と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。
柳 正憲	株式会社日本政策投資銀行の元代表取締役社長として、銀行経営全般及び政策金融等に関する豊富な経験、並びに、一般財団法人日本経済研究所の理事長として、国内外の金融・経済情勢に関する豊富な知見を有しています。また、2021年6月以降当社社外取締役を務めていますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後とも、同氏のこれまで培った事業経営、会社経営、金融の知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2018年6月まで、株式会社日本政策投資銀行の代表取締役社長を務め、現在は一般財団法人日本経済研究所の理事長を務めておりますが、同社及び同法人と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同社及び同法人の売上高並びに当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。
鹿島 かおる	長年大手監査法人に所属し、公認会計士として事業会社の監査を担当するなど、財務会計に関する豊富な知識と経験を有しているほか、監査法人の常務理事や企業経営者として経営、人事、コーポレートカルチャー、広報及び女性活躍推進を担う等、豊富な知識と経験を有しています。また、2019年6月から2年間三井住友信託銀行株式会社の社外取締役、2021年6月以降当社社外取締役を務めていますが、在任中はかかる経験に基づく発言・助言をいただいております。今後とも、同氏のこれまで培った知見と見識を当社の経営に生かしていただくために、社外取締役に選任しています。 また、同氏は2019年6月まで、EY新日本有限責任監査法人のシニアパートナーを務めておりましたが、同法人と当社及び当グループ会社との間における過去3事業年度の平均年間取引額は、同法人の売上高及び当社の連結業務粗利益の1%未満であること等から、独立性に問題はございません。

（注）監査委員会委員長は、2022年6月23日付で、齋藤進一氏から麻生光洋氏に交代しております。なお、齋藤氏は、引き続き監査委員を務めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査委員会監査の状況

(監査委員会監査の組織、人員)

当社の取締役監査委員は5名であり、各監査委員の状況は以下の通りです。

役職名	氏名	経歴等
監査委員長 (社外取締役)	麻生 光洋	福岡高等検察庁検事長、法科大学院兼任教授等を歴任し、法律の専門家であり、かつ組織マネジメントの経験を有しています。
監査委員 (取締役/常勤)	首藤 邦之	三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員、当社執行役員を歴任し、海外業務統括室・米州統括室担当役員を務める等、信託銀行グループの経営管理・事業運営に関する豊富な知識・経験を有しています。
監査委員 (取締役/常勤)	田中 浩二	三井住友信託銀行株式会社の常務執行役員、内部監査部統括役員を務める等、信託銀行グループの経営管理・事業運営に関する豊富な知識・経験を有しています。
監査委員 (社外取締役)	齋藤 進一	総合商社の執行役員財務部長や大手監査法人部長を歴任し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。また、投資事業会社の経営にも携わるなど、会社経営者としての見識を有しています。
監査委員 (社外取締役)	鹿島 かおる	公認会計士として大手監査法人に勤務し、上場企業を含む監査業務に従事してきた会計の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有しています。

(注) 監査委員会委員長は、2022年6月23日付で、齋藤進一氏から麻生光洋氏に交代しております。なお、齋藤氏は、引き続き監査委員を務めております。

当社は、監査委員会の職務を補助するため、監査委員会室を設置しております。2022年6月24日現在、6名の専任者で構成し、監査委員会の指揮命令のもとで、監査委員会の職務を補助する業務を行っております。監査委員会室員の人事及び処遇に関する事項については、監査委員会と事前に協議することとしているほか、執行役は、監査委員会室員が監査委員会の職務を補助する業務を行ううえで、不当な制約を受けることがないよう配慮することとしております。

(監査委員会監査の手続、活動状況)

イ. 当事業年度における監査委員会の開催状況

項目	内容
開催回数	17回
開催時期	原則、月次開催（一部の月においては2回ないし3回開催）、取締役会開催日前に開催。
会議時間	2,395分（1回あたり平均141分）

ロ. 当事業年度における個々の監査委員の監査委員会への出席状況

氏名	開催回数	出席回数	出席率
齋藤 進一	17回	17回	100%
首藤 邦之	17回	17回	100%
田中 浩二	17回	17回	100%
麻生 光洋	17回	16回	94%
鹿島 かおる	13回	13回	100%
吉田 高志	4回	4回	100%

(注) 2021年6月23日付で吉田高志氏が監査委員を退任し、同日付で鹿島かおる氏が監査委員に就任しています。

ハ、当事業年度における監査委員会での主な決議事項及び報告事項

(決議事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査計画、取締役会宛監査活動報告、会社法監査報告</li> <li>・会計監査人の再任、監査報酬の同意</li> <li>・内部監査計画の同意</li> </ul>
(報告・審議事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤監査委員の監査活動報告</li> <li>・会計監査人の監査結果報告（中間期監査結果、四半期レビューを含む）</li> <li>・内部監査部の監査結果報告</li> <li>・執行役及び取締役等からの職務執行状況の聴取</li> <li>・内部通報に関する報告</li> <li>・監査委員会の実効性に関する意見交換</li> </ul>

ニ、監査委員会監査の基本方針

監査委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担う機関として、当グループの経営課題の解決に向けた業務執行状況に対して、グループ全体の最適確保の観点を重視した監査を実施しています。

監査委員会の監査活動にあたっては、当グループ全体の内部統制状況の検証活動を通じ、業務執行の効率性・実効性、健全・公正な価値観や企業風土の醸成・向上が図られているかどうかを確認することを基本方針としております。

そのうえで、当事業年度においては、当グループをめぐる事業環境認識や取締役会との対話を踏まえ、①パーパスの追求によるグループ・ベースでの企業価値向上に向けた経営戦略の進捗状況、②グループ全体の内部統制システムの整備・強化状況、それを支える企業文化やガバナンス態勢の状況、③適正・的確な財務報告及び開示に係る統制の状況を重点監査項目として、監査活動を実施しました。

ホ、当事業年度において重点的に監査した項目、議論された内容及び実施した監査内容

	重点的に監査した項目	監査のポイント	実施した監査内容
1	当グループの内部統制システムの整備・運営状況	・オペレーショナルリスクをはじめとする非財務リスクに関するスリーラインズ・オブ・ディフェンスの態勢の確認	・各事業部門・各グループ関係会社での自律的なリスク管理を起点とした管理態勢の整備状況の確認 ・上記の態勢に基づく統制環境、リスクの特定・評価の状況、統制活動の状況等の確認
2	事業ポートフォリオ強化の状況	・ありたい事業ポートフォリオとその達成状況に向けた方策の検討状況	・事業ポートフォリオの検討プロセスや検討内容の妥当性の確認 ・その検討の結果、必要とされた組織改編の内容、当該改編に伴う課題認識の確認
3	政策保有株式に関する対応状況	・政策保有株式に係る対応方針と当該方針に沿った活動内容の確認	・政策保有株式の保有に係る環境認識や意思決定の妥当性の確認 ・削減計画や議決権行使に係る方針の検討状況、その実施状況の確認
4	ITガバナンスの高度化・情報セキュリティの強化の状況	・システム障害やサイバー攻撃を想定した対応状況の確認	・システム障害時やサイバーセキュリティに関し実施している具体的な対策、取締役会・経営への報告内容等について、内部監査結果や外部有識者との意見交換を踏まえ確認
5	サステナビリティ方針に係る活動・課題への対応状況	・気候変動問題・ガバナンス等への対応態勢や課題認識の確認	・気候変動対応の専門推進組織の活動状況、インターナルエンゲージメントの高度化への活動状況等の確認
6	財務報告に係る課題への対応状況	・財務報告に係る内部統制の整備・運営状況の確認 ・財務会計・管理会計の高度化のための課題認識と課題解決に向けた検討状況	・執行部門における財務報告内部統制に係る整備方針・計画とその進捗状況の確認・評価 ・会計監査人とのコミュニケーション実施、会計監査人の職務の執行状況及び監査品質の確認 ・引当てに関する検討状況や事業ポートフォリオと整合性のある管理会計の構築状況の確認



へ. 主な具体的監査活動

主たる担当	相手方等	監査活動
監査委員会 (全監査委員)	取締役会	・監査結果報告(年4回) ・取締役会・事前協議会(社外取締役等に対して取締役会議案等の事前説明を行う会合)への出席、意見の申述
	執行役等	・代表執行役との意見交換(年2回) ・執行役・三井住友信託銀行執行役員との意見交換(各役員年1~2回)
	内部監査部	・監査結果報告の受領(監査委員会席上にて毎月) ・監査計画への意見の申述
	会計監査人	・会計監査計画の説明の受領 ・会計監査の実施状況報告の受領、監査上の主要な検討事項(KAM)に関する意見交換(監査委員会席上にて年4回) ・会計監査人の評価の実施
	常勤の監査委員	・日常の監査活動の報告の受領(書面にて週次及び監査委員会にて毎月)
	グループ各社	・主要なグループ各社の代表者等との意見交換(各社年1回) ・三井住友トラスト・アセットマネジメント及び日興アセットマネジメントの監査等委員会等との意見交換
	社外取締役	・監査委員会の監査活動に関する意見交換(年1回) ・執行部門に対する共同ヒアリング活動を通じた重要な監査事項に関する意見交換
	書類の査閲	・重要な社内資料等の査閲、質疑の実施
常勤の監査委員	経営会議等	・経営会議等の重要な会議への出席、監査意見の申述
	部長等	・主要部署の部長との意見交換(三井住友信託銀行の部長を含む。各部長年1~6回)
	内部監査部	・監査情報の交換(毎月)
	会計監査人	・会計処理上の論点の確認(年4回) ・グループ各社に対する会計監査の状況に係る報告の受領(年2回)
	グループ各社の監査役等	・主要なグループ各社の監査役等との意見交換(各社年1~6回)

(その他の監査活動)

監査委員会及び各監査委員は、上記のほか、グループ店部長会議への出席、代表執行役との個別の意見交換等の監査活動を行っております。

常勤の監査委員においては、三井住友信託銀行株式会社の常勤の監査等委員と密接に意見交換を行い、監査活動も必要に応じて共同で実施しています。監査委員会には、同社の常勤の監査等委員も議案の内容に応じて出席をしています。

(監査委員会による内部監査及び会計監査との相互連携、内部統制部門等との関係)

内部監査部、グループ各社の代表者や監査役等及び会計監査人とは、上表記載の機会での情報交換や意見交換を実施しています。なお監査委員会は、内部監査部に対して調査指示及び報告を受ける権限を有しており、これらを活用した活動を行っています。また、事業部門や内部統制部門とも、定期的に意見交換を行っています。

これらの監査活動では、監査委員会の考え方や監査の視点を説明し意見交換を行うことで、各部門との間で、業務遂行上のリスクの所在確認と良質な統制環境整備の状況、適切な統制活動・モニタリング・情報伝達の状況に関して、認識を共有するようにしています。

(取締役会への報告)

監査委員会では、上記の監査活動において、特に事業部門・内部統制部門・内部監査部がそれぞれ適切な活動を実施しているかを確認のうえ監査意見を形成します。その結果は、少なくとも四半期ごとに取締役会に報告を行っています。

(監査委員会の自己評価について)

監査委員会では、毎年、監査委員会の運営や監査活動の実効性に関して自己評価を実施しています。評価の方法は、監査委員会で協議したアンケートにより各監査委員が自己評価を実施し、その集計結果に基づき、監査委員会で意見交換を行う方法により実施しています。意見交換では、他の取締役、執行部門及びグループ各社の監査役等による監査委員会評価結果も参照しています。

前年度の評価においては、監査の実効性をより向上させる必要があるとの評価結果であったため、取締役会や執行部門との対話を行い、相互の認識の共有を重視する監査活動を実施しました。

2022年2月に実施した評価では、上記の取り組みの効果が認められるとの結果となっています。

(新型コロナウイルス感染症の拡大・影響継続を受けた監査活動)

監査委員会は、執行部門より、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う業務環境の変化、営業施策やリスク管理への影響について報告を受け、必要に応じて執行部門等にヒアリングを行い、対応状況についてモニタリングを実施しました。また、ニューノーマルに適合する業務執行態勢の構築状況について、所管部署よりヒアリングを実施しました。

期末決算及び会計監査人による会計監査については、グループ各社の決算作業の進捗状況について財務企画部より報告を受けるとともに、会計監査人より会計監査の進捗状況について報告を受けました。

## ② 内部監査の状況

当社は、業務執行に係る部署から独立して内部監査業務を行う部署として取締役会の下に内部監査部を設置しております。2022年4月1日現在の人員は、138名（うち専任者1名、銀行子会社との兼務者137名）となっております。

当グループでは、当社がグループ全体の内部監査機能を統括する体制としています。具体的には、当社がグループ全体の内部監査基本方針を定め、グループ各社の内部監査計画について基本方針との整合性を確認したうえで承認しています。また、当社及びグループ各社の内部監査結果及びその改善状況等の報告を受け、当社及びグループ各社の内部監査が有効に機能していることを確認し、グループ全体の内部監査態勢整備等の指導・監督を行っています。

内部監査は、当社の業務執行に係る部署等を全て対象とするほか、必要に応じてグループ各社及び外部に委託した業務等も対象として、内部監査に関する国際的な団体である内部監査人協会(注)の基準に則った監査手法により内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、それに基づく評価及び改善すべき点の指摘・提言や、改善状況のフォローアップを行っています。

内部監査部は、内部監査計画につき、監査委員会に事前協議を行い、同意を得たうえで取締役会にて決定しております。内部監査結果等は、遅滞なく監査委員会及び執行役社長に報告するとともに、取締役会にも適時・適切に報告しております。なお、監査委員会から調査の指示のあった事項についての調査及び結果等の報告や、内部監査業務について具体的指示が行われた場合等には内部監査部はこれに従うものとし、監査委員会による内部監査部への調査等の指示は、執行役その他の者に優先する旨、統括役員及び内部監査部の一定以上の職位の任免について監査委員会が同意権を有する旨、内部監査規程等において定めております。

また、内部監査部は、会計監査人と緊密に情報交換を行うことにより、適切な監査を行う為の連携強化に努めております。

(注) 内部監査人協会(The Institute of Internal Auditors, Inc. (IIA))

内部監査の専門職としての確立を目指し、1941年に米国で設立された団体。内部監査に関する理論・実務の研究等を中心として内部監査に関する世界的な指導的役割を担っている。

また、内部監査の国際的資格である「公認内部監査人(CIA)」の試験開催及び認定も行っている。

### ③ 会計監査の状況

#### イ. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### ロ. 監査法人の継続監査期間

46年

上記継続監査期間は、当社において調査可能な範囲での期間であり、実際の継続監査期間は上記期間を超えている可能性があります。なお、上記期間には2011年4月1日付け経営統合に伴う会計上の取得企業である旧住友信託銀行株式会社の監査期間を含んでおります。また、2011年度については有限責任あずさ監査法人と有限責任監査法人トーマツが共同監査を実施しております。

#### ハ. 業務を執行した公認会計士及び継続監査期間

業務を執行した公認会計士の氏名	継続監査期間
指定有限責任社員・業務執行社員 寺澤 豊	1年
指定有限責任社員・業務執行社員 間瀬 友未	4年
指定有限責任社員・業務執行社員 田中 洋一	2年

なお、当社と会計監査人または業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

#### ニ. 監査業務に係る補助者の構成

監査業務に係る補助者は、公認会計士31名、会計士試験合格者等12名、その他38名であります。

#### ホ. 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制や独立性、監査の実施体制及び監査報酬水準等の適切性を確認したうえで、監査業務における専門性や効率性を踏まえ選定する方針としており、当該方針に沿って、有限責任 あずさ監査法人を選定しております。

※監査委員会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号に該当する事由がある場合には、会計監査人を解任することができるほか、下記へ、に記載する会計監査人の評価結果を踏まえ、当社の会計監査にとって必要があると判断する場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。監査委員会では、2022年5月11日に、会計監査人の再任が相当と判断しております。

へ. 監査委員会における会計監査人の評価

監査委員会は、以下の評価プロセスを通じて、会計監査人を評価しております。

12月～1月	・財務企画部、リスク統括部及び内部監査部、並びに当グループに属する会社の監査役等による会計監査人の評価の確認
1月	・会計監査人による監査品質に係る自己評価結果の確認 ・監査品質の評価に係る監査委員会での協議
4月	・会計監査人による監査品質に係る自己評価結果の確認
1月～5月	・ロールフォワード手続きの実施

会計監査人の評価項目は以下の通りです。

- ・会計監査人の品質管理の状況
- ・監査チームの独立性や職業的専門性の保持や発揮、事業に対する理解の状況
- ・会計監査計画や会計監査報酬の妥当性及び適切性、監査の有効性及び効率性
- ・監査委員会や経営者等との意思疎通の状況
- ・海外を含むグループ各社の監査人との連携状況、有限責任 あずさ監査法人がメンバーファームとして所属するKPMGの海外ネットワークを用いた当グループへのサポート状況
- ・監査計画策定時の不正リスクの評価状況、不正リスクに対する監査体制や監査の実施状況

なお、会計監査人の再任を決議した後、業務環境の変化に対応するため、監査委員会では会計監査人に対する要望事項をとりまとめ、会計監査人に提出しています。さらに会計監査人と意見交換を行い、会計監査計画への反映を協議しています。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	47	48	54	63
連結子会社	553	78	557	85
計	600	127	611	148

- (注) 1. 当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、コンフォート・レター（監査人から引受事務幹事会社への書簡）の発行業務等であります。
2. 当社は上記報酬の額以外に、当連結会計年度に前連結会計年度に係る追加監査報酬として0百万円を支払っております。
3. 連結子会社は上記報酬の額以外に、当連結会計年度に前連結会計年度に係る追加監査報酬として27百万円を支払っております。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属するKPMGのメンバーファームに対する報酬（イ.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	—	20	—	15
連結子会社	186	226	205	258
計	186	246	205	273

(注) 当社及び連結子会社における非監査業務の内容は、税務関連業務等であります。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業特性、規模及び監査の十分性を考慮し、所要監査時間を監査法人と協議の上、監査委員会の同意を得て決定することとしております。

ホ. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人、当社財務部門からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、以下の各事項について検証した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断しております。

- ・ 会計監査計画での会社の内部統制状況の認識・評価状況
- ・ 監査対象の選択の状況
- ・ 監査手続の適切性
- ・ 監査の効率化に向けた取組状況
- ・ 監査委員会の指摘事項や要望事項の反映状況
- ・ 監査担当チームの人員配分、監査計画時間の合理性
- ・ 前年度までの監査計画時間及び監査実績時間の推移との比較
- ・ 監査契約の内容の妥当性
- ・ 報酬等の金額水準の妥当性（過少または過多ではないか、一般的な水準との比較等）
- ・ 海外を含むグループ各社の監査人との連携状況

#### (4) 【役員の報酬等】

当グループでは、「信託の力で、新たな価値を創造し、お客さまや社会の豊かな未来を花開かせる」ことを自らの存在意義（パーパス）と定義し、「社会的価値創出と経済的価値創出の両立」の実現を通じて、社会のサステナブルな発展に貢献するとともに、当グループの持続的・安定的な成長を実現することを経営の根幹としています。当社は、役員一人ひとりがその実現に邁進し、またパーパスを体現する行動をするうえで、役員報酬が果たす役割を再認識し、その理念に基づく方針や体系の構築に向けて、不断の見直しを行うこととします。

##### ① 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針等

###### イ. 役員の個人別の額またはその算定方法の決定に関する方針等

当社は、報酬委員会において、当社の取締役、執行役及び執行役員個人の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。その内容は以下のとおりです。

- (i) 当社の取締役（社外取締役及び監査委員である社内取締役を除く）、執行役及び執行役員（以下、「役員」という）の報酬等については、当グループの着実かつ持続的な成長を実現していくために、会社業績向上、企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能することを目指す。
- (ii) 短期的な収益貢献を重視した単年度業績評価に偏ること無く、経営者としての資質や能力を重視し、中長期的な業績貢献も反映した総合的な評価をベースにした処遇とするべく、短期インセンティブと中長期インセンティブのバランスを考慮した報酬体系を構築する。
- (iii) 当社は持株会社として、グループ各社に対する監督機能を十分に発揮するために、役員が経営管理面で果たすべき役割やその成果を的確に把握し、透明性の高い、公正かつ客観的な評価に基づいて、個別の報酬を決定する。
- (iv) 報酬委員会においては、指名委員会、監査委員会、並びに任意の委員会であるリスク委員会及び利益相反管理委員会との情報の連携を深め、よりアカウンタビリティの高い報酬制度・体系を構築し、公平でメリハリが効いた報酬額の決定を目指して審議を進める。

###### ロ. 報酬体系の概要

当社における具体的な報酬体系は、以下のとおりとしております。

- (i) 原則として、月例報酬、役員賞与、株式報酬（株式交付信託）の組み合わせで支給を行う。
- (ii) 月例報酬は、役位ごと固定額の「固定報酬」と、役員個人ごとの役割期待をベースに、中長期的な業績貢献や活動内容並びに能力等の定性評価も反映する「個人役割業績報酬」の二本立てとする。
- (iii) 役員賞与は、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績運動指標として総額を決定、役員個人ごとの金額は、役員個人ごとの前年度業績を反映して決定し、同事業年度の定時株主総会終了後に支給する。
- (iv) 株式報酬（株式交付信託）は、役位ごとに決定するポイントをベースに、連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益の達成率、定性評価項目としての連結自己資本ROE、連結CET 1比率、連結OHR、ESGに関する活動状況や評価機関のスコア等、及びフィデューシャリー・デューティ（FD）やお客さま満足（CS）向上の活動状況を指標とする会社業績評価に基づいてポイントを確認し、役員退任時に累積したポイントに応じた株式・現金を交付する。
- (v) 報酬全体に占める役員賞与及び株式交付信託の割合に関しては、インセンティブとして十分機能する比率になるよう設計する。

ハ、報酬の構成割合

報酬の種類		変動 固定	報酬構成割合(標準)	
			社長	社長以外
<b>■月例報酬</b>				
固定報酬	役位ごと固定額の報酬	固定	40%程度	45%程度
個人役割業績報酬	役員個人ごとの当年度の役割期待をベースに、中長期的な業績貢献や能力等の定性評価も反映する報酬 5段階評価とし、標準額に対して85%～130%のレンジ幅で設定	変動	25%程度	25%程度
<b>■役員賞与</b>				
業績連動賞与	連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益を短期業績連動指標として総額を決定、個人ごとの業績評価に応じて配分する賞与	変動	20%程度	20%程度
<b>■株式報酬</b>				
株式交付信託	信託制度を利用した株式報酬。連結実質業務純益及び親会社株主に帰属する当期純利益等を数値指標とし、連結自己資本ROEや連結CET1比率等を中期業績連動指標として、毎年度ポイントを付与、退任時に株式として交付、マルス(株式交付前の減額・没収)・クローバック(株式交付後の返還)条項あり	変動	15%程度	10%程度

(注) 業績連動報酬の指標の詳細に関しては、「二、業績連動報酬に係る指標 (KPI)、その選定理由、支給額の決定方法等」をご参照ください。

二、業績連動報酬に係る指標 (KPI)、その選定理由、支給額の決定方法等

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標 (KPI)	短期/中期	KPI選定理由	評価 ウェイト	算定方法	最終決定方法	支給方法
<b>■役員賞与</b>							
業績連動賞与	①連結実質業務純益	短期業績連動	当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として連結実質業務純益と親会社株主に帰属する当期純利益が適切と判断したこと	66.7%	①②それぞれの達成率につき2:1のウェイトで加重平均して算定	特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定	同事業年度の定時株主総会終了後に現金報酬として支給
	②親会社株主に帰属する当期純利益		33.3%				
<b>■株式報酬</b>							
株式交付信託	①連結実質業務純益	短期業績連動	当事業年度の当社の経営成績や実力を示す指標として連結実質業務純益と親会社株主に帰属する当期純利益が適切と判断したこと	66.7%	①②それぞれの達成率につき2:1のウェイトで加重平均して算定	特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで報酬委員会において決定	●株式報酬を支給するために、会社は対象役員を受益者とする株式交付信託を設定し、株式取得資金分の金銭を信託 ↓ ●受託者は今後交付を見込まれる相当数の株式を一括して市場から取得 ↓ ●会社は対象役員に対して、報酬委員会において決定した毎年度業績達成率及び役位に応じてポイントを付与、退任時に累積したポイントに応じて株式報酬として支給
	②親会社株主に帰属する当期純利益			33.3%			
	③連結自己資本ROE	中期業績連動	(1)当社の中期経営計画上の重要な財務指標及び非財務項目で経営戦略上の重要なテーマをKPIとすることが適切であると判断したこと  (2)執行役員を含むすべての役員を経営へのコミットメントを明確にするため	±5%	上記①及び②により算出した達成率に、③④及び⑤の達成状況や進捗状況、並びに⑥及び⑦の活動状況等を定性評価し、最終的な達成率を算定  達成率は上限130%、下限0%の幅で決定し、適切なインセンティブとなる仕組みとする		
	④連結CET1比率(普通株式等Tier1比率)			±5%			
	⑤連結OHR(経費率)			±5%			
	⑥ESGIに関する活動状況や評価機関のスコア等			±5%			
	⑦フィデューシャリー・デューティーやお客さま満足(CS)の活動状況			±5%			

ホ. 個人別報酬の内容の決定方法

当社の取締役及び執行役の個人別報酬は報酬委員会において決定しております。役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、外部の専門機関等から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しております。特に、個人別の業績連動報酬については、報酬委員会において、連結実質業務純益等をもとに支給基準額を決定し、特殊要因や経営環境等を総合的に考慮したうえで内容を決定いたします。

へ. その他の重要事項

粉飾・不正を伴う過年度の財務情報の大幅な修正、過大なリスクテイク等に伴う巨額の損失計上、重大な法令・社内規程違反や、会社の評価や企業価値を著しく毀損する行為があった場合等に、所定の社内手続きを経て、株式報酬である株式交付信託についてマルス（株式交付前の減額・没収）及びクローバック（株式交付後の返還）条項を適用する仕組みを導入しております。

ト. 監査委員を務める社内取締役の報酬等

監査委員を務める社内取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、当社の業況、取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準、監査委員を務める社内取締役として相応しい水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

チ. 社外取締役の報酬等

社外取締役の報酬に関しては、固定報酬である月例報酬のみとし、法定委員会の委員長あるいは委員を務める場合に、一定金額を加算する仕組みとしております。また、社外取締役である取締役会議長につきましては、社内取締役及び社外取締役の報酬水準を考慮し、固定的な報酬テーブルを設定しております。なお、報酬の水準は、当社の業況、社内取締役の報酬水準、同業を含む他社の報酬水準等を考慮して、報酬委員会において決定しております。

なお、三井住友信託銀行株式会社または三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社を兼務する役員に関しては、一定兼務比率により報酬額を分割して支給しております。

リ. 当事業年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当社においては、「ホ. 個人別報酬の内容の決定方法」記載の決定方法に基づいて、当年度に係る取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容を決定していることから、報酬委員会は、その内容が決定方針に沿うものと判断しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度における当社の役員の報酬等の額は次のとおりです。

イ. 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

区 分	支給 人数	報 酬 等					
		総額報酬	月例報酬		業績連動報酬		その他
			固定報酬	個人役割 業績報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	5名	170	122	18	17	11	-
執行役	11名	367	160	82	75	46	1
社外取締役	10名	114	114	-	-	-	-
計	26名	652	397	101	93	58	1

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てた年額を表示しております。

2. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。



ご参考までに、取締役及び執行役のうち、三井住友信託銀行株式会社ほかのグループ会社の取締役あるいは執行役員の兼務報酬を反映した連結報酬等の総額は以下のとおりとなっております。

(単位：百万円)

区 分	支給 人数	報 酬 等					その他
		総額報酬	月例報酬		業績連動報酬		
			固定報酬	個人役割 業績報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	5名	258	162	36	34	23	0
執行役	11名	654	282	146	137	85	2
社外取締役	10名	114	114	-	-	-	-
計	26名	1,028	559	183	172	109	3

(注) 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。

ロ. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

(単位：百万円)

氏名 (役員区分)	連結報酬等 の総額 (百万円)	会社区分	報 酬 等				その他
			月例報酬		業績連動報酬		
			固定報酬	個人役割 業績報酬	役員賞与	株式報酬	
高倉透 (執行役)	112	当社	44	23	25	17	1
		三井住友信託銀行	-	-	-	-	-
荒海次郎 (執行役)	63	当社	28	13	12	8	-
		三井住友信託銀行	-	-	-	-	-
大山一也 (執行役)	111	当社	-	-	-	-	-
		三井住友信託銀行	44	23	25	17	1

(注) 連結報酬等の総額が1億円以上であるもの、及び代表執行役について記載しております。

ハ. 提出会社の業績連動報酬に係る指標 (KPI) の目標、実績、支給率

業績連動報酬の種類	業績連動報酬に係る指標 (KPI)	短期/中期	目標	実績	支給率
■役員賞与					
業績連動賞与	①連結実質業務純益	短期業績 連動	2,800億円	3,460億円	120.0%
	②親会社株主に帰属する当期純利益		1,550億円	1,690億円	
■株式報酬					
株式交付信託	①連結実質業務純益	短期業績 連動	2,800億円	3,460億円	120.0%
	②親会社株主に帰属する当期純利益		1,550億円	1,690億円	
	③連結自己資本ROE	中期業績 連動	7%程度	6.25%	
	④連結CET1比率(普通株式等Tier1比率)		10%台半ば	9.9%	
	⑤連結OHR(経費率)		60%台前半	57.1%	
	⑥ESGに関する活動状況や評価機関のスコア等		-	-	
	⑦フィデューシャリー・デューティー やお客様満足(CS)の活動状況		-	-	

(注) 1. ①及び②は2021年度公表予想に対する2021年度実績を示しております。

2. ③ないし⑤は中期経営計画に定める2022年度目標に対する2021年度実績を示しております。

### ③ 役員の報酬等の決定プロセス

#### イ. 報酬委員会の権限の内容

当社の役員報酬の決定プロセスにつきましては、報酬委員会規程に委員会構成、招集手続き、権限、運営等に関する詳細を定めており、法定の決議事項である役員報酬やそれ以外の役員報酬につき、報酬委員会の関与の下、以下のとおり運営しております。

##### (i) 報酬委員会における決定事項

- ・当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針
- ・当社の取締役及び執行役の個人別の報酬等の額

なお、社内委員・社外委員にかかわらず、各委員は、自己の報酬等の額にかかる決議には参加しない運営としております。

##### (ii) 報酬委員会における審議事項

- ・三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役及び執行役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針

##### (iii) 報酬委員会が報告を受ける事項

- ・当社の執行役員の個人別の報酬等の額
- ・三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役及び執行役員の個人別の報酬等の額

#### ロ. 報酬委員会における手続き等の概要

報酬委員である社外取締役に対しては、報酬体系の考え方、報酬テーブル及びその運営の仕組み、個別役員の業績評価の仕組み及びその結果、業績指標の役員賞与への反映手法等を説明するとともに、他社の役員報酬制度やコーポレートガバナンス動向等の説明や情報提供を行うことを通して、当社の役員報酬制度をより良いものにするための工夫・改善を積み重ねております。また、役位ごとの報酬水準の客観性や妥当性を検証する際の参考データとして、外部の専門機関等から提供された経営者報酬の還元資料等を活用しているほか、三井住友信託銀行株式会社がデロイトトーマツと共同実施する役員報酬サーベイのデータを参考にしております。

#### ハ. 報酬委員会の活動内容

##### (i) 当事業年度における開催回数:10回

なお、委員会活動は、毎年6月の定時株主総会終了後に第1回の委員会を開催し、以降、翌年の6月までを1サイクル（運営年度）としております。

##### (ii) 当事業年度における個々の報酬委員の報酬委員会への出席状況

役職名	氏名	開催回数	出席回数	出席率
報酬委員長 (社外取締役)	河本 宏子	10回	10回	100%
報酬委員 (社外取締役)	松下 功夫	10回	10回	100%
報酬委員 (社外取締役)	加藤 宣明	6回	6回	100%
報酬委員 (社外取締役)	柳 正憲	6回	6回	100%
報酬委員 (取締役会長)	大久保 哲夫	10回	10回	100%
報酬委員 (取締役)	橋本 勝	10回	10回	100%

(iii) 当事業年度における報酬委員会での主な決定事項、審議事項及び報告事項

開催年月	主な決定事項、審議事項及び報告事項
2021年5月	・ 役員の業績連動報酬について
2021年6月	・ 役員の業績連動報酬について ・ 当社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬額並びに当グループの役員の株式報酬（株式交付信託）について ・ 三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の役員の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針及び個人別の報酬額について
2021年7月	・ 元社員による不祥事件に関する措置に伴う当社取締役の個人別報酬について
2021年11月	・ 役員報酬水準に関する情報提供
2021年12月	・ 当グループの役員の株式交付信託へのクローバック条項の運営について
2022年3月	・ 当社の役員の4月1日付異動に伴う個人別の報酬額について ・ 三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の役員の4月1日付異動に伴う個人別の報酬額について ・ 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の役員報酬体系見直し方針について

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当グループは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分については、以下のとおりとしております。

純投資目的である投資株式	専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式等
純投資目的以外の目的である投資株式	上記以外

② 三井住友信託銀行株式会社における株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である三井住友信託銀行株式会社については以下のとおりであります。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針)

当グループは、「企業価値の向上による果実を家計にもたらす資金・資産・資本の好循環の構築」を目指す姿の一つとして掲げています。

その実現に向け、当グループは、投資家としての立場と企業価値向上のソリューション提供を行う立場の双方に立つ信託銀行グループとしての特性に一段と磨きをかけ、気候変動や脱炭素といった社会課題解決に向けた挑戦・取組を自らが投資者となって後押しするインパクト・エクイティ投資や、新たな市場や機会の創出を目的とした投資等の株式を保有することがあります。

一方、従来型の「政策保有株式」（資本・業務提携等を目的とせず、安定株主として保有する取引先の株式等）は原則すべて保有しない方針としております。当該方針のもと、取引先を取り巻く環境やステークホルダーの動向を踏まえ、取引先各社の持続的な企業価値向上と課題解決に向けた対話を行い、そうした対話を通じて政策保有株式の削減を加速させてまいります。当面の削減目標として、2021年度から2022年度の2年間で、取得原価1,000億円の削減を目指します。

また、削減の合意が得られるまでの期間においては、取締役会において政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係の精査・検証を行います。

(政策保有株式に係る議決権行使基準)

当社及び当社の中核子会社たる三井住友信託銀行は、政策保有株式の発行会社（以下、「発行会社」といいます。）の中長期的な企業価値の向上を目指し、当グループの株主や預金者等様々なステークホルダーの中長期的な価値向上も考慮して、保有する株式の議決権を行使します。

また、発行会社との十分な対話を通じて、それぞれの発行会社が置かれている事業環境等の状況を考慮し、経営の独自性や方向性も尊重しつつ、議決権を行使します。

議決権行使にあたっては、別途定める議決権行使基準に基づき、次の観点にも留意して議案毎に賛否を判断します。

- ① 外形的・形式的基準のみならず、発行会社、及び発行会社が置かれている業界・経営環境等の固有性に留意して判断します。
- ② 当該年度のみならず、より中長期的な時間軸、未来志向で判断します。
- ③ 財務的な数値に加え、非財務要素（コーポレートガバナンスや社会的価値の創出状況等）も考慮して判断します。

政策保有株式に係る議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、当社が別途定める利益相反管理方針に従い、適切な対応を実施します。

なお、議決権行使基準は当社Webサイト上に開示しております。

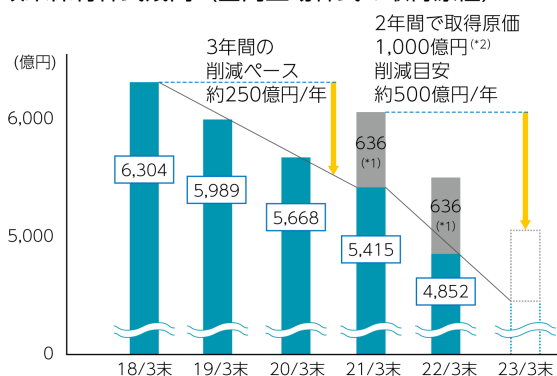
(政策保有株式（国内上場）の議決権行使基準)

[https://www.smth.jp/-/media/th/about\\_us/management/governance/voting\\_guideline.pdf](https://www.smth.jp/-/media/th/about_us/management/governance/voting_guideline.pdf)

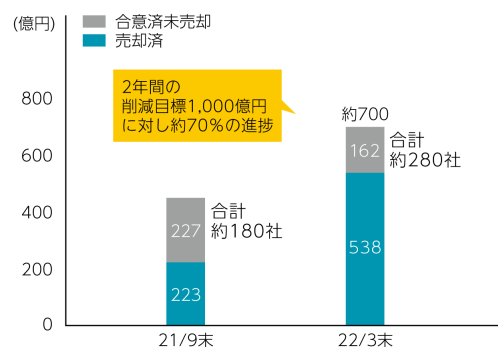
(政策保有株式の削減実績について)

2021年度は538億円(取得原価)の削減を行い、139社で政策保有株式の残高がゼロになりました。

政策保有株式残高(国内上場株式の取得原価)



売却及び売却合意額(国内上場株式の取得原価)



(\*1) ヘッジポジションの持値改善実施に伴う政策保有株式買戻しによる取得原価の増加分(636億円)。

(\*2) 2020年度における取得原価増加銘柄については、増加前の取得原価をベースとしております。

(政策保有株主から自社株式の売却等の意向が示された場合の対応方針)

当グループが株式等を保有している取引先等から当社の株式の売却等の意向が示された場合において、売却等を妨げることはいたしません。

(保有の合理性を検証する方法)

従来型の政策保有株式の保有が残存する期間は、取締役会において政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係の精査・検証を行います。

(個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

取締役会において、採算性基準に基づき、下記指標により、株式等の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査・検証しております。

2021年度以降は、新たな方針のもとで、採算性基準に基づき政策保有株式の保有に伴う全体及び個社の便益・リスクと資本コストの精査・検証を継続しつつ、採算性に関わらず、取引先各社の持続的な企業価値向上及び課題解決に向けた対話を行い、その中で削減に向けた協議を進めております。そうした協議の状況を踏まえ、政策保有株式の削減が財務目標・顧客基盤等へ与える影響の見通しを精査のうえ、政策保有株式の削減目標・活動の妥当性を検証し、取締役会で定期的に確認しております。

<採算性指標>

(信用コスト・経費等 控除後利益) ÷ (株式リスクアセット+与信リスクアセット)

(ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	434	74,952
非上場株式以外の株式	735	1,209,260

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	12	14,086	資金・資産・資本の好循環に繋がる戦略投資として取得
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	26	849
非上場株式以外の株式	242	140,992

## (iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社オリエンタルランド	3,451,600	3,451,600	取引関係の維持・強化	有
	81,147	57,382		
日本電産株式会社	7,011,600	7,011,600	同上	無
	68,349	94,200		
ダイキン工業株式会社	2,279,000	2,279,000	同上	有
	51,072	50,867		
ミネベアミツミ株式会社	15,413,900	15,413,900	同上	有
	41,525	43,605		
東急株式会社	22,395,800	22,395,800	同上	有
	35,654	33,011		
アサヒグループホールディングス 株式会社	7,126,000	7,126,000	同上	有
	31,789	33,242		
大和ハウス工業株式会社	8,000,000	8,000,000	同上	有
	25,608	25,928		
スズキ株式会社	5,500,000	5,500,000	同上	有
	23,171	27,637		
株式会社シマノ	800,000	800,000	同上	有
	22,524	21,100		
トヨタ自動車株式会社	10,000,000	2,000,000	取引関係の維持・強化 株式分割により増加	無
	22,225	17,232		
伊藤忠商事株式会社	4,714,000	4,714,000	取引関係の維持・強化	無
	19,534	16,909		
富士フイルムホールディングス株式会社	2,491,000	2,717,000	同上	有
	18,687	17,853		
京王電鉄株式会社	3,648,200	3,648,200	同上	有
	17,456	27,142		
出光興産株式会社	5,142,800	5,142,800	同上	無
	17,356	14,677		
住友不動産株式会社	4,800,000	4,800,000	同上	有
	16,267	18,748		
三井物産株式会社	4,694,800	4,694,800	同上	無
	15,624	10,807		
株式会社商船三井	4,461,000	1,487,000	取引関係の維持・強化 株式分割により増加	有
	15,256	5,762		
エア・ウォーター株式会社	7,936,000	7,936,000	取引関係の維持・強化	有
	13,649	15,395		
東ソー株式会社	7,502,000	7,502,000	同上	有
	13,608	15,889		
旭化成株式会社	10,937,500	12,500,000	同上	有
	11,621	15,931		
日産化学株式会社	1,600,000	1,600,000	同上	有
	11,568	9,456		
東急不動産ホールディングス株式会社	16,008,200	16,008,200	同上	有
	10,789	10,485		
株式会社ダイフク	1,223,000	1,223,000	同上	有
	10,750	13,257		
小野薬品工業株式会社	3,500,000	3,500,000	同上	無
	10,731	10,115		
長瀬産業株式会社	5,776,000	5,776,000	同上	有
	10,518	9,986		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
西日本旅客鉄道株式会社	1,970,100	3,200,100	取引関係の維持・強化	有
	10,029	19,632		
三井不動産株式会社	3,595,000	5,095,000	同上	有
	9,418	12,806		
京阪ホールディングス株式会社	3,000,000	3,000,000	同上	有
	9,030	13,800		
住友化学株式会社	15,504,000	15,504,000	同上	有
	8,713	8,883		
王子ホールディングス株式会社	14,083,000	14,083,000	同上	有
	8,548	10,083		
東海旅客鉄道株式会社	515,000	745,000	同上	有
	8,221	12,329		
株式会社小糸製作所	1,520,000	1,520,000	同上	有
	7,562	11,278		
株式会社ジェイテクト	7,635,680	7,635,680	同上	有
	7,360	8,628		
東レ株式会社	11,345,000	11,345,000	同上	有
	7,247	8,083		
株式会社ライフコーポレーション	2,264,000	2,264,000	同上	有
	7,131	7,641		
丸紅株式会社	4,694,500	4,694,500	同上	有
	6,694	4,322		
住友林業株式会社	3,000,000	3,000,000	同上	有
	6,504	7,158		
株式会社日本製鋼所	1,630,400	1,630,400	同上	有
	6,228	4,283		
明治ホールディングス株式会社	924,000	1,190,500	同上	有
	6,107	8,476		
JSR株式会社	1,652,400	1,652,400	同上	無
	5,998	5,519		
ヤマハ発動機株式会社	1,967,000	1,967,000	同上	無
	5,421	5,332		
オークマ株式会社	1,045,000	1,045,000	同上	有
	5,329	6,635		
第一三共株式会社	1,977,000	1,977,000	同上	有
	5,298	6,375		
ハウス食品グループ本社株式会社	1,750,000	1,750,000	同上	有
	5,064	6,370		
株式会社リコー	4,714,000	9,428,000	同上	無
	5,006	10,597		
株式会社マキタ	1,268,000	1,268,000	同上	有
	4,989	6,016		
イビデン株式会社	804,700	804,700	同上	有
	4,868	4,095		
株式会社SCREENホールディングス	382,800	382,800	同上	有
	4,731	3,728		
ニチアス株式会社	1,869,000	1,869,000	同上	有
	4,722	5,251		
近鉄グループホールディングス株式会社	1,325,700	1,325,700	同上	無
	4,646	5,594		
川崎汽船株式会社	574,800	*	同上	無
	4,609	*		
栗田工業株式会社	1,000,000	1,000,000	同上	無
	4,545	4,745		



銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
カシオ計算機株式会社	3,075,000	3,075,000	取引関係の維持・強化	有
	4,329	6,411		
三井化学株式会社	1,400,000	1,400,000	同上	無
	4,326	4,893		
小田急電鉄株式会社	2,121,000	3,300,000	同上	有
	4,320	9,982		
キッコーマン株式会社	531,000	531,000	同上	有
	4,317	3,499		
相鉄ホールディングス株式会社	1,836,200	1,836,200	同上	有
	4,206	4,551		
大阪瓦斯株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	有
	4,184	4,314		
東洋製罐グループホールディングス 株式会社	2,940,000	4,200,000	同上	有
	4,133	5,527		
株式会社日清製粉グループ本社	2,419,300	2,419,300	同上	有
	4,127	4,475		
株式会社住友倉庫	1,790,500	1,790,500	同上	有
	4,118	2,633		
株式会社東京きらぼしフィナンシャル グループ	2,290,600	2,290,600	同上	無
	4,017	3,206		
ヤマハ株式会社	737,000	867,000	同上	無
	3,942	5,210		
電源開発株式会社	2,247,400	2,247,400	同上	無
	3,928	4,346		
岡谷鋼機株式会社	402,000	402,000	同上	有
	3,915	3,662		
株式会社クボタ	1,700,000	1,700,000	同上	有
	3,915	4,283		
株式会社明電舎	1,500,000	1,500,000	同上	有
	3,811	3,610		
大和工業株式会社	1,000,000	1,000,000	同上	有
	3,715	3,285		
キューピー株式会社	1,573,000	1,573,000	同上	有
	3,683	3,963		
株式会社京都銀行	678,400	678,400	同上	有
	3,629	4,619		
塩野義製薬株式会社	480,000	480,000	同上	有
	3,614	2,856		
南海電気鉄道株式会社	1,516,000	1,516,000	同上	有
	3,582	3,853		
日本光電工業株式会社	1,200,000	1,200,000	同上	有
	3,541	3,876		
三菱電機株式会社	2,500,000	2,500,000	同上	有
	3,525	4,216		
株式会社ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,470,800	1,470,800	同上	無
	3,443	4,412		
関西電力株式会社	2,992,430	2,992,430	同上	有
	3,438	3,584		
東武鉄道株式会社	1,147,400	2,163,400	同上	有
	3,418	6,438		
株式会社TOKAIホールディングス	3,816,000	3,816,000	同上	無
	3,289	3,648		
株式会社ADEKA	1,200,000	*	同上	有
	3,244	*		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
株式会社岡三証券グループ	8,726,000	8,726,000	取引関係の維持・強化	有
	3,228	3,935		
日本製鉄株式会社	1,474,800	1,474,800	同上	有
	3,201	2,782		
三菱鉛筆株式会社	2,500,000	2,500,000	同上	有
	3,167	3,995		
名古屋鉄道株式会社	1,432,800	1,432,800	同上	有
	3,109	3,772		
宝ホールディングス株式会社	2,753,000	2,753,000	同上	有
	3,031	4,148		
花王株式会社	600,000	600,000	同上	有
	3,015	4,387		
飯野海運株式会社	3,622,000	*	同上	有
	2,991	*		
ANAホールディングス株式会社	1,136,400	1,136,400	同上	無
	2,916	2,922		
株式会社千葉銀行	4,000,000	4,000,000	同上	有
	2,900	2,900		
株式会社ダイヘン	658,600	658,600	同上	無
	2,785	3,204		
三谷商事株式会社	1,456,000	455,000	取引関係の維持・強化 株式分割により増加	有
	2,709	3,139		
住友金属鉱山株式会社	433,000	*	取引関係の維持・強化	有
	2,668	*		
日本ペイントホールディングス株式会社	*	35,265,000	同上	有
	*	56,247		
京成電鉄株式会社	*	1,388,800	同上	有
	*	5,027		
エーザイ株式会社	*	550,400	同上	無
	*	4,083		
株式会社モリタホールディングス	*	2,082,000	同上	有
	*	3,720		
三浦工業株式会社	*	586,200	同上	無
	*	3,505		
スタンレー電気株式会社	*	1,050,000	同上	有
	*	3,459		
株式会社ダイセル	*	3,584,000	同上	有
	*	3,053		
三愛石油株式会社	*	2,173,000	同上	有
	*	2,853		
九州電力株式会社	*	2,549,000	同上	無
	*	2,783		
東洋水産株式会社	*	590,000	同上	有
	*	2,743		
大日本住友製薬株式会社	*	1,423,000	同上	有
	*	2,742		
中部電力株式会社	*	1,908,700	同上	有
	*	2,719		
西部ガスホールディングス株式会社	*	848,900	同上	有
	*	2,691		
江崎グリコ株式会社	*	600,000	同上	有
	*	2,667		
住友ゴム工業株式会社	*	2,019,000	同上	有
	*	2,634		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
オリンパス株式会社	—	3,556,000	取引関係の維持・強化	無
	—	8,146		
株式会社ミルボン	—	934,400	同上	無
	—	5,671		
TDK株式会社	—	177,500	同上	無
	—	2,721		

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	期末時価 (百万円)	期末時価 (百万円)		
株式会社クボタ	17,872,000	17,872,000	議決権行使の指図権限	有
	41,159	45,028		
株式会社安川電機	7,439,900	7,439,900	同上	有
	35,823	40,993		
東海旅客鉄道株式会社	2,005,000	2,005,000	同上	有
	32,009	33,182		
株式会社ニトリホールディングス	1,440,000	1,440,000	同上	有
	22,118	30,852		
イオン株式会社	6,370,000	6,370,000	同上	有
	16,622	21,014		
住友金属鉱山株式会社	2,500,000	2,500,000	同上	有
	15,407	11,947		
日本製鉄株式会社	6,438,300	6,438,300	同上	有
	13,977	12,145		
株式会社村田製作所	1,540,800	1,926,000	同上	無
	12,506	17,029		
豊田通商株式会社	2,128,000	2,128,000	同上	無
	10,767	9,884		
株式会社商船三井	3,000,000	1,000,000	議決権行使の指図権限 株式分割により増加	有
	10,260	3,875		
京王電鉄株式会社	2,000,000	2,000,000	議決権行使の指図権限	有
	9,570	14,880		
小田急電鉄株式会社	4,562,000	4,562,000	同上	有
	9,292	13,800		
株式会社大和証券グループ本社	12,444,000	12,444,000	同上	有
	8,619	7,119		
京成電鉄株式会社	2,234,000	2,234,000	同上	有
	7,629	8,087		
京浜急行電鉄株式会社	5,488,500	5,488,500	同上	無
	6,882	9,171		
住友電気工業株式会社	4,245,000	4,245,000	同上	無
	6,206	7,038		
東武鉄道株式会社	1,600,000	1,600,000	同上	有
	4,766	4,761		
住友重機械工業株式会社	1,648,800	1,648,800	同上	有
	4,646	5,070		
西日本旅客鉄道株式会社	899,900	899,900	同上	有
	4,581	5,520		
住友ベークライト株式会社	873,200	873,200	同上	有
	4,357	3,951		
株式会社フジクラ	6,777,000	6,777,000	同上	有
	4,235	3,679		
エクシオグループ株式会社	1,834,000	1,834,000	同上	有
	4,146	5,358		
明治ホールディングス株式会社	585,200	585,200	同上	有
	3,868	4,166		
東邦瓦斯株式会社	1,288,200	1,288,200	同上	有
	3,510	8,798		
本田技研工業株式会社	1,000,000	2,999,800	同上	有
	3,487	9,956		
阪急阪神ホールディングス株式会社	956,200	956,200	同上	有
	3,389	3,389		
アンリツ株式会社	2,000,000	2,000,000	同上	有
	3,106	4,832		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	期末時価 (百万円)	期末時価 (百万円)		
レンゴー株式会社	*	3,266,000	議決権行使の指図権限	有
	*	3,138		
不二製油グループ本社株式会社	*	1,000,000	同上	無
	*	2,953		

- (注) 1. みなし保有株式については、株式数は議決権行使権限の対象となる株式数を、期末時価はみなし保有株式の事業年度末日における時価に議決権行使権限の対象となる株式数を乗じて得た額を記載しております。また、保有目的は、当社が有する権限の内容を記載しております。
2. 貸借対照表計上額及び期末時価の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
3. 銘柄ごとの定量的な保有効果については、当グループの営業戦略に関する事項であり、また、発行体企業との取引に関する事項であることから非開示としております。保有の合理性については、②イ(i)に記載のとおりであります。
4. 当社の株式の保有の有無については、2022年3月31日現在の株主名簿に基づき記載をしています。
5. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。「\*」は、当該銘柄の貸借対照表計上額及び期末時価が当社の資本金額の100分の1以下であるため記載を省略しております。
6. なお、みなし保有株式の期末時価合計は317,605百万円となっております。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当ありません。

ハ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの  
該当ありません。

ニ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの  
該当ありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

提出会社については、以下のとおりであります。

イ. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- (i) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容  
②イ(i)に記載のとおりです。

(ii) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	3	652
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)  
該当ありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)  
該当ありません。

(iii) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報該当ありません。

ロ. 保有目的が純投資目的である投資株式  
該当ありません。

- ハ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの  
該当ありません。
  
- ニ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの  
該当ありません。

## 第5 【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。  
なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)の連結財務諸表及び事業年度(自2021年4月1日 至2022年3月31日)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	18,488,763	18,223,364
コールローン及び買入手形	8,766	5,000
買現先勘定	160,268	150,741
債券貸借取引支払保証金	727,689	652,534
買入金銭債権	892,309	854,093
特定取引資産	※2, ※5 962,849	※2, ※5 967,565
金銭の信託	12,223	16,308
有価証券	※1, ※2, ※3, ※5, ※12 6,983,483	※1, ※2, ※3, ※5, ※12 7,879,235
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6 30,506,968	※3, ※4, ※5, ※6 30,876,507
外国為替	※3 25,396	※3 29,494
リース債権及びリース投資資産	※5 695,172	※5 688,141
その他資産	※3, ※5 2,936,013	※3, ※5, ※13 3,354,333
有形固定資産	※8, ※9 228,180	※8, ※9 224,535
建物	73,966	72,726
土地	※7 130,586	※7 130,367
リース資産	5,061	4,798
建設仮勘定	108	110
その他の有形固定資産	18,458	16,532
無形固定資産	112,303	125,667
ソフトウェア	69,946	91,133
のれん	37,292	29,510
その他の無形固定資産	5,065	5,024
退職給付に係る資産	231,165	192,223
繰延税金資産	14,459	15,613
支払承諾見返	※3 511,782	※3 541,228
貸倒引当金	△129,223	△163,369
資産の部合計	63,368,573	64,633,220



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
<b>負債の部</b>		
預金	※5 33,467,678	※5 33,230,162
譲渡性預金	7,160,594	6,587,944
コールマネー及び売渡手形	60,675	799,524
売現先勘定	※5 1,628,440	※5 1,485,033
特定取引負債	850,660	906,686
借入金	※5, ※10 5,782,602	※5, ※10 7,153,498
外国為替	577	1,275
短期社債	2,545,049	2,387,553
社債	※11 1,545,605	※11 2,076,604
信託勘定借	4,915,208	4,298,827
その他負債	2,035,474	※13 2,312,326
賞与引当金	18,460	21,087
役員賞与引当金	219	181
株式給付引当金	532	732
退職給付に係る負債	13,752	13,553
ポイント引当金	18,945	19,965
睡眠預金払戻損失引当金	4,138	3,626
偶発損失引当金	1,633	1,649
繰延税金負債	81,594	44,081
再評価に係る繰延税金負債	※7 2,388	※7 2,388
支払承諾	511,782	541,228
負債の部合計	60,646,016	61,887,931
<b>純資産の部</b>		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金	576,114	576,114
利益剰余金	1,581,096	1,682,519
自己株式	△2,815	△2,714
株主資本合計	2,416,003	2,517,528
その他有価証券評価差額金	329,429	277,617
繰延ヘッジ損益	△44,926	△42,759
土地再評価差額金	※7 △6,739	※7 △6,839
為替換算調整勘定	4,000	12,719
退職給付に係る調整累計額	△4,007	△42,708
その他の包括利益累計額合計	277,756	198,028
新株予約権	1,024	1,006
非支配株主持分	27,772	28,725
純資産の部合計	2,722,556	2,745,288
負債及び純資産の部合計	63,368,573	64,633,220

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
経常収益	1,380,434	1,401,091
信託報酬	102,883	※1 110,539
資金運用収益	363,749	375,659
貸出金利息	271,246	260,871
有価証券利息配当金	75,898	97,683
コールローン利息及び買入手形利息	550	685
買現先利息	20	—
債券貸借取引受入利息	0	—
預け金利息	11,038	12,239
その他の受入利息	4,994	4,179
役務取引等収益	390,877	※1 444,655
特定取引収益	76	13,453
その他業務収益	402,394	336,597
その他経常収益	120,453	120,186
償却債権取立益	809	1,633
その他の経常収益	※2 119,644	※2 118,553
経常費用	1,197,279	1,171,387
資金調達費用	137,471	107,883
預金利息	45,221	29,848
譲渡性預金利息	14,198	6,787
コールマネー利息及び売渡手形利息	371	481
売現先利息	3,576	1,665
借入金利息	6,911	4,635
短期社債利息	5,763	3,271
社債利息	12,858	16,535
その他の支払利息	48,570	44,658
役務取引等費用	118,031	133,161
特定取引費用	33,300	—
その他業務費用	290,350	291,487
営業経費	※3 431,422	※3 435,567
その他経常費用	186,702	203,286
貸倒引当金繰入額	3,277	37,688
その他の経常費用	※4 183,424	※4 165,598
経常利益	183,155	229,704

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
特別利益	37,731	545
固定資産処分益	151	545
その他の特別利益	※5 37,580	—
特別損失	20,884	2,249
固定資産処分損	710	780
減損損失	※6 20,173	1,468
税金等調整前当期純利益	200,003	227,999
法人税、住民税及び事業税	50,991	57,342
法人税等調整額	5,073	420
法人税等合計	56,064	57,763
当期純利益	143,938	170,236
非支配株主に帰属する当期純利益	1,742	1,157
親会社株主に帰属する当期純利益	142,196	169,078

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	143,938	170,236
その他の包括利益	※1 57,199	※1 △79,377
その他有価証券評価差額金	△20,301	△46,938
繰延ヘッジ損益	9,944	135
為替換算調整勘定	1,982	4,045
退職給付に係る調整額	64,492	△38,671
持分法適用会社に対する持分相当額	1,080	2,052
包括利益	201,137	90,859
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	199,178	89,451
非支配株主に係る包括利益	1,958	1,407

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	580,595	1,495,029	△2,855	2,334,377
当期変動額					
剰余金の配当			△56,244		△56,244
親会社株主に帰属する当期純利益			142,196		142,196
自己株式の取得				△19	△19
自己株式の処分		△2		60	57
連結子会社株式の取得による持分の増減		△4,478			△4,478
土地再評価差額金の取崩			115		115
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△4,480	86,067	40	81,626
当期末残高	261,608	576,114	1,581,096	△2,815	2,416,003

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	351,459	△56,765	△6,623	1,332	△68,513	220,889	1,057	34,583	2,590,907
当期変動額									
剰余金の配当									△56,244
親会社株主に帰属する当期純利益									142,196
自己株式の取得									△19
自己株式の処分									57
連結子会社株式の取得による持分の増減									△4,478
土地再評価差額金の取崩									115
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△22,030	11,839	△115	2,667	64,506	56,866	△33	△6,811	50,022
当期変動額合計	△22,030	11,839	△115	2,667	64,506	56,866	△33	△6,811	131,649
当期末残高	329,429	△44,926	△6,739	4,000	△4,007	277,756	1,024	27,772	2,722,556

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	261,608	576,114	1,581,096	△2,815	2,416,003
会計方針の変更による累積的影響額			△9,636		△9,636
会計方針の変更を反映した当期首残高	261,608	576,114	1,571,460	△2,815	2,406,367
当期変動額					
剰余金の配当			△58,119		△58,119
親会社株主に帰属する当期純利益			169,078		169,078
自己株式の取得				△21	△21
自己株式の処分		0		122	122
連結子会社株式の取得による持分の増減					—
土地再評価差額金の取崩			100		100
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	111,059	101	111,160
当期末残高	261,608	576,114	1,682,519	△2,714	2,517,528

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	329,429	△44,926	△6,739	4,000	△4,007	277,756	1,024	27,772	2,722,556
会計方針の変更による累積的影響額								△0	△9,636
会計方針の変更を反映した当期首残高	329,429	△44,926	△6,739	4,000	△4,007	277,756	1,024	27,772	2,712,920
当期変動額									
剰余金の配当									△58,119
親会社株主に帰属する当期純利益									169,078
自己株式の取得									△21
自己株式の処分									122
連結子会社株式の取得による持分の増減									—
土地再評価差額金の取崩									100
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△51,812	2,166	△100	8,719	△38,701	△79,727	△18	953	△78,792
当期変動額合計	△51,812	2,166	△100	8,719	△38,701	△79,727	△18	953	32,368
当期末残高	277,617	△42,759	△6,839	12,719	△42,708	198,028	1,006	28,725	2,745,288

## ④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	200,003	227,999
減価償却費	34,552	30,841
減損損失	20,173	1,468
のれん償却額	7,875	7,882
持分法による投資損益 (△は益)	△11,677	△15,531
貸倒引当金の増減 (△)	2,018	34,145
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△159	2,627
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	47	△38
株式給付引当金の増減額 (△は減少)	252	200
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	△132,340	39,540
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△441	△338
ポイント引当金の増減額 (△は減少)	2,056	1,019
睡眠預金払戻損失引当金の増減額 (△は減少)	△728	△511
偶発損失引当金の増減 (△)	193	15
資金運用収益	△363,749	△375,659
資金調達費用	137,471	107,883
有価証券関係損益 (△)	50,309	55,500
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	△3,071	257
為替差損益 (△は益)	△56,942	△184,288
固定資産処分損益 (△は益)	558	235
特定取引資産の純増 (△) 減	375,744	△11,844
特定取引負債の純増減 (△)	△352,237	57,088
貸出金の純増 (△) 減	△803,592	△369,539
預金の純増減 (△)	2,778,758	△237,516
譲渡性預金の純増減 (△)	1,300,302	△572,650
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△73,782	1,415,895
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	491,550	△800,096
コールローン等の純増 (△) 減	1,230,261	51,543
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	12,968	75,155
コールマネー等の純増減 (△)	△12,776	595,441
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	11,556	△4,098
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△2,636	698
リース債権及びリース投資資産の純増 (△) 減	△21,292	7,031
短期社債 (負債) の純増減 (△)	837,951	△157,495
普通社債発行及び償還による増減 (△)	570,236	552,497
信託勘定借の純増減 (△)	164,918	△616,380
資金運用による収入	383,204	377,391
資金調達による支出	△162,409	△104,641
その他	△25,174	△256,062
小計	6,589,955	△64,331
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△36,865	△55,931
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,553,089	△120,263

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△7,135,053	△9,173,484
有価証券の売却による収入	3,071,193	4,226,468
有価証券の償還による収入	3,651,551	4,163,963
金銭の信託の増加による支出	△2,000	△4,400
有形固定資産の取得による支出	△27,800	△8,882
有形固定資産の売却による収入	751	1,950
無形固定資産の取得による支出	△34,086	△42,934
持分法適用関連会社株式の取得による支出	△49	△41,987
持分法適用関連会社株式の売却による収入	—	102
投資活動によるキャッシュ・フロー	△475,494	△879,205
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	—	5,000
劣後特約付借入金の返済による支出	—	△50,000
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	39,784	19,898
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△190,000	△41,500
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△12,655	—
配当金の支払額	△56,241	△58,115
非支配株主への配当金の支払額	△593	△342
自己株式の取得による支出	△19	△21
自己株式の売却による収入	1	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△219,723	△125,079
現金及び現金同等物に係る換算差額	△18,749	59,053
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	5,839,121	△1,065,495
現金及び現金同等物の期首残高	10,960,024	16,799,146
現金及び現金同等物の期末残高	※1 16,799,146	※1 15,733,650



## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社 59社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

(連結の範囲の変更)

Trust Base株式会社は、新規設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

合同会社アルカディア・ファンディングほか4社は、清算等に伴い当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社

主要な会社名

カトリア株式会社

アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合

カトリア株式会社ほか10社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第5条第1項第2号により連結の範囲から除外しております。

また、アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合ほか、その他の非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

#### (2) 持分法適用の関連会社 33社

主要な会社名

株式会社日本カストディ銀行

住信SBIネット銀行株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社ほか1社は株式取得等により当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

SBIカード株式会社ほか1社は、清算等に伴い当連結会計年度より持分法適用の範囲から除外しております。

#### (3) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社

主要な会社名

カトリア株式会社

アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合

カトリア株式会社ほか10社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者等であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、連結財務諸表規則第10条第1項第2号により持分法の対象から除外しております。

また、アジアゲートウェイ1号投資事業有限責任組合ほか、その他の持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

4月末日	2社
8月末日	1社
9月末日	4社
11月末日	1社
12月末日	7社
3月末日	44社

(2) 4月末日を決算日とする子会社については、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、8月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、9月末日を決算日とする子会社については、3月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、11月末日を決算日とする子会社については、2月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、デリバティブ取引については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

##### (4) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、主として定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(ロ) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

##### (5) 貸倒引当金の計上基準

主要な国内の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算定し、これに将来予測を勘案した調整を加えております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を検証しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,943百万円（前連結会計年度末は24,592百万円）であります。

#### (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

#### (8) 株式給付引当金の計上基準

株式給付引当金は、当社及び一部の連結子会社の取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### (9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、「ダイナースクラブカード」等において顧客へ付与したポイントの将来の利用による負担に備えるため、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

#### (10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、三井住友信託銀行株式会社において一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

#### (11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

#### (12) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：主としてその発生連結会計年度に一時損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

### (13) 重要な収益及び費用の計上基準

当グループの顧客との契約から生じる主な収益は、「信託報酬」及び資産運用・資産管理報酬、証券代行手数料、不動産仲介手数料、投資信託・保険販売手数料等の「役務取引等収益」であります。

各取引における履行義務の充足時点はそれぞれの経済実態を踏まえて以下のとおり判定しております。なお、取引の対価は履行義務充足後、概ね6ヵ月以内に受領するものが大宗であり、対価の金額に重要な金融要素は含んでおりません。

信託報酬及び資産運用・資産管理報酬は、主に受託事業、運用ビジネス及び個人トータルソリューション事業で計上されており、信託約款・各種契約等に基づき、資産運用・資産管理サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

証券代行手数料は、主に証券代行業で計上されており、株主名簿管理事務委託契約に基づき、株主名簿管理サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当グループが日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

不動産仲介手数料は、主に不動産事業で計上されており、不動産媒介契約に基づき、不動産媒介サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、不動産売買契約締結時または物件引渡時に充足されるため、当該時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足時点については、不動産売買契約締結後の業務の重要性に応じて判断しております。

投資信託・保険販売手数料は、主に個人トータルソリューション事業で計上されており、取引約款・委託契約等に基づき、商品説明や販売受付事務サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、商品販売時に充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

### (14) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

三井住友信託銀行株式会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

### (15) リース取引の処理方法

国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準は、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

### (16) 重要なヘッジ会計の方法

#### (イ) 金利リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

#### (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

三井住友信託銀行株式会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

在外子会社及び関連会社に対する持分への投資の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の為替予約を

ヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、ヘッジ手段から生じた為替換算差額を為替換算調整勘定に含めて処理する方法を適用しております。

(ハ) 連結会社間取引等

三井住友信託銀行株式会社のデリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せず損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

また、その他の連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ又は金利スワップの特例処理によるものとします。

(17) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で償却しております。ただし、重要性の乏しいものについては、発生年度に全額償却しております。

(18) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」（三井住友信託銀行株式会社については「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金）であります。

(19) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用に計上しております。

(20) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(21) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

1. 貸倒引当金の見積り

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
貸倒引当金	129,223百万円	163,369百万円

(2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

三井住友信託銀行株式会社では、与信取引先（以下、「取引先」という。）について、決算開示や信用力に影響を及ぼす事態発生の都度、財務状況、資金繰り、収益力等による返済能力に応じた「債務者区分」を判定しております。また、「債務者区分」の判定結果及び担保等による保全状況等に基づき貸倒引当金を算定しております。「債務者区分」の判定に当たっては、取引先の定量的な要素に加え、定性的な要素を勘案しております。

(債務者区分の定義)

債務者区分	定義
正常先	業績が良好で財務状況にも特段問題がない。
要注意先	業績低調ないし不安定、財務内容に問題がある、あるいは金利減免・棚上げ先など貸出条件に問題があり、今後の管理に注意を要する。
要管理先	要注意先のうち、貸出条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有するもの。
破綻懸念先	経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている。
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している。

貸倒引当金については、債務者区分ごとに以下のように算定しております。

債務者区分	貸倒引当金の算定方法
正常先	1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を予想損失率として算出し、これを基礎として、貸倒引当金を算定しております。
要注意先及び要管理先	3年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を予想損失率として算出し、これを基礎として、貸倒引当金を算定しております。なお、一部の債務者について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
破綻懸念先	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、一部の債務者について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
実質破綻先及び破綻先	担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付き債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除しております。

正常先、要注意先及び要管理先については、貸倒実績率等が変動した場合、貸倒引当金に影響を及ぼします。また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先について、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額が変動した場合、貸倒引当金に重要な影響を及ぼします。

(3) 将来予測を勘案した予想損失額の調整

足許の経済環境は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と小康状態を繰り返していることに加え、ウクライナをめぐる国際情勢及びそれらに端を発した資源価格高騰・世界的なサプライチェーンの混乱等が重なり、経済環境は大きく変化しております。これらの経済環境の変化が取引先の信用リスクに与える影響については、合理的な見積りが可能な範囲で個別取引先の債務者区分及び内部格付において反映しておりますが、当該影響は複合的かつ多岐にわたることから、その見積りには高い不確実性が存在しております。

三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社では、上記の経済環境の変化が取引先の業績及び資金繰りに与える影響に鑑み、取引先の財務情報及び過去の貸倒実績率等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、予想される将来の信用損失に対する必要な調整を行っております。

前連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症は感染拡大と小康状態を繰り返し、収束には時間がかかることと仮定し、感染拡大による業績悪化の影響が懸念される業種を特定の上、収束後の回復の見通しの程度を評価しております。当該業種に属する一部の与信について、回復の見通しの程度に応じて、内部格付制度上の内部格付が一定程度低下すると仮定した場合に将来発生すると予想される信用損失の見積りを行い、追加的な貸倒引当金（以下、「特例引当金」という。）を18,432百万円計上しております。

当連結会計年度においては、三井住友信託銀行株式会社では、新型コロナウイルス感染症に限らず、上記の経済環境の変化が信用リスクに及ぼす影響について、将来予測を勘案した見積り手法により特例引当金の再評価を行っております。具体的な再評価の方法は以下のとおりであります。

- ① 新型コロナウイルス感染症、ウクライナをめぐる国際情勢及びそれらに端を発した資源価格高騰・世界的なサプライチェーンの混乱等の影響により業績及び資金繰りの悪化が懸念される業種及びその影響度合いや今後の回復の見通しの程度を評価
- ② 業績及び資金繰りの悪化が懸念される業種に属する一部の与信について、上記の影響度合い等に応じて、業種・内部格付ごとに将来の信用リスクの悪化の程度に関する仮定を置き、定量的な情報等に基づいた将来の内部格付遷移を予測
- ③ 上記の内部格付遷移を仮定した場合に将来発生すると予想される信用損失の見積りを行い、特例引当金を計上

また、三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社では、前連結会計年度と同様の手法を用いて特例引当金の再評価を行っております。

当連結会計年度においては、21,022百万円の特例引当金を計上しております。

なお、特例引当金計上に当たって採用した仮定については不確実性が高く、経済環境の変化が取引先の業績及び資金繰りに与える影響が変化した場合には、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。



## 2. 退職給付債務の見積り

### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
退職給付債務	431,223百万円	423,883百万円

積立型制度の退職給付債務410,330百万円及び非積立型制度の退職給付債務13,553百万円から年金資産602,553百万円を控除した純額178,669百万円を連結貸借対照表上、退職給付に係る資産192,223百万円及び退職給付に係る負債13,553百万円として計上しております。

### (2) 会計上の見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用等については、数理計算上の計算基礎に基づいて算出されております。この計算基礎には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。

主要な数理計算上の計算基礎については、以下のとおりであります。

割引率	長期期待運用収益率
主として0.5%	3.5%

三井住友信託銀行株式会社（当グループにおける退職給付債務のうち、94.8%を占める）は、国内の優良社債の利回りに基づいて割引率を設定しており、債券のうち、満期までの期間が予想される将来の給付支払いの時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としております。また、長期期待運用収益率については、過去の運用実績及び将来利回りに対する予測を評価することにより、設定しております。長期期待運用収益率は、株式及び社債等の投資対象資産グループ別の長期期待運用収益率の加重平均値を採用しております。

### (3) 計算基礎の変更による連結財務諸表への影響

(2)に記載した計算基礎については、退職給付債務及び退職給付費用に重要な影響を及ぼします。三井住友信託銀行株式会社における割引率及び長期期待運用収益率をそれぞれ0.5%変更した場合の連結財務諸表への影響は以下のとおりであります。

	退職給付費用への 影響額	退職給付債務への 影響額
割引率 : 0.5%減少	2,536百万円の増加	33,056百万円の増加
: 0.5%増加	2,266百万円の減少	29,304百万円の減少
長期期待運用収益率 : 0.5%減少	2,960百万円の増加	—
: 0.5%増加	2,960百万円の減少	—

## (会計方針の変更)

### (収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この変更が連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

### (時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当社は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当連結会計年度の期首の特定取引資産が7,127百万円減少、その他資産が8,105百万円減少、繰延税金資産が3,948百万円増加、特定取引負債が1,061百万円減少、その他負債が1,277百万円減少、利益剰余金が8,945百万円減少、1株当たり純資産額が23円88銭減少しております。

上記のほか、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

## (未適用の会計基準等)

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)

### (1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

### (2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

当該適用指針の適用による影響は、評価中であります。

(表示方法の変更)

(デリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債の表示方法)

従来、「特定取引資産」及び「特定取引負債」並びに「その他資産」及び「その他負債」に計上しているデリバティブ取引に関し、金融商品会計に関する実務指針に定める要件を満たす取引についてそれぞれ相殺して表示しておりましたが、デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、当連結会計年度よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債は、原則通り総額で表示する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表に表示しておりました「特定取引資産」433,766百万円は962,849百万円、「その他資産」2,260,399百万円は2,936,013百万円、「特定取引負債」321,576百万円は850,660百万円、「その他負債」1,359,860百万円は2,035,474百万円と表示しております。

また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書に表示しておりました「特定取引資産の純増(△)減」73,880百万円は375,744百万円、「特定取引負債の純増減(△)」△50,373百万円は△352,237百万円と表示しております。

(追加情報)

役員向け株式交付信託

1. 取引の概要

当社は、当社の取締役(監査委員である取締役及び社外取締役を除く。)、執行役員及び執行役員並びに当グループの中核をなす三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)及び執行役員を対象に(当社、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社における以上の対象者を、以下、総称して「取締役等」という。)、信託を用いた業績連動型株式報酬制度(以下、「本制度」という。)を導入しております。

本制度は、当社、三井住友信託銀行株式会社及び三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(以下、「対象会社」という。)の取締役等の報酬の一部を当社の中期経営計画の業績目標等に連動させ、また株式で支払うことにより、取締役等の報酬と当グループの業績との連動性をより明確にするとともに、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することによって、当グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度においては、当社が金銭を拠出することにより設定する信託(以下、「本信託」という。)が当社株式を取得し、対象会社が各社の定める株式交付規則に基づき当該取締役等に付与するポイント数に相当する当社株式を本信託を通じて当該取締役等に対して交付します。

2. 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度において1,344百万円、392千株(前連結会計年度において1,446百万円、422千株)であり、純資産の部に自己株式として計上しております。

(連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
株式	163,676百万円	220,307百万円
出資金	27,031百万円	25,839百万円

※2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
(再)担保に差し入れている有価証券	154,547百万円	149,251百万円
再貸付けに供している有価証券	1,034,192百万円	1,069,208百万円
当連結会計年度末(前連結会計年度末)に当該処分をせずに所有している有価証券	5,221百万円	662百万円

※3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)等であります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	26,223百万円	20,585百万円
危険債権額	58,172百万円	130,069百万円
三月以上延滞債権額	3,042百万円	一百万円
貸出条件緩和債権額	49,176百万円	69,474百万円
合計額	136,614百万円	220,130百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

(表示方法の変更)

「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日 内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、銀行法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

※4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
763百万円	451百万円

※5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
担保に供している資産		
特定取引資産	29,978百万円	一百万円
有価証券	2,325,240百万円	3,365,225百万円
貸出金	5,012,590百万円	4,728,724百万円
リース債権及びリース投資資産	50,491百万円	54,956百万円
その他資産	109,610百万円	60,425百万円
計	7,527,910百万円	8,209,331百万円
担保資産に対応する債務		
預金	19,273百万円	21,788百万円
売現先勘定	709,711百万円	527,313百万円
借入金	4,398,213百万円	5,739,492百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
有価証券	399,318百万円	499,469百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金、保証金、金融商品等差入担保金及び現先取引差入担保金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
先物取引差入証拠金	54,685百万円	73,569百万円
保証金	25,978百万円	27,062百万円
金融商品等差入担保金	785,742百万円	1,025,240百万円
現先取引差入担保金	3,198百万円	一百万円

※6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
融資未実行残高	14,037,261百万円	12,757,371百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	8,771,924百万円	8,558,906百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※7. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、三井住友信託銀行株式会社の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める標準地の公示価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

※8. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
減価償却累計額	181,392百万円	183,619百万円

※9. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
圧縮記帳額	25,882百万円	25,882百万円
(当該連結会計年度の圧縮記帳額)	(一百万円)	(一百万円)

※10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
劣後特約付借入金	60,000百万円	15,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付劣後借入金	10,000百万円	15,000百万円

※11. 社債には、劣後特約付社債が含まれております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
劣後特約付社債	780,595百万円	759,096百万円
うち実質破綻時債務免除特約付劣後社債	610,000百万円	630,000百万円

※12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
	76,840百万円	65,058百万円

※13. その他資産のうち顧客との契約から生じた債権の金額、及びその他負債のうち契約負債の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係) 2. 契約残高に関する情報」に記載のとおりであります。

14. 三井住友信託銀行株式会社の受託する信託のうち、元本補てん契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
金銭信託	4,634,580百万円	4,052,452百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 顧客との契約から生じる収益

経常収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載のとおりであります。

※2. その他の経常収益には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
株式等売却益	99,814百万円	94,042百万円
持分法による投資利益	11,677百万円	15,531百万円

※3. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料・手当	168,327百万円	176,089百万円

※4. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
株式等売却損	142,526百万円	131,436百万円

※5. 前連結会計年度のその他の特別利益は、三井住友信託銀行株式会社において、退職給付に係る過去勤務費用について一時損益処理したことによるものであります。

※6. 前連結会計年度の減損損失

当グループでは、新型コロナウイルス感染症拡大による事業環境の変化を受け、ニューノーマルを踏まえたコスト構造改革や店舗戦略等の見直しを実施しております。また、管理会計の高度化について、継続的な取り組みを実施しておりますが、固定資産の減損会計の適用方法についても、当該取り組みを活用した適用方法へ見直し、高度化を図っております。具体的には、主要な連結子会社である三井住友信託銀行株式会社において、従来、店舗等を減損会計適用上のグルーピングの最小単位としておりましたが、これを6つの事業セグメントに変更するとともに、共用資産についても、各事業に所属する人員数等、合理的と認められる基準により各事業へ配賦する方法へと変更しております。

これらの見直しの結果、個人トータルソリューション事業に帰属する事業用資産について投資額の一部の回収が見込めなくなったと判断したことから、減損損失を計上しております。

上記減損会計の適用方法の見直しにより生じた減損損失は、19,364百万円（有形固定資産1,655百万円及びソフトウェア17,708百万円）であり、これらを含めた減損損失は20,173百万円（有形固定資産1,893百万円及びソフトウェア18,280百万円）であります。

上記資産グループの回収可能価額は、使用価値に基づき算定しており、事業計画等に基づく将来キャッシュ・フローを割引率6.9%で割引計算を行った現在価値を回収可能価額としております。



(連結包括利益計算書関係)

※1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	△80,460	△124,092
組替調整額	50,427	59,221
税効果調整前	△30,032	△64,871
税効果額	9,731	17,932
その他有価証券評価差額金	△20,301	△46,938
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△10,714	△22,365
組替調整額	27,625	22,552
税効果調整前	16,910	186
税効果額	△6,966	△51
繰延ヘッジ損益	9,944	135
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,982	4,210
組替調整額	—	△165
税効果調整前	1,982	4,045
税効果額	—	—
為替換算調整勘定	1,982	4,045
退職給付に係る調整額		
当期発生額	81,233	△55,822
組替調整額	11,679	414
税効果調整前	92,912	△55,407
税効果額	△28,420	16,736
退職給付に係る調整額	64,492	△38,671
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	857	2,079
組替調整額	222	△27
持分法適用会社に対する持分相当額	1,080	2,052
その他の包括利益合計	57,199	△79,377

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	375,291	—	—	375,291	
自己株式					
普通株式	755	6	15	745	(注) 1、2、3

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加6千株であります。  
2. 普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少0千株、ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少8千株、役員向け株式交付信託の制度において売却したことによる減少6千株であります。  
3. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社の株式が422千株含まれております。なお、役員向け株式交付信託に係る当連結会計年度の減少株式数は6千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,024

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	28,122	利益剰余金	75.00	2020年3月31日	2020年6月29日
2020年11月12日 取締役会	普通株式	28,122	利益剰余金	75.00	2020年9月30日	2020年12月2日

- (注) 1. 2020年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金32百万円が含まれております。  
2. 2020年11月12日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金31百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	28,122	利益剰余金	75.00	2021年3月31日	2021年6月24日

- (注) 2021年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金31百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	375,291	—	—	375,291	
自己株式					
普通株式	745	5	34	716	(注) 1、2、3

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加5千株であります。  
 2. 普通株式の自己株式数の減少は、単元未満株式の買増請求による減少0千株、ストック・オプションの権利行使に伴う譲渡による減少4千株、役員向け株式交付信託の制度において売却したことによる減少29千株であります。  
 3. 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、役員向け株式交付信託が保有する当社の株式が392千株含まれております。なお、役員向け株式交付信託に係る当連結会計年度の減少株式数は29千株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとしての新株予約権	1,006

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	28,122	利益剰余金	75.00	2021年3月31日	2021年6月24日
2021年11月11日 取締役会	普通株式	29,997	利益剰余金	80.00	2021年9月30日	2021年12月2日

- (注) 1. 2021年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金31百万円が含まれております。  
 2. 2021年11月11日取締役会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金31百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	33,747	利益剰余金	90.00	2022年3月31日	2022年6月24日

- (注) 2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員向け株式交付信託が保有する自己株式に対する配当金35百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金預け金勘定	18,488,763百万円	18,223,364百万円
三井住友信託銀行株式会社の預け金 (日本銀行への預け金を除く)	△1,689,616百万円	△2,489,713百万円
現金及び現金同等物	16,799,146百万円	15,733,650百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、店舗及び事務機械であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(借手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	3,922	3,998
1年超	18,162	14,988
合計	22,084	18,987

(貸手側)

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	6,492	4,612
1年超	49,946	31,904
合計	56,439	36,517

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当グループでは、銀行持株会社である当社のもとで、三井住友信託銀行株式会社における信託銀行業務を中心に多様な金融サービスに係る事業を行っております。

これらの事業を行うため、主として個人・法人からの預金、借入金の受入及び社債の発行による資金調達を行い、個人・法人向けの貸出や有価証券により資金運用を行っております。

金融資産及び金融負債の運用や調達については、グループの各社が年度の計画などにおいてその方針、手段などを定めております。

当グループ全体の金融資産及び金融負債に係るリスクについては当社がそのモニタリングを行っております。

三井住友信託銀行株式会社では、各々のリスクに係るモニタリングを行うとともに、資産及び負債の総合的管理（ALM）を実施しております。また、三井住友信託銀行株式会社は、資産・負債から生じる市場リスクなどを経営体力に相応しい水準にコントロールするためデリバティブ取引を行っております。また、三井住友信託銀行株式会社は、銀行法施行規則第13条の6の3に基づき、特定取引勘定（以下、「トレーディング勘定」という。）を設置して、それ以外の勘定（以下、「バンキング勘定」という。）と区分の上、有価証券及びデリバティブ取引のトレーディングを行っております。また、一部の連結子会社は、有価証券のトレーディングを行っております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### ① トレーディング勘定

当グループは、売買目的有価証券のほか、金利、通貨、債券、信用及び商品の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。これらのデリバティブ取引は、金利変動リスク、為替変動リスク、価格変動リスク及び信用リスク等に晒されております。

##### ② バンキング勘定

当グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する営業貸付金であり、顧客の契約不履行等の信用リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に株式、債券であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

個人・法人預金、借入金、社債は、一定の環境の下で当グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当グループは、市場リスクを回避する目的で、金利、通貨、株式、債券及び信用の店頭又は上場のデリバティブ取引を行っております。

主要なリスクである金利リスクについては、金利スワップ取引等をヘッジ手段として、貸出金、預金等の多数の金融資産・負債を金利リスクの特性毎に区分した上で包括的に管理の上、ヘッジ会計を適用しております。また、一部の資産・負債については、個別取引毎にヘッジ会計を適用しております。

三井住友信託銀行株式会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクについては、通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。

なお、ヘッジ会計の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当グループでは、取締役会で定めた「リスク管理方針」に従い、全社を通じた各リスク・カテゴリに関する一連のPDCA（Plan・Do・Check・Action＝計画・実行・評価・改善）サイクルの実効性確保をリスク管理の基本と考えています。

各リスク・カテゴリ毎のリスク管理体制は以下の通りです。

##### ① 信用リスクの管理

信用リスクは当グループが提供する金融商品において与信先またはカウンターパーティーが債務を履行できなくなり、財務的損失を被ることとなるリスクのことであり、主に貸出金をはじめとする債権や有価証券から発生いたします。信用リスクは、金融の基本的機能である「信用創造機能」にかかわる最も基本的なリスクであり、信用リスク管理態勢をより一層高度化するとともに、新規の健全な資金需要にも前向きに取り組むことで、与信ポートフ

フォリオの分散と顧客基盤強化を進めております。

(i) リスク管理方針

当グループは信用リスク管理の基本方針を「与信ポートフォリオの分散化」と「個別与信管理の厳正化」としております。

前者について当グループは、与信先毎の信用限度額に基づいてエクスポージャーを管理し、大口与信先に対するリスク顕在化の影響度や業種の分散について信用リスク量の計量を含め定期的に検証を実施しております。また、国別の与信集中リスクについても管理しております。

後者については、案件審査や自己査定、信用格付等の運用を通じて、個別の与信管理を精緻に実施しております。信用格付は与信先の信用状況、案件のデフォルト発生の可能性を段階的に表現したものであり、個々の案件審査や与信ポートフォリオ管理の基礎データとなります。また、自己査定を通じて、取引先の財務状況、資金繰り、収益力などの分析による返済能力、債権の回収可能性等の評価を常時行っております。

(ii) リスク管理体制

三井住友信託銀行株式会社では、取締役会が経営計画において、信用リスク管理に関する重要事項を決定するとともに、信用リスク管理（資産査定管理を含む。）に関する報告などを踏まえ、与信戦略及びリスク資本配賦計画を決議し、自己査定基準を承認することを通じ資産の健全性を確保しております。個別案件の審査・与信管理にあたっては審査部署と営業店部を互いに分離し相互牽制が働く体制としております。このほか、調査部が中立的な立場で産業調査・個別企業の信用力調査並びに定量的分析などに基づく信用格付を実施し信用リスクを評価しております。また、経営会議や投融資審議会等を定期的に開催し、信用リスクの管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、各種会議体による審議に加え、リスク統括部が信用リスク管理運営の妥当性の検証を実施することにより、適切なリスク管理運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

市場リスクとは、金利、為替、株式、コモディティ、信用スプレッド等の様々な市場のリスク要因の変動により、保有する資産・負債（オフバランスを含む。）の価値、あるいは資産・負債から生み出される収益が変動し、当グループが損失を被るリスクを指します。

(i) リスク管理方針

当グループは、市場リスク管理にあたって、リスクの適切なコントロールにより業務の健全性の確保を求めるとともに、管理態勢の高度化に取り組むことにより、当グループの戦略目標、業務の規模・特性及びリスク・プロファイルに見合った適正な収益の確保を目指しています。

(ii) リスク管理体制

当グループでは、市場リスク管理における各種リミットの設定・管理、組織分離等の基本方針を「リスク管理規程」に定め、その具体的な管理方法については「市場リスク管理規則」において定めております。取引実施部門と後方事務部門を明確に分離し、両者から独立して双方を牽制するリスク管理部門としての機能を担うリスク統括部が、市場リスクを一元的に管理することにより、相互牽制が働く体制を取っており、各種リミットの遵守状況や市場リスクの把握・分析結果については、日次で担当役員へ報告されるとともに、取締役会等に対して定期的に報告しております。

三井住友信託銀行株式会社の取締役会は、経営計画において、市場リスクに関する重要事項としてALM基本計画及びリスク管理計画を決議しております。ALM審議会は全社的な観点による資産・負債の総合的なリスク運営・管理に関するALM基本計画及び市場リスクに関する基本的事項を決議しております。

三井住友信託銀行株式会社では、市場リスク管理の企画・推進はリスク統括部が行っております。リスク統括部は、リスク量・損益の計測、ALM基本計画などの下で運営される市場リスクの状況をモニタリングし、リスクリミット等の遵守状況を監視しております。また、その結果をALM審議会の構成員に日次で報告するとともに、ALM審議会や取締役会等に対して定期的に報告しております。

(iii) 市場リスクの管理手法

市場リスクの把握にはVaR (Value at Risk) を用いております。VaRとは、過去の市場変動実績から一定の条件の下で将来起こりうる最大損失額を統計的に予測する手法であります。当グループでは、自社で開発した内部モデルに基づき、VaR計測のほか、さまざまなリスク管理指標の算出やシミュレーションによるリスク管理を実施しております。

当グループの内部モデルによるV a R計測は、原則としてヒストリカル・シミュレーション法を用いております。市場リスクはリスクの特性により、金利変動リスク、株価変動リスク、為替変動リスク等のリスク・カテゴリーに分類されますが、当グループでは、各リスク・カテゴリー間の相関を考慮せず、それぞれのリスク・カテゴリーを単純合算して市場リスクの算出を行っております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) トレーディング勘定

当グループでは、トレーディング勘定で保有する「売買目的有価証券」及び通貨関連・金利関連の一部のデリバティブ取引に関してV a Rを用いたリスク管理を行っております。V a Rの算定にあたっては、ヒストリカル・シミュレーション法を主とした計測方法（保有期間10営業日、信頼区間99%、観測期間は主として1,300営業日間）を採用しております。

2022年3月31日現在で当グループのトレーディング業務の市場リスク量（潜在的な損失額の推計値）は、全体で86億円であります。

なお、当グループでは、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。2021年度に関して実施したバックテストの結果、実際の損失がV a Rを超えた回数は0回であり、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) バンキング勘定

当グループでは、バンキング勘定で保有している金融資産及び負債についてV a Rを用いたリスク管理を行っております。ヒストリカル・シミュレーション法を主とした計測方法（保有期間はポジション特性に応じて設定（最長1年）、信頼区間99%、観測期間は原則として1,300営業日間）を採用しております。

2022年3月31日現在で当グループのバンキング業務の市場リスク量（潜在的な損失額の推計値）は、全体で7,398億円であります。

なお、当グループでは、バンキング勘定で保有している金融資産及び負債のうち、実施対象と設定したポジションにつき、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金繰りリスク（資金調達に係る流動性リスク）の管理

資金繰りリスクとは、必要な資金が確保できず資金繰りがつかなくなる場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での調達を余儀なくされることにより当グループが損失を被るリスクを指します。

(i) 資金繰りリスク管理方針

資金繰りリスクについては、リスクの顕在化により資金繰りに支障をきたせば、場合によっては当グループの経営破綻に直結するおそれがあることを十分に認識した上で、適正な資金繰りリスク管理態勢の整備・確立に向けた方針の策定・周知に取り組んでいます。

(ii) 資金繰りリスク管理体制・管理手法

資金繰りリスク管理部署は、取締役会で半期毎に承認されたリスク管理計画に基づき、資金繰り管理部署と連携し、当グループのリスク・プロファイル等の内部環境、経済や市場等の外部環境等の情報を収集・分析し、資金繰りの逼迫度を適切に判定しています。

資金繰り管理部署は、資金繰りリスクを回避するため、あらかじめ定められた適切な限度枠を遵守する資金繰り運営を行い、資金繰りリスク管理部署はその遵守状況をモニタリングしています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。



## 2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価は、次のとおりであります。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日。以下、「時価算定適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した投資信託、市場価格のない株式等及び、時価算定適用指針第27項に従い経過措置を適用した組合出資金等は、次表には含めておりません（(1)\*1、(注3)参照）。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債  
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
買入金銭債権	115,222
特定取引資産	
売買目的有価証券	44,521
金銭の信託	1,816
有価証券	
その他有価証券	5,345,645
資産計	5,507,206
デリバティブ取引(*2)(*3)(*4)	
金利関連取引	△53,835
通貨関連取引	78,672
株式関連取引	△412
債券関連取引	△359
クレジット・デリバティブ取引	△469
デリバティブ取引計	23,594

(\*1)時価算定適用指針第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産981,733百万円となります。

(\*2)特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(\*3)デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△126,664百万円となります。

(\*4)ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2022年3月17日）を適用しております。

区分	連結貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	128,794	—	128,794
特定取引資産				
売買目的有価証券	4,908	7,909	—	12,817
金銭の信託	1,295	196	—	1,492
有価証券				
その他有価証券	4,493,704	1,789,540	2,130	6,285,375
株式	1,209,310	—	—	1,209,310
債券	2,722,035	747,409	2,130	3,471,575
国債	2,722,035	—	—	2,722,035
地方債	—	33,919	—	33,919
短期社債	—	—	—	—
社債	—	713,489	2,130	715,620
その他	562,358	1,042,130	—	1,604,489
外国株式	4,793	—	—	4,793
外国債券	556,467	1,042,130	—	1,598,598
その他	1,097	—	—	1,097
資産計	4,499,908	1,926,441	2,130	6,428,479
デリバティブ取引(*2)(*3)(*4)				
金利関連取引	828	△83,990	1,173	△81,988
通貨関連取引	—	55,268	—	55,268
株式関連取引	△2,695	—	—	△2,695
債券関連取引	6,256	47	—	6,303
クレジット・デリバティブ取引	—	△2,319	—	△2,319
デリバティブ取引計	4,389	△30,994	1,173	△25,431

(\*1) 時価算定適用指針第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上記に含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託の金額は金融資産902,171百万円となります。

(\*2) 特定取引資産・負債及びその他有価証券・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(\*3) デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計を適用している取引の連結貸借対照表計上額は△174,794百万円となります。

(\*4) ヘッジ対象である貸出金等のキャッシュ・フローの固定化のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)を適用しております。

## (2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金預け金、コールローン及び買入手形、買現先勘定及び債券貸借取引支払保証金、外国為替、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、短期社債、信託勘定借は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
買入金銭債権(*)	776,439	777,239	800
有価証券			
満期保有目的の債券	275,820	292,071	16,250
貸出金	30,506,968		
貸倒引当金(*)	△115,198		
	30,391,769	30,702,437	310,668
リース債権及び リース投資資産(*)	689,262	699,669	10,406
資産計	32,133,292	32,471,417	338,125
預金	33,467,678	33,486,483	18,804
譲渡性預金	7,160,594	7,160,594	—
借入金	5,782,602	5,782,030	△571
社債	1,545,605	1,564,144	18,538
負債計	47,956,481	47,993,252	36,771

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	時価				連結貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
買入金銭債権(*)	—	46,091	679,295	725,386	724,950	436
有価証券						
満期保有目的の債券	130,800	74,210	—	205,011	191,999	13,012
国債	130,800	—	—	130,800	117,652	13,148
地方債	—	—	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—	—	—
社債	—	14,674	—	14,674	14,400	274
その他	—	59,536	—	59,536	59,947	△410
外国債券	—	59,536	—	59,536	59,947	△410
その他	—	—	—	—	—	—
貸出金					30,876,507	
貸倒引当金(*)					△147,884	
	—	—	30,940,603	30,940,603	30,728,623	211,980
リース債権及び リース投資資産(*)	—	—	696,544	696,544	681,554	14,990
資産計	130,800	120,302	32,316,443	32,567,547	32,327,128	240,419
預金	—	33,245,281	—	33,245,281	33,230,162	15,119
譲渡性預金	—	6,587,944	—	6,587,944	6,587,944	—
借入金	—	7,125,970	—	7,125,970	7,153,498	△27,527
社債	—	2,050,985	—	2,050,985	2,076,604	△25,619
負債計	—	49,010,181	—	49,010,181	49,048,209	△38,027

(\*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権並びにリース債権及びリース投資資産に対する貸倒引当金につきましては、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直

接減額しております。

(注1)時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、証券化商品については、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価額（取引金融機関又はブローカーから入手する価格等）等によっており、入手した価格の構成要素として、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。上記以外のものについては原則として「貸出金」と同様の方法等により算定した価額をもって時価としており、主にレベル3の時価に分類しております。

#### 特定取引資産

特定取引目的で保有している債券等の有価証券のうち、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格を時価としている場合は、市場の活発性に基づきレベル1又はレベル2の時価に分類しております。また、観察可能なインプットを用いて将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としている場合はレベル2の時価に分類しております。

#### 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、取引所の価格又はブローカーから提示された価格を時価としており、構成物のレベルに基づき、レベル1又はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「（金銭の信託関係）」に記載しております。

#### 有価証券

上場株式については、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1の時価に分類しております。

債券については、取引所取引や店頭取引等で公表された相場価格を時価としており、活発な市場で取引されている場合にはレベル1の時価に分類しております。市場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。プライシング・サービスやブローカーなどの第三者が提示する価格を時価としており、入手した価格の構成要素として、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3、そうでない場合にはレベル2の時価に分類しております。一部の債券については、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金等の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が重要な観察できないインプットとなる場合はレベル3の時価に、それ以外はレベル2の時価に分類しております。

#### 貸出金

貸出金については、貸出条件、内部格付及び期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しておりますが、貸出金の特性や、実行後の貸出先の信用状態から時価が帳簿価額と近似していると認められる変動金利貸出については、当該帳簿価額を時価としております。また、このうち破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。なお、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

#### リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、債権の種類、内部格付及び期間等に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用リスク等のリスク要因を織込んだ割引率で割り引いて時価を算定しております。これらについては、レベル3の時価に分類しております。

## 預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期預金のうち、固定金利によるものについては、商品ごとに区分し、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。その割引率は、新規に同種の預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。変動金利によるもの及び預入期間が短期（1年以内）のものについては、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

## 借入金

借入金のうち、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似しているとみなし、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものについては、将来のキャッシュ・フローを同様の借り入れにおいて想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

## 社債

当社並びに連結子会社の発行する社債のうち、市場価格のあるものについては、当該価格を時価としております。上記以外のものについては、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

取引所取引（金利、債券、通貨及び株式を含む。）は、取引所における清算価格が直近の取引価格を反映していることから、取引所が公表する清算価格を用いて評価され、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるため、レベル1の時価に分類しております。

主契約から分離して会計処理される組込デリバティブを含む店頭取引（取引所取引以外のデリバティブ）は、原則として観察可能な金利、為替レート等をインプットとして、見積将来キャッシュ・フローの現在価値やオプション価格算定モデル等の評価技法を用いて評価しております。また、取引相手の信用リスク及び当社の信用リスクに基づく価格調整を行っております。一部の取引の評価モデルでは、過去の相関係数など、市場で観察できないインプットを用いております。観察可能なインプットを用いている場合又は観察できないインプットが重要でない場合はレベル2の時価に、重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報

### (1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲
有価証券			
社債	割引現在価値法	割引率	1.2%
デリバティブ取引			
金利関連取引	オプション評価モデル	金利為替間相関係数	△47.4% — △9.3%
		金利間相関係数	10.3%

## (2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

区分	期首残高	損益に 計上した額 (* 1)	その他の 包括利益に 計上した額 (* 2)	購入・発 行・売却・ 決済の純額	レベル3の 時価への 振替額 (* 3)	レベル3の 時価からの 振替額 (* 3)	期末残高	当期の損益 に計上した 額のうち連 結貸借対照 表日におい て保有する 金融資産及 び金融負債 の評価損益 (* 1)
有価証券	813	—	△12	△52	1,381	—	2,130	—
デリバティブ取 引(金利関連取 引)(* 4)	△273	1,449	—	△1	—	—	1,173	1,249

(\* 1) 連結損益計算書の「特定取引収益」に含まれております。

(\* 2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(\* 3) レベル3の時価への振替額及びレベル3の時価からの振替額は、インプットの観察可能性の変化に関連しております。当該振替は会計期間の末日に行っております。

(\* 4) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

## (3) 時価の評価プロセスの説明

当グループはミドル部門にて時価の算定に関する方針、手続及び、時価評価モデルの使用に係る手続を定め、当該方針及び手続きに沿ってフロント及びミドル部門が協働で時価評価モデルを策定しております。また、ミドル部門等は時価の算定に用いられた評価技法、インプットの妥当性及びレベル分類の適切性を検証しております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

## 割引率

割引率は金融資産ごとに決定しており、リスクフリーレートに信用リスク等のリスク要因を加味した率で算定しております。一般的に、割引率の大幅な上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

## 相関係数

相関係数は、金利、為替レート等の変数間の変動の関係性を示す指標であります。これらの相関関係は、複雑なデリバティブの評価手法に用いられ、過去のデータに基づいて推計されております。一般的に、相関係数の大幅な変動は、金融商品の性質や契約条件に応じて、時価の著しい上昇又は下落を生じさせます。

(注3)市場価格のない株式等及び組合出資金等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している計表中の「有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計期間 (2022年3月31日)
市場価格のない株式等(*1)(*3)	76,368	92,009
組合出資金等(*2)	123,514	174,836

(\*1)市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(\*2)組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは時価算定適用指針第27項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(\*3)前連結会計年度において、非上場株式等について520百万円減損処理を行っております。当連結会計年度において、非上場株式等について235百万円減損処理を行っております。

(注4)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	18,414,782	650	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	8,766	—	—	—	—	—
買現先勘定	160,268	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	727,689	—	—	—	—	—
買入金銭債権(*1)	717,328	68,538	15,193	3,921	1,867	84,853
金銭の信託	10,857	1,265	100	—	—	—
有価証券	1,396,910	951,185	1,004,417	548,405	298,412	848,078
満期保有目的の債券	—	—	5,051	20,000	60,000	187,738
うち国債	—	—	—	20,000	60,000	35,000
社債	—	—	—	—	—	23,400
その他有価証券のうち 満期があるもの	1,396,910	951,185	999,365	528,405	238,412	660,339
うち国債	927,273	200,000	380,000	—	—	135,000
地方債	—	1,675	8,008	3,496	10,521	—
社債	31,639	218,289	218,724	110,577	30,485	64,084
貸出金(*2)	4,636,130	5,814,658	4,667,574	2,613,581	2,485,048	7,811,836
リース債権及び リース投資資産(*3)	163,457	243,838	154,218	54,721	47,522	11,172
合計	26,236,192	7,080,137	5,841,505	3,220,628	2,832,850	8,755,940

(\*1)買入金銭債権のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの58百万円は含めておりません。

(\*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの76,509百万円、期間の定めのないもの2,401,629百万円は含めておりません。

(\*3)リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの549百万円、残価保証額及び見積残存価額19,691百万円は含めておりません。



当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	18,147,555	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	5,000	—	—	—	—	—
買現先勘定	150,741	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	652,534	—	—	—	—	—
買入金銭債権(*1)	708,547	29,605	6,268	1,668	1,439	106,099
金銭の信託	14,913	1,395	—	—	—	—
有価証券	2,456,879	1,088,304	908,426	355,941	409,427	796,275
満期保有目的の債券	—	60	5,488	40,000	67,342	76,516
うち国債	—	60	—	40,000	60,000	15,000
社債	—	—	—	—	—	14,400
その他有価証券のうち 満期があるもの	2,456,879	1,088,244	902,938	315,941	342,084	719,759
うち国債	1,724,226	326,810	470,000	—	—	215,000
地方債	1,200	4,546	10,630	1,136	16,619	—
社債	82,432	169,628	266,125	101,575	50,954	43,485
貸出金(*2)	4,668,279	6,302,563	4,367,845	2,571,144	2,374,408	8,087,545
リース債権及び リース投資資産(*3)	166,497	243,502	146,501	53,097	45,085	10,713
合計	26,970,949	7,665,372	5,429,041	2,981,851	2,830,361	9,000,635

(\*1)買入金銭債権のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの24百万円は含めておりません。

(\*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの142,058百万円、期間の定めのないもの2,362,662百万円は含めておりません。

(\*3)リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの678百万円、残価保証額及び見積残存価額22,065百万円は含めておりません。

(注5)社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	25,270,516	5,400,861	2,795,112	921	266	—
譲渡性預金	7,045,594	115,000	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	60,675	—	—	—	—	—
売現先勘定	1,628,440	—	—	—	—	—
借入金	1,669,700	1,013,609	2,455,241	182,169	77,652	384,228
短期社債	2,545,546	—	—	—	—	—
社債(*2)	50,000	479,612	297,150	293,000	140,000	—
信託勘定借	4,915,208	—	—	—	—	—
合計	43,185,683	7,009,083	5,547,504	476,091	217,918	384,228

(\*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めて開示しております。

(\*2)社債のうち、償還期限の定めのない永久劣後社債286,100百万円は含めておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	25,352,703	5,699,782	2,175,496	2,128	50	—
譲渡性預金	6,532,944	55,000	—	—	—	—
コールマネー及び売渡手形	799,524	—	—	—	—	—
売現先勘定	1,485,033	—	—	—	—	—
借入金	1,872,544	3,301,699	1,238,578	282,356	80,253	378,065
短期社債	2,388,495	—	—	—	—	—
社債(*2)	70,000	757,495	613,355	250,000	100,000	—
信託勘定借	4,298,827	—	—	—	—	—
合計	42,800,073	9,813,976	4,027,430	534,484	180,304	378,065

(\*1)預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。なお、預金には、当座預金を含めて開示しております。

(\*2)社債のうち、償還期限の定めのない永久劣後社債286,100百万円は含めておりません。

(有価証券関係)

※1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等を含めて記載しております。

※2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	△326	△33

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	118,030	133,748	15,717
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	23,400	23,788	388
	その他	154,267	154,528	261
	外国債券	101,870	102,016	146
	その他	52,396	52,511	115
	小計	295,697	312,064	16,367
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	32,520	32,518	△1
	外国債券	32,520	32,518	△1
	その他	—	—	—
	小計	32,520	32,518	△1
合計		328,217	344,582	16,365

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	117,652	130,800	13,148
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	14,400	14,674	274
	その他	51,464	51,586	122
	外国債券	5,488	5,495	7
	その他	45,976	46,091	114
	小計	183,517	197,061	13,544
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	54,459	54,041	△417
	外国債券	54,459	54,041	△417
	その他	—	—	—
	小計	54,459	54,041	△417
合計		237,976	251,103	13,127

### 3. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,364,595	533,726	830,868
	債券	1,789,475	1,785,319	4,156
	国債	1,302,059	1,301,155	904
	地方債	6,410	6,379	31
	短期社債	—	—	—
	社債	481,004	477,784	3,220
	その他	980,917	951,162	29,754
	外国株式	3,305	191	3,114
	外国債券	751,018	737,897	13,120
	その他	226,594	213,074	13,519
	小計	4,134,988	3,270,208	864,779
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	56,718	71,472	△14,753
	債券	553,048	556,444	△3,396
	国債	340,400	343,106	△2,705
	地方債	17,276	17,321	△44
	短期社債	—	—	—
	社債	195,370	196,016	△645
	その他	1,642,980	2,022,418	△379,438
	外国株式	899	1,340	△440
	外国債券	822,472	826,123	△3,651
	その他	819,608	1,194,955	△375,346
	小計	2,252,746	2,650,335	△397,588
合計		6,387,735	5,920,543	467,191

当連結会計年度(2022年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	1,143,030	466,273	676,756
	債券	1,583,022	1,580,317	2,704
	国債	1,091,138	1,090,948	190
	地方債	3,141	3,126	15
	短期社債	—	—	—
	社債	488,741	486,243	2,498
	その他	631,562	607,706	23,856
	外国株式	3,971	211	3,760
	外国債券	426,787	422,930	3,857
	その他	200,802	184,564	16,238
	小計	3,357,614	2,654,298	703,316
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	66,280	82,631	△16,350
	債券	1,888,553	1,904,676	△16,123
	国債	1,630,897	1,645,706	△14,809
	地方債	30,777	31,005	△227
	短期社債	—	—	—
	社債	226,878	227,964	△1,086
	その他	1,936,929	2,206,046	△269,117
	外国株式	821	1,472	△650
	外国債券	1,171,810	1,194,570	△22,759
	その他	764,296	1,010,003	△245,706
	小計	3,891,762	4,193,354	△301,591
合計		7,249,377	6,847,652	401,725

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	128,882	94,308	1,075
債券	653,415	275	1,593
国債	644,846	221	1,593
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	8,568	53	—
その他	2,238,237	21,286	162,774
外国株式	2,003	7	88
外国債券	1,710,775	14,542	20,794
その他	525,458	6,736	141,891
合計	3,020,536	115,869	165,443

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	142,168	91,190	3,243
債券	1,005,440	1,397	1,609
国債	979,797	1,282	1,541
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	25,643	115	67
その他	3,019,509	16,772	159,290
外国株式	675	19	67
外国債券	2,595,705	13,353	30,964
その他	423,128	3,398	128,259
合計	4,167,119	109,361	164,143

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等を含んでおります。

6. 保有目的を変更した有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。

## 7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、株式289百万円、その他5百万円であります。

当連結会計年度における減損処理額は、株式446百万円、その他260百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。



(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	10,857	3,038

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	14,913	△332

2. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2021年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,365	985	380	380	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の金銭の信託	1,395	989	406	406	—

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	469,898
その他有価証券	469,518
その他の金銭の信託	380
(△)繰延税金負債	142,109
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	327,788
(△)非支配株主持分相当額	159
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	1,800
その他有価証券評価差額金	329,429

(注) 1. 外貨建の市場価格のない株式等に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

2. 組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額2,288百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	405,545
その他有価証券	405,138
その他の金銭の信託	406
(△)繰延税金負債	124,695
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	280,849
(△)非支配株主持分相当額	244
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△2,987
その他有価証券評価差額金	277,617

(注) 1. 外貨建の市場価格のない株式等に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

2. 組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額3,086百万円については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	16,259,100	8,204,867	△12,132	△12,132
	買建	16,382,636	8,740,344	9,956	9,956
	金利オプション				
	売建	760,290	—	△85	△26
	買建	680,474	—	108	29
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	45,212,322	35,442,523	1,042,944	1,042,944
	受取変動・支払固定	37,529,904	30,758,857	△1,072,591	△1,072,591
	受取変動・支払変動	23,205,620	19,522,140	474	474
	金利オプション				
	売建	9,282,788	9,266,363	18,087	27,782
	買建	6,255,661	6,239,584	△3,461	△7,879
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△16,697	△11,442

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	17,325,091	8,676,986	74,776	74,776
	買建	16,430,494	8,676,986	△73,948	△73,948
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	46,565,435	40,034,339	△274,059	△274,059
	受取変動・支払固定	40,152,154	35,263,350	241,623	241,623
	受取変動・支払変動	33,764,109	13,413,149	△6,670	△6,670
	金利オプション				
	売建	9,558,634	9,548,395	△42,455	△35,522
	買建	7,006,095	6,965,830	33,369	30,634
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	△47,364	△43,167

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	7,182,667	5,771,209	53,639	53,639
	為替予約				
	売建	15,332,172	993,767	△297,505	△297,505
	買建	20,910,556	364,335	422,703	422,703
	通貨オプション				
	売建	1,128,393	676,694	△50,297	6,515
	買建	794,918	473,197	39,658	△5,507
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	168,199	179,845

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	7,163,682	6,540,039	89,974	89,974
	為替予約				
	売建	15,672,045	1,617,487	△576,219	△576,219
	買建	18,844,572	283,636	690,736	690,736
	通貨オプション				
	売建	1,412,814	718,432	△75,527	△7,637
	買建	1,027,966	558,220	66,483	14,041
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計	—	—	195,447	210,895	

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## (3) 株式関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	182,001	—	△1,850	△1,850
	買建	123,854	—	1,903	1,903
	株式指数オプション				
	売建	67,159	—	△806	△87
	買建	108,307	—	339	△284
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数等変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数等変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	△412	△318

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	株式指数先物				
	売建	74,021	—	△4,650	△4,650
	買建	45,631	—	1,918	1,918
	株式指数オプション				
	売建	14,474	—	△130	29
	買建	18,081	—	166	△225
店頭	有価証券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	有価証券店頭指数等 スワップ				
	株価指数等変化率受取・ 短期変動金利支払	—	—	—	—
	短期変動金利受取・ 株価指数等変化率支払	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合 計	—	—	△2,695	△2,927

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。



## (4) 債券関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	1,710,794	—	25,127	25,127
	買建	1,668,659	—	△23,317	△23,317
	債券先物オプション				
	売建	711,176	—	△3,295	75
	買建	347,961	—	1,072	△198
店頭	債券先渡契約				
	売建	44,260	—	230	230
	買建	55,657	—	△177	△177
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
	買建	—	—	—	—
	合 計	—	—	△359	1,738

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	1,058,961	—	18,999	18,999
	買建	902,988	—	△12,922	△12,922
	債券先物オプション				
	売建	23,507	—	△159	△42
	買建	26,654	—	339	154
店頭	債券先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	994	994	47	15
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
合 計		—	—	6,303	6,204

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

## (6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	40,500	29,000	903	903
	買建	46,032	34,532	△1,373	△1,373
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△469	△469

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当連結会計年度(2022年3月31日)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	29,000	18,000	611	611
	買建	66,392	55,392	△2,930	△2,930
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
合 計		—	—	△2,319	△2,319

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

## 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他有 価証券(債券)、 預金、社債等の金 融資産・負債			
	受取固定・支払変動		712,507	652,507	△2,402
	受取変動・支払固定		1,566,967	1,414,632	△34,735
	金利先物				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他				
売建	—	—	—		
買建	—	—	—		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		—	—	
	受取変動・支払固定		—	—	
	合 計	—	—	—	△37,137

(注) 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ	貸出金、その他有 価証券(債券)、 預金、社債等の金 融資産・負債			
	受取固定・支払変動		1,150,748	1,118,912	△53,298
	受取変動・支払固定		1,779,306	1,351,050	18,674
	金利先物				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	金利オプション				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
	その他				
売建	—	—	—		
買建	—	—	—		
金利スワップ の特例処理	金利スワップ				
	受取固定・支払変動		—	—	—
	受取変動・支払固定		—	—	—
合 計		—	—	—	△34,624

(注) 主として業種別委員会実務指針第24号に基づき、繰延ヘッジによっております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券等	2,489,799	1,109,499	△89,194
	売建		19,071	—	△695
	買建		87,050	—	2,816
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
ヘッジ手段から 生じた為替換算 差額を為替換算 調整勘定に含め て処理する方法	為替予約	子会社・関連会社 に対する持分への 投資			
	売建		96,624	—	△2,452
	買建		—	—	—
合 計		—	—	—	△89,526

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)
原則的処理 方法	通貨スワップ 為替予約	外貨建の貸出金、 有価証券等	2,212,027	896,828	△135,622
	売建		25,661	—	△849
	買建		91,480	—	1,293
	その他				
	売建		—	—	—
	買建		—	—	—
ヘッジ手段から 生じた為替換算 差額を為替換算 調整勘定に含め て処理する方法	為替予約	子会社・関連会社 に対する持分への 投資			
	売建		102,904	—	△4,990
	買建		—	—	—
合 計		—	—	—	△140,169

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社の連結子会社である三井住友信託銀行株式会社は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けており、嘱託職員については、内規に基づく退職一時金制度を設けております。また、確定拠出年金制度を設けているほか、従業員の退職に際して割増退職金を支払う場合があります。なお、年金資産の一部として、退職給付信託を設定しております。

三井住友信託銀行株式会社は、2021年4月に確定給付型企業年金制度の一部改訂を実施しております。

その他の連結子会社は、退職一時金制度、確定給付企業年金制度、確定拠出年金制度を採用しております。また、一部の連結子会社は、総合設立型の年金制度を採用しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	462,975	431,223
勤務費用	12,813	10,880
利息費用	2,278	2,307
数理計算上の差異の発生額	8,992	3,522
退職給付の支払額	△18,102	△18,365
過去勤務費用の発生額	△37,734	—
その他(注)	—	△5,685
退職給付債務の期末残高	431,223	423,883

(注)当連結会計年度のその他は、一部の連結子会社における確定給付制度の終了に伴う取崩しであります。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
年金資産の期首残高	536,026	648,636
期待運用収益	24,766	22,608
数理計算上の差異の発生額	90,226	△52,299
事業主からの拠出額	13,797	4,936
退職給付の支払額	△16,181	△16,020
その他(注)	—	△5,307
年金資産の期末残高	648,636	602,553

(注)当連結会計年度のその他は、一部の連結子会社における確定給付制度の終了に伴う取崩しであります。



(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	417,978	410,330
年金資産	△648,636	△602,553
	△230,657	△192,223
非積立型制度の退職給付債務	13,245	13,553
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△217,412	△178,669
退職給付に係る負債	13,752	13,553
退職給付に係る資産	△231,165	△192,223
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△217,412	△178,669

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	12,813	10,880
利息費用	2,278	2,307
期待運用収益	△24,766	△22,608
数理計算上の差異の費用処理額	11,577	479
過去勤務費用の費用処理額(注)	△37,632	△65
その他	455	378
確定給付制度に係る退職給付費用	△35,273	△8,627

(注) 前連結会計年度において、上記のうち△37,580百万円を特別利益に計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
過去勤務費用	101	△65
数理計算上の差異	92,811	△55,342
合計	92,912	△55,407

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
未認識過去勤務費用	△295	△102
未認識数理計算上の差異	6,065	61,569
合計	5,770	61,466

(7) 年金資産に関する事項

① 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
債券	24%	25%
株式	61%	59%
現金及び預金	3%	4%
その他	12%	12%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度及び退職一時金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度59%、当連結会計年度55%含まれております。

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

区分	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
割引率	主として0.5%	主として0.5%
長期期待運用収益率	4.6%	3.5%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度2,242百万円、当連結会計年度2,379百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(1) 当社

該当ありません。

(2) 連結子会社である日興アセットマネジメント株式会社

該当ありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) 当社

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、2016年10月1日に10株を1株とする株式併合を行っておりますが、以下は、当該株式併合を反映した数値を記載しております。

①ストック・オプションの内容

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 22 中央三井信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 19 中央三井アセット信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 7 住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 24 上記の合計 72	当社の取締役及び執行役員 22 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 44 上記の合計 66
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 28,600株	普通株式 26,000株
付与日	2011年7月26日	2012年7月18日
権利確定条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	2011年7月26日から 2013年7月25日まで	2012年7月18日から 2014年7月17日まで
権利行使期間	2013年7月26日から 2021年7月25日まで	2014年7月18日から 2022年7月17日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 22 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 38 上記の合計 60	当社の取締役及び執行役員 23 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 40 上記の合計 63
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 39,800株	普通株式 40,400株
付与日	2013年7月19日	2014年8月1日
権利確定条件	① 新株予約権者は、権利行使時において、割当日に有している当社の取締役若しくは執行役員又は子会社の取締役若しくは執行役員の各地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、その他正当な理由に基づき地位を喪失した場合にはこの限りではない。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下、「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
対象勤務期間	2013年7月19日から 2015年7月18日まで	定めがない
権利行使期間	2015年7月19日から 2023年7月18日まで	2014年8月31日から 2044年7月31日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び執行役員 19 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 44 上記の合計 63	当社の取締役及び執行役員 21 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 42 上記の合計 63
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 32,700株	普通株式 51,000株
付与日	2015年7月31日	2016年7月29日
権利確定条件	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役又は執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	定めがない	同左
権利行使期間	2015年8月31日から 2045年7月30日まで	2016年8月31日から 2046年7月28日まで

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第7回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役、執行役及び執行役員 26 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 41 上記の合計 67	当社の取締役、執行役及び執行役員 30 三井住友信託銀行株式会社の取締役及び執行役員 40 上記の合計 70
株式の種類別のストック・オプションの数	普通株式 61,300株	普通株式 69,000株
付与日	2017年7月28日	2018年9月3日
権利確定条件	① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役、執行役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。 ② 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権全部を法定相続人の内1名(以下「権利承継者」という。)が相続する場合に限り、権利承継者が新株予約権を行使することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。	同左
対象勤務期間	定めない	同左
権利行使期間	2017年8月31日から 2047年7月27日まで	2018年9月30日から 2048年9月2日まで

② スtock・オプションの規模及びその変動状況

(イ) スtock・オプションの数

	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第1回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第2回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第3回新株予約権	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社 第4回新株予約権
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	20,000	19,300	39,300	32,200
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	400	—	2,000
失効	20,000	—	—	—
未行使残	—	18,900	39,300	30,200

	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第6回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第7回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	—
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	29,000	46,400	58,300	66,300
権利確定	—	—	—	—
権利行使	900	600	700	—
失効	—	—	—	—
未行使残	28,100	45,800	57,600	66,300

(ロ) 単価情報

	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第1回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第2回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第3回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第4回新株予約権
権利行使価格(円)	4,000	4,000	5,190	1
行使時平均株価(円)	—	3,963	—	3,917
付与日における 公正な評価単価(円)	620	340	1,460	4,240

	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第5回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第6回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第7回新株予約権	三井住友トラスト・ ホールディングス 株式会社 第8回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	3,654	3,641	4,312	—
付与日における 公正な評価単価(円)	5,447	3,246	3,870	4,183

(2) 連結子会社である日興アセットマネジメント株式会社

当連結会計年度(2022年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの内容

	2011年度ストック・オプション(1)	2016年度ストック・オプション(1)
付与対象者の区分及び人数(名)	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 186	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 16
株式の種類別のストック・オプションの数	同社普通株式 6,101,700株	同社普通株式 4,437,000株
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定条件	2013年10月7日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の2分の1、4分の1、4分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。	2018年7月15日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2013年10月7日から 2021年10月6日まで	2018年7月15日から 2026年7月31日まで

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与対象者の区分及び人数(名)	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 31	同社及び同社関係会社の 取締役・従業員 36
株式の種類別のストック・オプションの数	同社普通株式 4,409,000株	同社普通株式 4,422,000株
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定条件	2019年4月27日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。	2020年4月27日(以下、「権利行使可能初日」という。)、当該権利行使可能初日から1年経過した日の翌日、及び当該権利行使可能初日から2年経過した日の翌日まで原則として従業員等の地位にあることを要し、それぞれ保有する新株予約権の3分の1、3分の1、3分の1ずつ権利確定する。ただし、本新株予約権の行使時において、同社が株式公開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から2年を経過した日まで
権利行使期間	2019年4月27日から 2027年4月30日まで	2020年4月27日から 2028年4月30日まで

② ストック・オプションの規模及びその変動状況

(イ) ストック・オプションの数

	2011年度ストック・オプション(1)	2016年度ストック・オプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	432,300	1,016,000
付与	—	—
失効	432,300	928,000
権利確定	—	—
未確定残	—	88,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利確定前(株)		
前連結会計年度末	1,772,000	2,607,000
付与	—	—
失効	956,000	1,071,000
権利確定	—	—
未確定残	816,000	1,536,000
権利確定後(株)		
前連結会計年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—



(ロ) 単価情報

	2011年度ストック・オプション(1)	2016年度ストック・オプション(1)
付与日	2011年10月7日	2016年7月15日
権利行使価格(円)	737(注)3	558
付与日における公正な評価単価(円)(注)1	0	0

	2016年度ストック・オプション(2)	2017年度ストック・オプション(1)
付与日	2017年4月27日	2018年4月27日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価(円)(注)1	0	0

(注) 1. 公正な評価単価に代え、本源的価値(取引事例比準法による評価額と行使価格との差額)の見積りによっております。

2. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額  
当連結会計年度末における本源的価値の合計額 1,222百万円
3. 株式公開価格が737円(割当日後、株式の分割又は併合が行われたときは、当該金額は、当該株式の分割又は併合の内容を適切に反映するよう調整される。)を上回る金額に定められた場合には、株式公開日において、権利行使価格は株式公開価格と同一の金額に調整されます。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたものではありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実際の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却税分	19,095百万円	18,094百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額 (貸出金償却含む)	46,756百万円	55,080百万円
繰延ヘッジ損益	18,469百万円	18,366百万円
退職給付に係る連結調整額	2,196百万円	18,945百万円
株式交換に伴う評価差額	4,416百万円	4,432百万円
その他	71,042百万円	72,892百万円
繰延税金資産小計	161,975百万円	187,810百万円
評価性引当額	△23,639百万円	△20,900百万円
繰延税金資産合計	138,336百万円	166,909百万円
繰延税金負債		
退職給付関係	△39,229百万円	△46,430百万円
その他有価証券評価差額金	△150,201百万円	△131,370百万円
株式交換に伴う評価差額	△5,752百万円	△5,752百万円
その他	△10,287百万円	△11,823百万円
繰延税金負債合計	△205,471百万円	△195,377百万円
繰延税金資産(△は負債)の純額	△67,134百万円	△28,467百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.62%	30.62%
評価性引当額の増減	△0.35%	△1.20%
のれん償却額	1.19%	1.06%
持分法による投資損益	△1.79%	△2.09%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.83%	△0.75%
その他	△0.81%	△2.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.03%	25.33%

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	運用 ビジネス	マー ケット	その他	計	左記以外の 経常収益	合計
信託報酬	6,738	16,960	—	3,513	83,326	—	—	—	110,539	—	110,539
役務取引 等収益	81,401	11,016	48,896	60,159	36,758	172,384	343	△41,834	369,124	75,530	444,655
顧客との 契約から 生じる 経常収益	88,140	27,977	48,896	63,672	120,084	172,384	343	△41,834	479,664		

(注) 「その他」には、内部取引相殺消去額等を含んでおります。

2. 契約残高に関する情報

(単位：百万円)

	当期首残高 (2021年4月1日)	当期末残高 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	100,863	107,494
契約負債	1,446	1,772

連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権は「その他資産」に、契約負債は「その他負債」にそれぞれ計上しております。当連結会計年度の期首時点で保有していた契約負債に関しては主に当連結会計年度の収益として認識しております。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格に関する情報

既存の契約から翌連結会計年度以降に認識することが見込まれる収益の金額に重要性はありません。なお、当初に予想される契約期間が1年以内の契約及び当グループが請求する権利を有している金額で収益を認識している契約については注記の対象に含めておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当グループの報告セグメントは、当グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会や経営会議が、経営資源の配分の決定や業績評価のために、定期的に経営成績等の報告を受ける対象となっているものであります。

個人トータルソリューション事業：個人のお客様に対するサービス業務

法人事業（法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業）

：法人のお客様に対するサービス業務

証券代行業業：証券代行サービス業務

不動産事業：不動産事業サービス業務

受託事業：年金及び資産管理サービス業務

運用ビジネス：資産運用サービス業務

マーケット事業：マーケティング業務・マーケットメイク業務及び投資業務・財務マネージ業務

当グループは、前連結会計年度まで「運用ビジネス」を「受託事業」の内数として開示しておりましたが、当連結会計年度より、「運用ビジネス」を「受託事業」から切り出し、独立した報告セグメントとして開示しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後のセグメントの区分方法に基づいております。

2. 報告セグメントごとの実質業務粗利益及び実質業務純益の金額の算定方法

報告セグメントの情報は内部管理報告を基礎とし、会計処理の方法は「連結財務諸表の作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。社内管理の取扱いに則り処理をしております。

実質業務純益は実質業務粗利益から総経費を控除した金額であります。実質業務粗利益及び総経費は、当社及び連結子会社の業務粗利益及び経費（除く臨時処理分）に持分法適用会社の損益（臨時要因を除いた持分割合考慮後の金額）等を反映した社内管理ベースの計数であります。

また、セグメント間の取引及びセグメント間に跨る収益については社内管理（市場実勢価格）基準により算定しております。

なお、セグメント別資産情報として開示している固定資産は、有形固定資産及び無形固定資産の合計であり、三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産を各セグメントに配賦しております。

### 3. 報告セグメントごとの利益又は損失及び固定資産の金額に関する情報

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	運用 ビジネス	マーケット	その他	合計
実質業務粗利益	177,602	207,742	40,300	49,891	88,836	86,935	69,761	18,227	739,296
総経費	△162,077	△75,620	△19,440	△24,309	△54,109	△57,121	△15,350	△36,558	△444,589
実質業務純益	15,524	132,122	20,859	25,581	34,726	29,813	54,410	△18,331	294,707
固定資産	67,111	33,172	2,157	8,855	16,699	—	19,618	192,869	340,484

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、実質業務粗利益を記載しております。  
 2. 実質業務粗利益には、信託報酬、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。  
 3. 総経費には、人件費及び物件費を含んでおります。  
 4. 「その他」には、資本調達・政策株式配当の収支、経営管理本部のコスト、内部取引相殺消去額等を含んでおります。  
 5. 固定資産のセグメントごとの金額については、三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産の金額を記載しており、「その他」には、セグメントに配賦していない共用資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	運用 ビジネス	マーケット	その他	合計
実質業務粗利益	190,844	212,528	40,861	62,792	96,539	101,967	52,303	50,344	808,182
総経費	△158,631	△77,600	△19,850	△25,892	△54,284	△61,444	△15,704	△48,689	△462,096
実質業務純益	32,212	134,928	21,011	36,900	42,255	40,523	36,599	1,654	346,085
固定資産	71,016	45,530	1,976	9,318	16,870	—	19,165	186,325	350,202

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、実質業務粗利益を記載しております。  
 2. 実質業務粗利益には、信託報酬、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。  
 3. 総経費には、人件費及び物件費を含んでおります。  
 4. 「その他」には、資本調達・政策株式配当の収支、経営管理本部のコスト、内部取引相殺消去額等を含んでおります。  
 5. 固定資産のセグメントごとの金額については、三井住友信託銀行株式会社に係る固定資産の金額を記載しており、「その他」には、セグメントに配賦していない共用資産、配賦対象外の連結子会社に係る固定資産及び連結調整等が含まれております。なお、各セグメントに配賦していない固定資産について、関連する費用については合理的な配賦基準で各セグメントに配賦しているものがあります。

4. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容  
(差異調整に関する事項)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	金額
実質業務純益	294,707
その他経常収益	120,453
その他経常費用	△186,702
その他調整	△45,303
経常利益	183,155

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	金額
実質業務純益	346,085
その他経常収益	120,186
その他経常費用	△203,286
その他調整	△33,280
経常利益	229,704

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

### 1. サービスごとの情報

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの利益又は損失及び固定資産の金額に関する情報」と類似しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	合計
1,211,826	70,908	42,935	54,764	1,380,434

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州」「アジア・オセアニア」に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

当グループと当グループの顧客との取引により発生する経常収益において、その多様な取引を膨大な相手先別に区分していないため、主要な顧客ごとの情報については記載しておりません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

### 1. サービスごとの情報

「セグメント情報 3. 報告セグメントごとの利益又は損失及び固定資産の金額に関する情報」と類似しているため、記載を省略しております。

### 2. 地域ごとの情報

#### (1) 経常収益

(単位：百万円)

日本	米州	欧州	アジア・オセアニア	合計
1,216,339	72,283	55,428	57,040	1,401,091

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 当社、三井住友信託銀行株式会社(海外店を除く。)及びその他の国内連結子会社の取引に係る経常収益は「日本」に分類しております。また、三井住友信託銀行株式会社の海外店及び在外連結子会社の取引に係る経常収益は、海外店及び各社の所在地を基礎とし、地理的な近接度等を考慮の上、「米州」「欧州」「アジア・オセアニア」に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

当グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

当グループと当グループの顧客との取引により発生する経常収益において、その多様な取引を膨大な相手先別に区分していないため、主要な顧客ごとの情報については記載しておりません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	運用 ビジネス	マーケット	その他	合計
減損損失	19,364	—	—	—	—	—	—	809	20,173

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	個人 トータル ソリューション	法人	証券代行	不動産	受託	運用 ビジネス	マーケット	その他	合計
減損損失	—	—	—	—	—	—	—	1,468	1,468

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高は、報告セグメントに配分しておりません。

のれんの償却額は7,875百万円、未償却残高は37,292百万円であります。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

のれんの償却額及び未償却残高は、報告セグメントに配分しておりません。

のれんの償却額は7,882百万円、未償却残高は29,510百万円であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当ありません。



**【関連当事者情報】**

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

2. 重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	7,192円07銭	7,249円70銭
1株当たり当期純利益	379円65銭	451円40銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	379円41銭	451円12銭

1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	2,722,556	2,745,288
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	28,796	29,732
うち新株予約権	百万円	1,024	1,006
うち非支配株主持分	百万円	27,772	28,725
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	2,693,760	2,715,556
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	374,545	374,574

(注) 収益認識会計基準等及び時価算定会計基準等の適用による純資産の部の合計額及び1株当たり純資産額への影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (会計方針の変更)」に記載のとおりであります。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	142,196	169,078
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円	142,196	169,078
普通株式の期中平均株式数	千株	374,542	374,562
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する 当期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	235	230
うち新株予約権	千株	235	230
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかつた潜在株式の概要		当社 第1回新株予約権（ストック・オプション） 当社普通株式 20,000株 第2回新株予約権（ストック・オプション） 当社普通株式 19,300株 第3回新株予約権（ストック・オプション） 当社普通株式 39,300株 連結子会社（日興アセット マネジメント株式会社） 新株予約権（ストック・オ プション） 同社普通株式 5,827,300株	当社 第2回新株予約権（ストック・オプション） 当社普通株式 18,900株 第3回新株予約権（ストック・オプション） 当社普通株式 39,300株 連結子会社（日興アセット マネジメント株式会社） 新株予約権（ストック・オ プション） 同社普通株式 2,440,000株

3. 株主資本において自己株式として計上されている役員向け株式交付信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、当連結会計年度で404千株であり（前連結会計年度は424千株）、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、当連結会計年度で392千株であります（前連結会計年度は422千株）。

(重要な後発事象)

(報告セグメントの変更)

当グループは、付加価値の高い商品・サービスの提供と、新たな価値を創造するための投資等を通じ、様々なステークホルダーによる資金・資産・資本の好循環を促進・先導していくことを目的として、2022年4月1日付で三井住友信託銀行株式会社の改組を実施しております。

これにより、当グループの報告セグメントは、従来「個人トータルソリューション事業」、「法人事業（法人トータルソリューション事業及び法人アセットマネジメント事業）」、「証券代行業業」、「不動産事業」、「受託事業」、「運用ビジネス」、「マーケット事業」に区分しておりましたが、翌連結会計年度（2023年3月期）より、「法人事業（旧個人トータルソリューション事業）」、「法人事業（旧法人トータルソリューション事業、旧証券代行業業）」、「投資家事業（旧法人アセットマネジメント事業、旧受託事業）」、「不動産事業」、「マーケット事業」、「運用ビジネス」の区分に変更することといたしました。

なお、変更後の報告セグメント区分によった場合の当連結会計年度の報告セグメントごとの実質業務粗利益、総経費、実質業務純益の金額に関する情報は以下のとおりであります。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	個人	法人	投資家	不動産	マーケット	運用 ビジネス	その他	合計
実質業務粗利益	190,844	212,075	137,854	62,792	52,303	101,967	50,344	808,182
総経費	△158,631	△84,635	△67,099	△25,892	△15,704	△61,444	△48,689	△462,096
実質業務純益	32,212	127,440	70,754	36,900	36,599	40,523	1,654	346,085

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、実質業務粗利益を記載しております。

2. 実質業務粗利益には、信託報酬、資金運用収支、役務取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。

3. 総経費には、人件費及び物件費を含んでおります。

4. 「その他」には、資本調達・政策株式配当の収支、経営管理本部のコスト、内部取引相殺消去額等を含んでおります。

5. 変更後の報告セグメントごとの固定資産の情報については、現在算定中であります。

また、変更後の区分によった場合の当連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報の金額については現在算定中であります。

## ⑤ 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2014年 9月5日	30,000	30,000	0.85	なし	2024年 9月5日
	第2回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2015年 6月5日	30,000	30,000	0.91	なし	2025年 6月5日
	第3回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 2月29日	30,000	30,000	0.66	なし	2026年 2月27日
	第4回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 12月19日	30,000	30,000	0.62	なし	2026年 12月18日
	第5回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2016年 12月8日	10,000	10,000	0.62	なし	2026年 12月8日
	第6回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 6月8日	20,000	20,000	0.57	なし	2027年 6月8日
	第7回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 6月8日	20,000	20,000	0.42	なし	2027年 6月8日
	第8回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 12月25日	30,000	30,000	0.41	なし	2027年 12月27日
	第9回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2017年 12月14日	10,000	10,000	0.41	なし	2027年 12月14日
	第10回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2018年 6月14日	20,000	20,000	0.55	なし	2028年 6月14日
	第11回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2018年 6月14日	30,000	30,000	0.38	なし	2028年 6月14日
	第12回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2019年 6月10日	30,000	30,000	0.41	なし	2029年 6月11日
	第13回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2019年 5月30日	10,000	10,000	0.41	なし	2029年 5月30日
	第14回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2020年 9月11日	30,000	30,000	0.53	なし	2030年 9月11日
	第15回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2020年 9月1日	10,000	10,000	0.53	なし	2030年 9月2日
	第16回無担保社債 (劣後特約及び実質破綻時債務 免除特約付)	2021年 12月21日	—	20,000	0.40	なし	2031年 12月22日
	第2回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約 付・適格機関投資家限定)	2015年 9月8日	50,000	50,000	2.87	なし	期限の 定めなし
	第3回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2016年 9月8日	70,000	70,000	1.51	なし	期限の 定めなし
	第4回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2016年 9月8日	30,000	30,000	1.73	なし	期限の 定めなし
	第5回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2017年 9月5日	70,000	70,000	1.28	なし	期限の 定めなし
第6回任意償還条項付無担保永 久社債 (債務免除特約及び劣後特約付)	2018年 9月11日	50,000	50,000	1.39	なし	期限の 定めなし	

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
三井住友信託 銀行株式会社	短期社債 (注) 2	2020年 10月21日～ 2022年 3月31日	2,013,793	1,845,782 [1,845,782]	0.00～ 1.13	なし	2021年 4月1日～ 2023年 3月15日
	第2回無担保変動利付永久社債 (劣後特約付及び券面分割禁止 制限付) (注) 3	2002年 9月25日	16,100	16,100	1.17	なし	期限の 定めなし
	第6回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2006年 4月27日	19,997	19,998	2.78	なし	2026年 4月27日
	第8回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2007年 5月10日	9,997	9,997	2.49	なし	2027年 5月10日
	第13回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2011年 6月15日	20,000	20,000	2.34	なし	2026年 6月15日
	第14回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2011年 9月28日	23,000	23,000	2.15	なし	2026年 9月28日
	第15回無担保社債 (劣後特約付) (注) 4	2012年 3月22日	40,000	—	1.62	なし	2022年 3月22日
	第1回無担保社債 (劣後特約付) (注) 2	2012年 9月20日	40,000	40,000 [40,000]	1.38	なし	2022年 9月20日
	円建劣後社債	2012年 9月5日	1,500	—	1.71	なし	2022年 3月31日
	第10回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2014年 10月28日	5,000	5,000	0.58	なし	2024年 10月28日
	第13回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2018年 7月19日	20,000	20,000	0.11	なし	2023年 7月19日
	第14回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2020年 6月19日	20,000	20,000	0.11	なし	2023年 6月19日
	第15回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2020年 6月19日	30,000	30,000	0.20	なし	2025年 6月19日
	第16回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2020年 11月5日	10,000	10,000	0.10	なし	2023年 11月2日
	第17回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2020年 11月5日	20,000	20,000	0.18	なし	2025年 11月5日
	第18回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2021年 1月27日	20,000	20,000	0.16	なし	2026年 1月27日
	第19回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2021年 4月28日	—	30,000	0.14	なし	2026年 4月28日
	第20回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2021年 7月27日	—	30,000	0.13	なし	2026年 7月27日
	第21回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2021年 11月8日	—	20,000	0.15	なし	2026年 11月6日
	第22回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)	2022年 1月26日	—	20,000	0.18	なし	2027年 1月26日
	第1回無担保社債 (社債間限定同順位特約付・ 適格機関投資家限定)	2020年 12月25日	100,000	100,000	0.25	なし	2027年 12月24日
	第10回米ドル建無担保社債 (注) 1	2020年 9月16日	165,915 (1,499,459千米\$)	183,530 (1,499,679千米\$)	0.80	なし	2023年 9月12日
	第11回米ドル建無担保社債 (注) 1	2020年 9月16日	55,265 (499,460千米\$)	61,138 (499,581千米\$)	1.05	なし	2025年 9月12日
第12回米ドル建無担保社債 (注) 1	2021年 3月25日	193,518 (1,748,921千米\$)	214,077 (1,749,282千米\$)	0.85	なし	2024年 3月25日	

会社名	銘柄	発行年月日	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
三井住友信託 銀行株式会社	第13回米ドル建無担保社債 (注) 1	2021年 3月25日	55,311 (499,880千米\$)	61,178 (499,904千米\$)	1.55	なし	2026年 3月25日
	第14回米ドル建無担保社債 (注) 1	2021年 9月16日	—	91,745 (749,673千米\$)	0.80	なし	2024年 9月16日
	第15回米ドル建無担保社債 (注) 1	2021年 9月16日	—	91,785 (750,000千米\$)	0.65	なし	2024年 9月16日
	第16回米ドル建無担保社債 (注) 1	2021年 9月16日	—	91,780 (749,966千米\$)	1.35	なし	2026年 9月16日
	第17回米ドル建無担保社債 (注) 1	2022年 3月10日	—	61,138 (499,578千米\$)	2.55	なし	2025年 3月10日
	第18回米ドル建無担保社債 (注) 1	2022年 3月10日	—	61,133 (499,540千米\$)	2.80	なし	2027年 3月10日
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社	短期社債 (注) 2	2020年 6月25日～ 2022年 3月31日	357,479	363,989 [363,989]	0.00～ 0.02	なし	2021年 4月22日～ 2023年 3月17日
	第2回～第11回無担保社債 (社債間限定同順位特約付) (注) 2	2017年 10月31日～ 2021年 10月21日	70,000	75,000 [20,000]	0.03～ 0.49	なし	2021年 10月25日～ 2029年 10月25日
三井住友トラスト・ローン&ファイナンス株式会社	短期社債 (注) 2	2021年 1月14日～ 2022年 3月17日	153,976	159,981 [159,981]	0.06～ 0.10	なし	2021年 4月8日～ 2023年 1月19日
Nexus Asset Funding Corporation	短期社債 (注) 2	2021年 3月31日～ 2022年 3月31日	19,800	17,800 [17,800]	0.01～ 0.08	なし	2021年 4月30日～ 2022年 4月28日
合計	—	—	4,090,655	4,464,158	—	—	—

- (注) 1. 「当期末残高」及び「当期末残高」欄の( )書きは、外貨建社債の金額であります。  
2. 「当期末残高」欄の[ ]書きは、1年以内に償還が予定されている金額であります。  
3. 旧中央三井信託銀行株式会社が発行した社債であります。  
4. 旧住友信託銀行株式会社が発行した社債であります。  
5. 連結決算日後5年内における償還予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
金額(百万円)	2,458,495	467,735	289,760	257,380	355,975

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	5,782,602	7,153,498	0.10	—
借入金	5,782,602	7,153,498	0.10	2021年1月～ 2042年3月
リース債務	12,265	12,632	4.65	2020年11月～ 2045年2月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。  
2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	1,872,544	865,222	2,436,476	1,192,434	46,143
リース債務(百万円)	1,896	1,592	1,936	1,291	664

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。



(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	345,081	696,828	1,006,081	1,401,091
税金等調整前 四半期(当期)純利益金額(百万円)	67,146	151,447	192,867	227,999
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額(百万円)	50,751	111,029	141,867	169,078
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	135.50	296.43	378.75	451.40

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	135.50	160.93	82.32	72.64

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	※1 2,541	※1 18,978
有価証券	※1 164,000	※1 104,000
前払費用	199	234
未収還付法人税等	—	12
その他	※1 6,382	※1 14,258
流動資産合計	173,123	137,483
固定資産		
有形固定資産	0	0
工具、器具及び備品	0	0
無形固定資産	1	0
ソフトウェア	1	0
投資その他の資産	2,030,325	2,086,028
投資有価証券	652	652
関係会社株式	1,409,231	1,440,056
関係会社長期貸付金	620,000	645,000
繰延税金資産	347	224
その他	94	94
固定資産合計	2,030,327	2,086,028
資産合計	2,203,450	2,223,512
負債の部		
流動負債		
未払費用	※1 1,936	※1 2,032
未払法人税等	8,231	5,338
賞与引当金	217	259
役員賞与引当金	61	77
その他	※1 2,352	※1 475
流動負債合計	12,799	8,183
固定負債		
社債	※1, ※2 610,000	※1, ※2 630,000
長期借入金	※3 10,000	※3 15,000
株式給付引当金	107	150
その他	102	153
固定負債合計	620,209	645,303
負債合計	633,009	653,486

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	261,608	261,608
資本剰余金		
資本準備金	702,933	702,933
その他資本剰余金	274,158	274,158
資本剰余金合計	977,092	977,092
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	333,531	333,032
利益剰余金合計	333,531	333,032
自己株式	△2,815	△2,714
株主資本合計	1,569,417	1,569,019
新株予約権	1,024	1,006
純資産合計	1,570,441	1,570,025
負債純資産合計	2,203,450	2,223,512

## ② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)	当事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	※1 56,256	※1 58,154
関係会社受入手数料	※1 4,598	※1 5,164
営業収益合計	60,855	63,319
営業費用		
販売費及び一般管理費	※1,※2 3,984	※1,※2 5,525
営業費用合計	3,984	5,525
営業利益	56,870	57,793
営業外収益		
受取利息	※1 7,706	※1 6,641
有価証券利息	※1 14	※1 8
受取手数料	※1 0	※1 0
その他	※1 171	※1 65
営業外収益合計	7,891	6,715
営業外費用		
支払利息	76	76
社債利息	※1 7,628	※1 6,564
その他	※1 1,155	※1 286
営業外費用合計	8,861	6,928
経常利益	55,901	57,580
特別利益		
子会社株式売却益	※1 897	—
特別利益合計	897	—
税引前当期純利益	56,799	57,580
法人税、住民税及び事業税	371	△162
法人税等調整額	△210	122
法人税等合計	161	△40
当期純利益	56,637	57,620

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	274,160	977,094	333,139	333,139
当期変動額						
剰余金の配当					△56,244	△56,244
当期純利益					56,637	56,637
自己株式の取得						
自己株式の処分			△2	△2		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△2	△2	392	392
当期末残高	261,608	702,933	274,158	977,092	333,531	333,531

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△2,855	1,568,986	1,057	1,570,044
当期変動額				
剰余金の配当		△56,244		△56,244
当期純利益		56,637		56,637
自己株式の取得	△19	△19		△19
自己株式の処分	60	57		57
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△33	△33
当期変動額合計	40	430	△33	397
当期末残高	△2,815	1,569,417	1,024	1,570,441

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	261,608	702,933	274,158	977,092	333,531	333,531
当期変動額						
剰余金の配当					△58,119	△58,119
当期純利益					57,620	57,620
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	0	0	△499	△499
当期末残高	261,608	702,933	274,158	977,092	333,032	333,032

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△2,815	1,569,417	1,024	1,570,441
当期変動額				
剰余金の配当		△58,119		△58,119
当期純利益		57,620		57,620
自己株式の取得	△21	△21		△21
自己株式の処分	122	122		122
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			△18	△18
当期変動額合計	101	△397	△18	△415
当期末残高	△2,714	1,569,019	1,006	1,570,025

## 【注記事項】

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により行っております。

その他有価証券

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法により行っております。

預金と同様の性格を有するもの：移動平均法による原価法により行っております。

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。なお、耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品：5年

##### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

#### 3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

##### (3) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

#### 5. 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用に計上しております。

#### 6. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

#### 7. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

### (会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

この変更が財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

役員向け株式交付信託

連結財務諸表の「注記事項（追加情報）」に記載している内容と同一となるため、注記を省略しております。



(貸借対照表関係)

※1. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	172,922百万円	137,232百万円
短期金銭債務	1,917百万円	309百万円

※2. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
劣後特約付社債	610,000百万円	630,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付 劣後社債	610,000百万円	630,000百万円

※3. 長期借入金は、全額劣後特約付借入金であります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
劣後特約付借入金	10,000百万円	15,000百万円
うち実質破綻時債務免除特約付 劣後借入金	10,000百万円	15,000百万円

(損益計算書関係)

※1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	60,855百万円	63,319百万円
営業費用	167百万円	194百万円
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	7,721百万円	6,651百万円
営業外費用	162百万円	153百万円
子会社株式売却	1,562百万円	—百万円

※2. 販売費及び一般管理費のうち主要なものは次のとおりであります。なお、全額が一般管理費に属するものであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
給料・手当	2,686百万円	3,232百万円
報酬・委託費	529百万円	1,474百万円

(有価証券関係)

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
子会社株式	1,375,142	1,375,342
関連会社株式	34,089	64,714
合計	1,409,231	1,440,056

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	2,542百万円	2,378百万円
その他	463百万円	316百万円
繰延税金資産小計	3,006百万円	2,694百万円
評価性引当額	△2,659百万円	△2,465百万円
繰延税金資産合計	347百万円	228百万円
繰延税金負債		
未収還付事業税	一百万円	3百万円
繰延税金負債合計	一百万円	3百万円
繰延税金資産の純額	347百万円	224百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
受取配当金の益金不算入	△30.07%	△30.76%
その他	△0.27%	0.07%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.28%	△0.07%

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④ 【附属明細表】

当事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形固定資産	工具、器具及び備品	0	—	—	0	0	1
無形固定資産	ソフトウェア	1	—	—	0	0	6

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末 残 高
賞与引当金	217	259	217	259
役員賞与引当金	61	77	61	77
株式給付引当金	107	66	22	150

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL <a href="https://www.smth.jp/">https://www.smth.jp/</a>
株主に対する特典	該当ありません。

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |     |                               |   |  |  |
|-----|-------------------------------|---|--|--|
| (1) | 有価証券報告書<br>及びその添付書類<br>並びに確認書 | 事業年度<br>(第10期)                                    | 自 2020年4月1日<br>至 2021年3月31日  | 2021年6月24日<br>関東財務局長に提出。   |
| (2) | 内部統制報告書及びその添付書類               |   |  | 2021年6月24日<br>関東財務局長に提出。   |
| (3) | 四半期報告書<br>及び確認書               | 第11期<br>第1四半期<br>第11期<br>第2四半期<br>第11期<br>第3四半期   | 自 2021年4月1日<br>至 2021年6月30日<br>自 2021年7月1日<br>至 2021年9月30日<br>自 2021年10月1日<br>至 2021年12月31日                              | 2021年8月12日<br>関東財務局長に提出。<br>2021年11月26日<br>関東財務局長に提出。<br>2022年2月10日<br>関東財務局長に提出。                            |
| (4) | 臨時報告書                         | 企業内容等の開示に関する内閣府令<br>第19条第2項第9号の2(株主総会での決議)に基づくもの。 |  | 2021年6月24日<br>関東財務局長に提出。   |
| (5) | 発行登録追補書類<br>及びその添付書類          | 2020年7月22日提出の発行登録書に係る<br>発行登録追補書類                 |  | 2021年12月15日<br>関東財務局長に提出。  |
| (6) | 訂正発行登録書                       | 2020年7月22日提出の発行登録書に係る<br>訂正発行登録書                  |  | 2021年6月24日<br>関東財務局長に提出。   |
| (7) | 自己株券買付状況<br>報告書               | 報告期間  | 自 2022年2月1日<br>至 2022年2月28日<br>自 2022年3月1日<br>至 2022年3月31日<br>自 2022年4月1日<br>至 2022年4月30日<br>自 2022年5月1日<br>至 2022年5月31日 | 2022年3月11日<br>関東財務局長に提出。<br>2022年4月13日<br>関東財務局長に提出。<br>2022年5月13日<br>関東財務局長に提出。<br>2022年6月14日<br>関東財務局長に提出。 |

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月23日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 豊

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 間 瀬 友 未

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 洋 一

## <財務諸表監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に加え、ウクライナをめぐる国際情勢に伴う経済環境の変化が生じており、「法人向け与信に対する貸倒引当金の見積り」にあたっては、見積りの不確実性や経営者による主観的な判断を伴うことから、前連結会計年度と同様に当該事項を監査上の主要な検討事項とした。

また、前連結会計年度において監査上の主要な検討事項とした以下の事項については、下記の理由により、当連結会計年度における監査上の主要な検討事項としていない。

- 退職給付制度の一部改訂を踏まえた退職給付債務の見積り及び過去勤務費用の損益処理方法の変更
  - ・当連結会計年度においては、新たな過去勤務費用が発生する退職給付制度の改訂は行われていない。
  - ・過去勤務費用の損益処理方法については前連結会計年度に採用された方法が継続して適用されている。



● 固定資産の減損会計の適用方法の変更及び減損損失の計上

- ・当連結会計年度においては、個人トータルソリューション事業を含む各事業セグメントにおいて経営環境の著しい悪化等の減損の兆候が識別されていない。
- ・減損会計の適用方法については前連結会計年度に採用された方法が継続して適用されている。

なお、当連結会計年度の監査では、新会計基準の適用に関する事項や法人向け与信に対する貸倒引当金以外の会計上の見積りに関する事項等についても監査委員会とコミュニケーションを行っているが、いずれも監査上の主要な検討事項には該当しないと判断している。

法人向け与信に対する貸倒引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（以下「三井住友トラスト・ホールディングス」という。）の連結財務諸表において、貸倒引当金1,633億円が計上されている。これは、与信残高32兆4,577億円に対するものであり、与信残高の大宗は、30兆8,765億円の貸出金が占める。また、貸出金は、連結総資産64兆6,332億円の重要な割合を占めている。</p> <p>① 債務者区分の判定</p> <p>連結財務諸表【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.(5)及び（重要な会計上の見積り）1.(2)に記載のとおり、主要な連結子会社である三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」という。）では、資産の自己査定基準に基づき資産査定を実施・検証し、決定された債務者区分に応じて、償却・引当基準に則り貸倒引当金を計上している。</p> <p>連結財務諸表上の貸倒引当金の大宗は、三井住友信託銀行の法人与信先に対するものであり、当該法人与信先については、主に債務者の財務情報等の定量的な情報を用いて信用リスク管理システムで判定された信用格付を基礎として、定性的な要素が勘案された上で債務者区分が判定される。</p> <p>具体的には、債務者の実態的な財務内容、資金繰り、収益力等を基礎として返済能力を検討し、業種・業界の特性等を踏まえ、事業の継続性と収益性を見通し、キャッシュ・フローによる債務償還能力、経営改善計画等の合理性及び実現可能性、金融機関等の支援状況等を総合的に勘案して債務者区分が判定される。なお、当該判定には経営者による主観的な判断を伴う。</p> <p>三井住友信託銀行では、ロシア及びウクライナ向けの重要な与信はないものの、当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や、ウクライナをめぐる国際情勢に伴う足許の経済環境の変化に起因して業績や資金繰りが悪化している法人向け与信については、当該影響やその見通しを踏まえた上で債務者区分を判定する必要がある。当該影響は、人や物の移動制限やサプライチェーンの混乱、消費動向の変化、資源価格の高騰等に起因して、複合的かつ多岐にわたり、その見積りには高い不確実性が存在する。また、大口与信先（信用リスクが高まった場合に金額的に重要な貸倒引当金を計上する可能性のある与信先）の債務者区分の変更は、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。したがって、このような債務者区分の判定には、経営者のより高度な判断が求められる。</p>	<p>当監査法人は、法人向け与信に対する貸倒引当金の見積りの合理性について評価するため、主に以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>貸倒引当金の見積りに関連する内部統制の整備及び運用の状況の有効性を評価するため、当監査法人の信用リスク評価やITの専門家との関与の上、主に以下の手続を実施した。</p> <p>（三井住友信託銀行）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 自己査定及び償却・引当に関する諸規程の整備状況の評価</li> <li>● 営業店部等において信用リスク管理システムに入力される債務者の財務情報の信頼性を担保する統制の評価</li> <li>● リスク統括部における信用格付判定モデルの整備運用に係る統制の評価</li> <li>● 信用リスク管理システムにおける定量的な信用格付判定に係るIT業務処理統制の評価</li> <li>● 審査部やリスク統括部において自己査定及び償却・引当の諸規程への準拠性を検証する統制の評価</li> </ul> <p>（三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 足許の経済環境の変化及び将来見通しを踏まえた貸倒引当金の調整の合理性について、それぞれの経営レベルの会議体において検討する統制の評価</li> </ul> <p>(2) 債務者区分の判定</p> <p>債務者区分の判定が適切に実施されたかを検討するため、個別に検証対象とする債務者を定量的な要素及び定性的な要素の双方を勘案して抽出した。特に、当連結会計年度においては、前連結会計年度の監査において重視した新型コロナウイルス感染症の影響に加え、資源価格高騰等の足許の経済環境の変化により信用リスクの悪化が見込まれる大口与信先を抽出するため、以下の点も勘案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定量的な要素：仮に債務者区分の判定が適切に行われていなかった場合における貸倒引当金への金額的影響</li> <li>● 定性的な要素：足許の経済環境の変化が債務者の業績及び資金繰りへ与える影響の度合いや、当該影響に対する耐久性</li> </ul> <p>上記のプロセスを踏まえて抽出した法人与信先について債務者区分の適切性を検討するため、足許の経済環境の変化による影響に留意した上で、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 債務者の財務情報の分析結果や、定性的判断を含む債務者区分の判定に係る文書を閲覧し、債務者区分が自己査定に関する諸規程に準拠して判定されているか否かを検討した。</li> <li>● 三井住友信託銀行の関連各部（営業店部、審査部、リスク統括部）への質問のほか、当監査法人が独自に入手した債務者に関する情報等も踏まえて検討した。</li> </ul>

<p>② 将来予測を勘案した予想損失額の調整</p> <p>連結財務諸表【注記事項】（重要な会計上の見積り）1.(3)に記載のとおり、連結子会社である三井住友信託銀行及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社（以下「三井住友トラスト・パナソニックファイナンス」という。）において、足許の経済環境の変化が債務者の業績及び資金繰りに与える影響に鑑み、債務者の財務情報や過去の貸倒実績率等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響額を見積り、予想される将来の信用損失に対する必要な調整として貸倒引当金を210億円（前連結会計年度末は184億円）計上している。なお、当連結会計年度は、三井住友信託銀行において前連結会計年度に考慮した新型コロナウイルス感染症の流行長期化による影響に加え、資源価格高騰等による影響を考慮して調整額を見積もっている。</p> <p>当該引当金の見積りにあたっては、業績や資金繰りの悪化が懸念される業種を特定し、当該業種に属する一部の与信を対象として、将来の信用リスクの悪化の程度及びそれに伴う内部格付遷移に関する仮定を置き、将来発生すると予想される信用損失額を見積もっている。また、当連結会計年度は、三井住友信託銀行において内部格付遷移の仮定を置くに当たり、定量的な情報等を用いる手法を採用している。</p> <p>経済環境の変化が及ぼす影響の予測には、高い見積りの不確実性が存在し、経営者による主観的な判断を伴うが、見積りを行うにあたって用いられる仮定が適切でない場合、連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、法人向け与信に対する貸倒引当金の見積りが、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>(3) 将来予測を勘案した予想損失額の調整</p> <p>足許の経済環境の変化が三井住友トラスト・グループ各社の貸倒引当金に与える影響を評価するため、貸倒引当金の計上を協議・決議したグループ各社の会議体資料を閲覧したほか、当該会議体の構成員やその他の出席者へ質問した。</p> <p>また、将来予測を勘案した予想損失額の調整を行う上で用いられた仮定の適切性を検討するため、主に以下の手続を実施した。当連結会計年度においては、当該調整の対象とする与信の特定及び信用リスクの悪化の程度に関する仮定の適切性を検討するに当たり、新型コロナウイルス感染症の流行長期化による影響に加え、資源価格高騰等による影響を考慮した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 三井住友信託銀行の関連各部（調査部、審査部、財務企画部、リスク統括部）や三井住友トラスト・パナソニックファイナンスの関連各部（経理部、リスク統括部）へ質問した。</li> <li>● 第三者機関が公表している影響度調査結果や外部エコノミストのレポート等の外部情報を閲覧した。</li> <li>● 貸倒引当金の見積りに用いられた仮定と、三井住友トラスト・グループの信用リスク管理における分析結果や信用リスク計測の基礎となる情報との整合性を検討した。</li> <li>● 過年度に用いられた仮定の適切性を遡及的に検討した。</li> </ul>
---	--

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## <内部統制監査>

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

2022年6月23日

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 寺 澤 豊

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 間 瀬 友 未

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 田 中 洋 一

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。



## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

**【表紙】**

**【提出書類】** 内部統制報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の4第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2022年6月24日

**【会社名】** 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

**【英訳名】** Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.

**【代表者の役職氏名】** 取締役執行役社長 高 倉 透

**【最高財務責任者の役職氏名】** 該当事項はありません。

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役執行役社長 高倉 透は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2022年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社7社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社52社及び持分法適用関連会社32社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の連結経常収益（連結会社間取引消去後）の概ね2/3に達している3事業拠点を「重要な事業拠点」としました。なお、総額で経常収益に含まれているリース事業に係る収益については、費用を控除した利息相当額を用いて事業拠点の選定を行いました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として預金、貸出金、有価証券及び信託報酬に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。

**【表紙】**

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年6月24日

【会社名】 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役執行役社長 高 倉 透

【最高財務責任者の役職氏名】 ー

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役執行役社長 高倉 透は、当社の第11期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

該当事項はありません。